

平成30年第408回定例会

矢吹町議会会議録

平成30年6月8日 開会

平成30年6月18日 閉会

矢吹町議会

平成30年第408回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月8日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	6
組合議会報告	6
議員派遣報告	7
町政報告	7
報告第1号の上程、説明、質疑	9
報告第2号の上程、説明、質疑	10
報告第3号の上程、説明、質疑	10
報告第4号の上程、説明	11
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案の上程、説明(議案第32号～議案第37号)	16
散会の宣告	17

第 2 号 (6月11日)

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
欠席議員	19

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19
職務のため出席した者の職氏名	20
開議の宣告	21
一般質問	21
薄葉好弘君	21
鈴木隆司君	35
富永創造君	48
三村正一君	60
会議時間の延長	73
安井敬博君	73
散会の宣告	87

第3号 (6月12日)

議事日程	89
本日の会議に付した事件	89
出席議員	89
欠席議員	89
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	89
職務のため出席した者の職氏名	90
開議の宣告	91
一般質問	91
青山英樹君	91
総括質疑	104
議案・請願の付託	104
散会の宣告	105

第4号 (6月18日)

議事日程	107
本日の会議に付した事件	107
出席議員	107
欠席議員	108
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	108
職務のため出席した者の職氏名	108
開議の宣告	109
議事日程の報告	109

議案第32号、第33号、第35号、請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	109
議案第34号の委員長報告、質疑、討論、採決	111
議案第36号の委員長報告、質疑、討論、採決	112
議案第37号の委員長報告、質疑、討論、採決	113
日程の追加	114
同意第1号の上程、説明、採決	115
同意第2号の上程、説明、採決	116
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
閉会中の継続調査の申出について	128
議員の派遣について	128
閉会の宣告	128
署名議員	131

平成30年6月8日（金曜日）

（第 1 号）

平成30年第408回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年6月8日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 町政報告
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について(専決第6号 損害賠償について)
- 日程第 6 報告第 2号 平成29年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第 7 報告第 3号 平成29年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告について
- 日程第 8 報告第 4号 出資法人の経営状況について
- 日程第 9 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第10 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第11 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号 平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第12 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 平成29年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第2号))
- 日程第13 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第14 議案の上程
議案第32号・第33号・第34号・第35号・第36号・第37号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(13名)

1番	富	永	創	造	君	2番	三	村	正	一	君
3番	安	井	敬	博	君	4番	加	藤	宏	樹	君
5番	薄	葉	好	弘	君	6番	鈴	木	一	夫	君

7番	青	山	英	樹	君	8番	鈴	木	隆	司	君
9番	栗	崎	千	代	松	君	11番	吉	田	伸	君
12番	藤	井	精	七	君	13番	角	田	秀	明	君
14番	大	木	義	正	君						

欠席議員（1名）

10番	熊	田	宏	君
-----	---	---	---	---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	野	崎	吉	郎	君	副	町	長	藤	田	忠	晴	君																		
教	育	長	栗	林	正	樹	君	代	表	監	査	委	員	佐	藤	昇	一	君														
企	画	総	務	課	長	阿	部	正	人	君	ま	ち	づ	く	り	推	進	課	長	氏	家	康	孝	君								
税	務	課	長	三	瓶	貴	雄	君	会	計	管	理	者	兼	総	合	窓	口	課	長	小	針	良	光	君							
保	健	福	祉	課	長	泉	川	稔	君	産	業	振	興	課	長	兼	農	業	委	員	会	事	務	局	長	佐	久	間	一	幸	君	
都	市	整	備	課	長	福	田	和	也	君	教	育	次	長	兼	教	育	振	興	課	長	佐	藤	豊	君							
子	育	て	支	援	課	長	山	野	辺	幸	徳	君																				

職務のため出席した者の職氏名

議	会	事	務	局	長	梅	原	喜	美	副	局	長	加	藤	晋	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開会の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第408回矢吹町議会定例会を開会いたします。

なお、10番、熊田宏君より、風邪を引いたので、本日は欠席する旨の届け出がありましたのでご報告いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（大木義正君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大木義正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 安井敬博君

4番 加藤宏樹君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大木義正君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

[8番 鈴木隆司君登壇]

○8番（鈴木隆司君） どうも皆さん、おはようございます。

第408回矢吹町議会定例会が、本日6月8日に招集になりましたので、それに先立ちまして、6月6日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の案件につきまして企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出がありました日程案については議会事務局長から説明を求め、協議した結果、会期を6月8日から6月18日の11日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案等は15件であります。そのうち、報告4件、承認5件については、全体審議といたします。

次に、条例の一部改正4件及び5月30日までに受理いたしました請願1件については、それぞれの常任委員会に付託して審議をすることにいたします。

また、2件の補正予算案につきましては、一般会計と特別会計に分け、第1予算特別委員会及び第2予算特別委員会を設置構成して、審議をすることにいたします。

なお、各委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆さんのお手元に配付してあるとおりであります。第1日目の本日は本会議で、諸報告及び町政報告を行い、続いて報告4件、承認5件を全体審議により、その報告を受け、日程第14で、議案第32号、第33号、第34号、第35号、第36号及び第37号までを一括上程して、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

第2日目の9日、第3日目の10日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の11日月曜日は、午前10時から通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の12日火曜日は、午前10時から前日に引き続き一般質問を行い、終了後、総括質疑をして、議案、請願の付託を行いまして、午後1時から常任委員会を開催いたします。

第6日目の13日は水曜日、午前10時より予算特別委員会を開催いたします。

第7日目の14日木曜日は、午前10時から水曜日に引き続き予算特別委員会を開催いたします。

第8日目の15日金曜日は、報告書作成のため休会といたします。

第9日目の16日、第10日目の17日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第11日目の18日月曜日は、午後1時から本会議を開き、日程第1から日程第4まで各委員会に付託した議案、請願の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行い、今定例会は終了となります。

なお、会期中の追加議案があれば、その時点で議会運営委員会を開き、その対応について協議をいたしますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

なお、議会最終日には、執行部、議員との懇親会を午後6時より「いやさか」にて行いますので、よろしく申し上げます。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（大木義正君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日6月8日から6月18日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月8日から6月18日までの11日間に決定しました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（大木義正君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配布資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書、例月出納検査の結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会及び福島県町村議会議長会平成30年度定期総会における議案書等の写し、請願文書表等並びに議案等説明のために出席を求め

た者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、閉会中の継続調査の申し出により行われました各常任委員会並びに議会運営委員会及び議会広報編集委員会の正副委員長の互選につきましては、その正副委員長が決まりましたので、私から報告いたします。

総務教育常任委員会委員長、三村正一君、副委員長、鈴木隆司君。

産業民生常任委員会委員長、鈴木一夫君、副委員長、富永創造君。

議会運営委員会委員長、鈴木隆司君、副委員長、薄葉好弘君。

議会広報編集委員会委員長、富永創造君、副委員長、藤井精七君。

以上であります。

これより、各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報編集委員会の各委員長から、挨拶を求めます。

総務教育常任委員会委員長、三村正一君。2番。

〔総務教育常任委員会委員長 三村正一君登壇〕

○総務教育常任委員会委員長（三村正一君） 皆さん、おはようございます。

このたび総務教育常任委員長に就任いたしました三村正一でございます。

議会として町民の皆様の負託に応えられるよう、委員の皆様のご協力を賜りまして、公正かつ円満な委員会の運営に努めてまいりたいと存じます。何とぞよろしくお願いを申し上げて、挨拶といたします。

○議長（大木義正君） 次に、産業民生常任委員会委員長、鈴木一夫君。6番。

〔産業民生常任委員会委員長 鈴木一夫君登壇〕

○産業民生常任委員会委員長（鈴木一夫君） 皆さん、こんにちは。

ただいま産業民生常任委員会の委員長ということで務めさせていただきます、鈴木一夫と申します。よろしくお願いをいたします。

我々の所管として主に始まります複合施設及び今後議論されるでありましよう道の駅、あるいは上下水道の長期寿命化計画、また、特に委員会から若干外れますが、特別老人ホームの建設など、皆様のご意見を伺いながらともに連携をして、密に進めていきたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（大木義正君） 次に、議会運営委員会委員長、鈴木隆司君。8番。

〔議会運営委員会委員長 鈴木隆司君登壇〕

○議会運営委員会委員長（鈴木隆司君） 皆さん、改めましておはようございます。

このたび議会運営委員長に就任をいたしました鈴木隆司でございます。

私は常々議会は自由な討論の場、また、議会は良識の府であるということを常々思っております。そういった理念のもとに、議会運営の議事進行がスムーズに行われますよう精いっぱい努力する所存でございますので、議員各位のご協力をお願いして、挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（大木義正君） 次に、議会広報編集委員会委員長、富永創造君。1番。

〔議会広報編集委員会委員長 富永創造君登壇〕

○議会広報編集委員会委員長（富永創造君） 議場の皆さん、おはようございます。

このたび議会広報編集委員会委員長を仰せつかりました富永創造です。

編集に当たって、議会広報は議会活動のアピールのできるものであると、そして町民の目線に立ってわかりやすく読みやすい編集を心がけたいと考えております。一層のご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

○議長（大木義正君） 以上で、各委員長挨拶は終わります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの3月定例会において議決されました、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書につきましては、3月20日付で各関係機関に送付いたしました。

◎監査報告

○議長（大木義正君） これより、例月出納検査の結果について、代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

[代表監査委員 佐藤昇一君登壇]

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうからは例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計につきましては、平成29年度2月分を3月26日に、3月分を4月24日に、平成29年度及び平成30年度4月分を5月24日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成30年1月1日から3月31日までの第4四半期分を4月25日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び都市整備課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものとして認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○議長（大木義正君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（大木義正君） 次に、私から平成30年5月22日に開催されました平成30年第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会についてご報告いたします。

臨時会提出議案の審議に先立ち、新しい組合役員並びに組合議員の紹介が行われ、次に、組合議会正副議長の選任に関する申し合わせ事項に基づき、組合議会の正副議長の選任が行われ、議長に筒井孝充白河市議会議長が、副議長には、藤田利春中島村議会議長がそれぞれ選任されました。

臨時会での提出議案についてであります。本臨時会に提案されました議案は1件であります。

議案第5号 白河地方広域市町村圏整備組合監査委員の選任についてであります。議会選出として鈴木敏男矢祭町議会議長が同意されました。詳細については、お手元に配付したとおりであります。

以上で、組合議員からの報告を終わります。

次に、平成30年6月4日開催されました福島県町村議会議長会平成30年度定期総会についてご報告いたします。

定期総会の議事に先立ち、優良町村議会の表彰が行われ、檜枝岐村議会、泉崎村議会、川内村議会が、そして町村議会議員特別功労者として20名の方々、自治功労者として34名の方々が表彰され、村上会長から優良町村議会に、そして特別功労者、自治功労者にあつては、その総代にそれぞれ表彰状、記念品が授与されました。

本定期総会での議案についてであります。報告1件及び議案3件が提出されました。

報告第3号については、2月の総会以降において異動のあった役員について、理事会により選任された旨の報告があり、承認されました。

議案第4号は、町村振興対策に関する要望として、各地方町村議会議長会から提出された21件の議題についての審議がありましたが、そのうち西白河地方町村議会議長会から提出された第14号及び第15号を初め、その他各地方町村議長会から提出された要望についても、全件原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 決議について、議案第6号 特別決議についてが提案され、原案のとおり決議されました。

なお、詳細につきましては、お手元配布の定期総会資料のとおりであります。

以上で、平成30年度福島県町村議会議長会定期総会の報告を終わります。

これにて、私からの報告を終了いたします。

◎議員派遣報告

○議長（大木義正君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（大木義正君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第408回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、大木議長を初め、議員の皆様へ感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第408回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますので、ご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、復興関連事業についてであります。

矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業についてであります。東邦銀行矢吹支店跡地における中町ポケットパーク整備事業につきましては、4月1日にオープンし、記念式典を開催いたしました。

当日は天候にも恵まれ、記念式典のほか、町内4小学校の児童による発表や矢吹バンド連合会主催によるイベントなどが行われ、多くの町民の皆様にご参加いただき、大成功のうちに終了することができました。

同じく、JA東西しらかわ矢吹支店跡地における（仮称）矢吹町複合施設整備事業につきましては、現在、基本計画をもとに基本設計を進めているところであります。基本設計を進めるに当たり、福島県建築設計協同組合と5月末までに計9回の設計協議を行い、基本計画等で提示された設計に必要な事項を整理した上で、公民館利用団体や子育てサークルへの聞き取りを行い、建物の構造や配置、各階の基本的なレイアウト、備えるべき機能や設備、施設内外のデザイン等を基本設計図書としてまとめております。

議員の皆様には、5月15日に開催された公共施設等調査特別委員会において、基本設計の進捗状況を報告させていただきました。今後、最終的な意見等を取りまとめた上で、公共施設等調査特別委員会、住民説明会、都市計画審議会等を経て、住民の皆様へ広報紙等でお知らせする予定であります。

次に、矢吹町屋内外運動場「未来くるやぶき」についてであります。平成27年3月27日にオープンし、昨年4月2日には来場者数10万人を達成いたしました。その後も順調に来場者数を伸ばし、本年3月24日に来場者数15万人を達成いたしました。記念すべき15万人達成の感謝の意を込めて、3月25日に記念セレモニーを開催し、来場者の方々と一緒にくす玉割りや記念撮影などを行いました。

また、同日にオープン3周年を記念したイベントも開催され、参加した子供たちは、ピエロの愉快的パフォーマンスで盛り上がり、楽しんでおりました。今後も、子供たちの笑顔があふれ、楽しく元気になれる施設を目指してまいりますので、皆様のご来場及び応援をよろしくお願いいたします。

4ページをごらんください。

次に、行政区長委嘱状交付式及び区長会総会についてであります。4月13日文化センターにおいて、今年度の行政区長94名の方々に委嘱状を交付し、引き続き区長会総会が行われました。

総会では、昨年度の事業決算報告の承認及び今年度の事業予算の議決の後、大野康統会長を初め、副会長、幹事等15名の新役員が選出され、今年度の各種事業がスタートいたしました。

区長会を通して多くの皆様の意見を町政に反映したいと考えており、区長会の皆様方には各種事業にご協力いただく予定となっております。

なお、区長会総会の前段として、今年度新たに行政区長になられた中畑地区、三神地区の区長を対象に「行政区長スタートアップ会議」を初めて開催いたしました。会議では、区長業務全般、区長会業務、行政区活動支援事業、町の主な年間スケジュールなどを説明いたしました。

次に、矢吹町交通死亡事故ゼロ1,000日達成についてであります。矢吹町は平成27年7月10日から交通死亡事故ゼロを継続し、平成30年4月5日午前零時をもって交通死亡事故ゼロ1,000日を達成いたしました。これを記念し、4月5日に町交通・防犯団体、町議会、白河警察署より約50名が参加し、記念式典を行いました。

また、4月9日には矢吹町交通対策協議会に、福島県県南地方交通対策協議会会長の福島県県南地方振興局長より、福島県交通対策協議会長である福島県知事からの表彰状の伝達が行われました。

今後も、交通死亡事故ゼロが2,000日、1万日と続いていくよう、交通・防犯関係団体及び関係機関と協力し、町民の皆様が安心して暮らせる町を目指してまいります。

次に、第33回全町クリーン作戦の実施についてであります。今年度は「人・モノ・自然を大切にする『遺

魂し』の心を生かしてごみゼロのまちを築きましょう」をスローガンに、4月15日早朝より行政区長を初め、関係者皆様のご協力のもと、全町クリーン作戦を実施し、不燃ごみと可燃ごみを合わせて2トントラック等で31台分のごみの収集、処理をいたしました。

当日は、小雨が降る中での実施となりましたが、各行政区において、しっかりとごみの分別がなされており、効率よく作業を終了することができました。

多くの町民の皆様、ボーイスカウト矢吹第1団、建設協力を初め協力団体の方々に対し、改めて心から感謝申し上げます。

ここまで町政報告を、5点を抜粋し、報告申し上げます。

矢吹町の力強い復興、そして地方創生に向け、議員の皆様のごさらなるご協力をお願い申し上げます、私からの町政報告とさせていただきます。

その他21項目については、お手元に配付いたしました第408回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（大木義正君） 以上で、町政報告は終了いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（大木義正君） 日程第5、これより報告第1号 専決処分の報告について（専決第6号 損害賠償について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

報告第1号 専決処分の報告についてであります。専決第6号 損害賠償について、本件は、平成29年9月22日午後3時30分ごろ、矢吹町一本木地内において、公務のため職員が公用車を運転中に、駐車場内において車両を移動させるため後進したところ、後方から同駐車場内に進入してきた相手方の車両と接触し、同車両に損害が生じたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は、6万4,286円であり、相手方との示談は成立しております。

損害賠償の額については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成30年3月30日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第1号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略

し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（大木義正君） 日程第6、これより報告第2号 平成29年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

報告第2号 平成29年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてであります。本件は、平成29年度矢吹町一般会計予算において計上いたしました道路等側溝堆積物撤去処理事業、神田西線道路整備事業等を、地方自治法施行令第146条第1項の規定に基づき、繰越計算書のとおり平成30年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第2号 平成29年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（大木義正君） 日程第7、これより報告第3号 平成29年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

報告第3号 平成29年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてであります。本件は、平成29年度矢吹町水道事業会計予算において計上しました配水管布設工事について、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、繰越計算書のとおり平成30年度へ繰り越しましたので、同条第3項に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第3号 平成29年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告については、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（大木義正君） 日程第8、これより報告第4号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

報告第4号 出資法人の経営状況についてであります。本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、町が出資している白河地方土地開発公社の経営状況を報告するものであります。

報告する内容については、平成30事業年度事業計画、平成29事業年度事業報告、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの損益計算書、平成30年3月31日現在の貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録のとおりであります。

以上です。

○議長（大木義正君） 報告第4号 出資法人の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告のため、質疑、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第9、これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第2号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）について、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1億3,959万9,000円を減額し、総額を75億2,307万4,000円とするとともに、繰越明許費の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税1,468万8,000円、自動車取得税交付金613万1,000円、諸収入310万7,000円をそれぞれ増額し、地方消費税交付金2,723万9,000円、国庫支出金2,411万5,000円、繰入金3,539万7,000円、町債3,890万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費がふるさと思いやり基金事業等により2,161万1,000円を減額、民生費が健康センター管理運営事業等により8,649万円を減額、衛生費が墓園施設整備管理事業等により1,420万2,000円を減額

するものであります。

次に、繰越明許費補正の内容につきましては、放射線対策事業等の3事業について、年度内完了が困難なことから、総額1,702万2,000円を追加し、また、神田西線道路整備事業及び公園整備事業については、増額変更するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、防災基盤整備事業債130万円、消防施設整備事業債830万円、一般補助施設整備等事業債2,180万円、災害援護資金貸付金債750万円をそれぞれ減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月26日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第10、これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第3号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、既定の歳入歳出予算からそれぞれ5,862万1,000円を減額し、総額を22億8,391万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税144万3,000円を増額し、国庫支出金633万5,000円、療養給付費交付金13万

7,000円、前期高齢者交付金1,000円、県支出金806万6,000円、共同事業交付金3,691万1,000円、繰入金861万3,000円、繰越金1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費294万6,000円、保険給付費5,567万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月26日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第11、これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第4号 平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、既定の歳入歳出予算からそれぞれ350万円を減額し、総額を5億6,145万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、使用料及び手数料560万5,000円を増額し、繰入金910万4,000円、繰越金1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費350万円を減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月26日に専決処分を行いましたので、

同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第12、これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 平成29年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第5号 平成29年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,862万1,000円を追加し、総額を14億3,803万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料1,799万6,000円、国庫支出金2,002万4,000円、県支出金58万7,000円をそれぞれ増額し、使用料及び手数料2万6,000円、支払基金交付金992万5,000円、諸収入3万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、基金積立金2,862万1,000円を増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月26日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 平成29年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第13、これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第7号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例について、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、関連する矢吹町税条例等の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、固定資産税の土地に係る負担調整措置の3年延長及び新築住宅に係る税額の減額措置の2年延長、働き方改革に関連した個人町民税の給与所得控除、公的年金等控除の制度の見直しによる控除額の改定等並びに国のたばこ税見直しに合わせた、たばこ税の税率の段階的な引き上げ等となっております。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案の上程、説明（議案第32号～議案第37号）

○議長（大木義正君） 日程第14、これより議案の上程を行います。

議案第32号、第33号、第34号、第35号、第36号及び第37号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

初めに、議案第32号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難指示区域等に住所を有していた世帯に対する国民健康保険税の減免措置を平成30年度も引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。

国が示した基準に基づき減免を実施した場合、減収分が災害臨時特例補助金及び特別調整交付金で補填される措置は平成29年度までとなっておりますが、国の財政支援が延長されたため、財政支援の内容に合わせ、引き続き国民健康保険税の減免を行うものであります。

次に、議案第33号 矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

これまで規定されていた放課後児童支援員の資格要件に、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」で資格の保有を必要としない要件を追加し、また、学校教育法の規定により教諭となる資格を有する者としていた要件を、「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」とするものであります。

次に、議案第34号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の規定を整理するため、矢吹町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第35号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、持続

可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、平成30年度から都道府県が国民健康保険制度の財政運営の責任主体となったことに伴い、市町村が賦課・徴収した国民健康保険税を、国民健康保険事業費納付金として都道府県に納めるよう地方税法の関係する規定が改められたことから、所要の改正を行うとともに、納付金を確保するため、国民健康保険税の税率等を改正するものであります。

都道府県の示す標準保険料率を参考に、市町村は、それぞれの保険料算定方法や予定収納率に基づき保険料率を定め、賦課・徴収し、納付金を納めることとなります。

本町の平成30年度の国民健康保険税について、県が示した標準保険料率と現行の税率で課税した場合の税額を比較すると、1人当たりの課税額が下がる見込みとなりますが、町全体の課税額も減ってしまうことになり、県へ納める納付金に大きな不足が生じることが予想されるため、平成30年度の税率については、できる限り標準保険料率に近づける形で引き下げながらも、次年度以降、納税者の混乱を招くような大幅な税率の変更をすることなく、かつ今後も安定的に納付金が確保できるように税率を定めるものであります。本案の税率の引き下げにより、被保険者1人当たりの課税額は約1万3,000円減額となる見込みとなっております。

なお、県が示した標準的な保険料の算定方法が、所得割、均等割、平等割による3方式としているため、これまでの4方式から、資産割を廃止した3方式に変更するものであります。

次に、議案第36号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,076万6,000円を追加し、総額を86億8,676万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税173万1,000円、国庫支出金300万円、県支出金581万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が地方創生推進交付金事業により600万円を増額、民生費が介護保険特別会計への繰入金等により313万4,000円を増額、教育費が公民館施設管理運営事業等により222万3,000円を増額するものであります。

次に、議案第37号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ251万7,000円を追加し、総額を13億8,806万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金98万円、繰入金153万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費251万7,000円を増額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（大木義正君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午前11時04分）

平成30年6月11日（月曜日）

（第 2 号）

平成30年第408回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年6月11日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	鈴木	隆司	君
9番	栗崎	千代	松君	10番	熊田	宏	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	角田	秀明	君	14番	大木	義正	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎	吉郎	君	副町長	藤田	忠晴	君
教育長	栗林	正樹	君	企画総務課長	阿部	正人	君
まちづくり 推進課長	氏家	康孝	君	税務課長	三瓶	貴雄	君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針	良光	君	保健福祉課長	泉川	稔	君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間	一幸	君	都市整備課長	福田	和也	君
教育次長兼 教育振興課長	佐藤	豊	君	子育て支援 課長	山野辺	幸徳	君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅 原 喜 美

副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（大木義正君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問等の時間について確認させていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、答弁を含め60分以内であります。

制限時間3分前には予鈴を1回鳴らし通告しますので、制限時間内での発言の取りまとめをお願いします。

また、60分には終了鈴を2回鳴らし、質問または答弁の途中であっても、質問及び答弁は打ち切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は議員発言席より行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることになります。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇ 薄葉好弘君

○議長（大木義正君） 通告1番、5番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴席の皆さん、雨の中大変ご苦労さまでございます。

さて、通告いたしました一般質問をさせていただきます。

まず初めに、協働のまちづくりについてですが、第6次まちづくり総合計画の実施に向け、協働のまちづくりを推進するために、町と行政区のパイプ役を果たす行政区サポーター制度を平成30年度から試行実施されますが、この制度による協働のまちづくりの概要についてはどのようなになっているのかをお尋ねいたします。

また、行政区サポーター制度について、4月の区長会で説明されたようですが、各行政区長ごとには、詳しい説明については、内容については説明されておきませんので、行政区と職員の役割については具体的にはどのような対応を予定しているのかをお尋ねいたします。

また、協働のまちづくりを進めていく中で、地域内の課題や問題点など行政区として対応できない場合の対応については、どのように対応を考えているのかをお尋ねいたします。

2つ目に、高齢化社会による老人対策についてですが、この件についても、第6次まちづくり総合計画の中

で、高齢者が元気で安心して暮らせる町をつくと記載されております。年々人口減少による少子高齢化社会により、当町も年々後期高齢者がふえてきておりますが、支え合う地域づくりにおける高齢者支援のあり方については、町としてはどう考えているのか。

また、町の老人クラブですが、町内の一部の地区では組織もなくなってきていると聞いておりますが、町としては老人クラブの加入率や活動実態をどう捉えているのかをお尋ねいたします。

また、高齢者の健康づくり、地域への奉仕活動など、町内でさまざまな高齢者の生きがい活動を推進している老人クラブを町としては今後どのような対応を考えているのかをお尋ねいたします。

最後に、公民館活動について質問いたします。

公募により4月から新たに中央公民館長が就任されましたが、館長としての職務権限と具体的な業務内容はどうなっているのかをお尋ねいたします。

また、今年度より地区公民館の体制も変わり、公民館の事業が集約されて職員も削減されたようですが、地区公民館の事業活動は今後どのように対応していくのかをお尋ねいたします。

また、現在、基本計画に基づき建設計画が進められている複合施設内の公民館機能については、今後、中央公民館の行ってきた役割や行事等を新しい施設は具体的にどのように継承するかどうかについて、協議検討は進めているのかをお尋ねいたします。

以上、3項目質問させていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆様には、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、行政区サポーター制度についてのおただしであります。本制度は第6次矢吹町まちづくり総合計画において、地域住民と行政がお互いを尊重しながら協力し合う協働のまちづくりを推進するため、地域コミュニティの推進の施策に行政区サポーター事業を位置づけて取り組んでおります。

本町では、平成28年度から行政区及び行政区長業務を支援する制度として、毎年、行政区長意見交換会を開催し、行政区における悩みや課題、問題点を伺い、その対応策や解決策等を共有してまいりました。

また、地域住民から行政区長への相談等は近年多様化しており、行政区長の役割も複雑化してきております。そのような中、行政区長はその総数の約7割が1年の任期で終わることから、行政区長が役場へ気軽に相談できるサポート体制の整備が必要であると考え、平成29年度より行政区サポーター制度を試行しております。

平成29年度は、本制度の利用希望を確認するための意向調査を行い、希望があった19の行政区に対し、サポーターとなる職員を4月より12名配置し、試行による検証を行い、サポーター職員による行政区長への手厚いサポートが必要であることや、サポーター職員間での連携をとりやすくすることなどの課題が挙げられました。

これらを踏まえ、今年度は全ての行政区を対象として試行を行い、総区制をとっている行政区は全体で1組、世帯数の少ない行政区は近隣の行政区と合わせて1組とし、1組当たり2名の職員を配置しました。

また、サポーター職員間で連携をとりやすくするため、係ごとに担当行政区を振り分け、計52名を配置し、6月1日より試行を開始いたしました。

議員おただしの本制度は、主に2つの仕組みを柱としております。1つは町へのご意見・ご要望の窓口であり、もう1つは地域活動に関する提案やアイデアの窓口として、サポーター職員が一緒になって地域活動を支援するものであります。

町へのご意見・ご要望の窓口では、随時、行政区長からサポーター職員へ直接相談をすることになっておりますが、今年度よりさらにサポートを強化するため、毎月1回、サポーター職員から行政区長へ連絡を行い、地域活動における悩みや課題等を伺う機会を設けます。

また、地域活動に関する提案やアイデアの窓口では、行政区がやってみたいことなどを検討する行政区の会議に町職員も同席し、地域活動の助言や提言等を行うことで、よりよい地域活動になるよう支援をしていく仕組みであります。

本制度は、本年度も試行として実施いたしますが、行政区の活動がこれまで以上に活発となることを期待し、行政と地域が一体となった協働のまちづくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、行政区サポーター制度の行政区への説明及び行政区と職員の役割についてのおただしであります。本制度の行政区への周知につきましては、4月13日に開催されました矢吹町区長会総会において、本年度は町内全域で実施することや本制度の内容をお知らせするとともに、行政区とサポーター職員のそれぞれの役割について、事例を資料で示したところであります。

また、5月23日付の各行政区へ配置する職員等の通知の際に、再度サポーター制度の実施とその役割についてお知らせいたしました。

おただしの行政区とサポーター職員の役割につきましては、サポーター職員は町への意見・要望を担当部署につなぐほか、地域活動における課題等に関してともに考え、解決に向けて取り組む役割を担い、行政区が通常行っている業務は引き続き行政区が担う役割としております。

なお、行政区サポーター制度の内容や運用等で不明な点がある場合は、随時、担当職員が説明に伺いますので、よろしくをお願いいたします。

第6次矢吹町まちづくり総合計画の地域コミュニティの推進に関する施策では、行政と地域住民が互いの役割と責任を確認することで、尊重しながら協力する協働のまちづくりを推進すると位置づけられており、お互いに連携、協力しながら、さまざまな地域課題に対応できる協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、行政区が対応できない地域課題への対応についてのおただしであります。本町では協働のまちづくりを推進するため、各行政区の地域活動を積極的に支援する施策として、平成28年度から行政区長意見交換会を開催しております。

行政区長意見交換会では、各地域における悩みや問題点を出示していただき、行政に係る部分につきましては、担当課からその対応策を回答し、また、行政区長同士で情報を共有することで、類似する課題を抱えている行政区の対応策として参考にさせていただいております。

例えば、地域の共有地で土砂崩れの心配がある場所を行政区活動支援事業により舗装したり、階段を整備し

た事例を参考に課題等の解決が図られたところでありました。

おただしの行政区で対応できない地域課題への対応につきましては、直接、役場の担当する部署にご相談していただくか、サポーター職員にご相談していただき、行政区で開かれるサポート会議で町職員も一緒になり、地域課題の解決に向けて取り組んでまいります。

行政と行政区が一体となり、地域におけるさまざまな課題や問題を解決し、豊かで安心できるまちづくりを推進するために、自助へのアドバイス及び支援、共助に向けたサポート体制の構築を図っておりますが、解決が難しい内容につきましては、公助の責任のもと、解決に向けて取り組みますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、支え合う地域づくりにおける高齢者支援のあり方についてのおただしであります。まず、国における少子高齢化の状況につきましては、平成26年4月1日現在の、ゼロ歳から14歳の年少人口の総人口に占める割合は12.8%、65歳以上の老年人口の割合は25.6%であり、平成30年4月1日現在の年少人口の割合は12.3%、老年人口の割合は28.0%となっております。

次に、福島県における少子高齢化の状況につきましては、平成26年4月1日現在の年少人口の割合は12.7%、老年人口の割合は27.4%であり、平成30年4月1日現在の年少人口の割合は11.8%、老年人口の割合は30.6%となっております。

本町における少子高齢化の状況につきましては、平成26年3月末現在の年少人口は2,393人で、町の総人口に占める割合は13.4%、老年人口は4,534人で、町の総人口に占める割合は25.4%であります。

平成30年3月末現在の年少人口は2,216人で、町の総人口に占める割合は12.7%、老年人口は5,066人で、町の総人口に占める割合は29.0%となっており、全国的な傾向と同様に少子高齢化が進んでおります。

また、75歳以上の後期高齢者につきましては、平成26年3月末現在では2,296人で、割合は12.9%、平成30年3月末現在では2,495人で、割合は14.3%で、人数、割合ともに増加しております。

本町の年少人口の割合並びに高齢化率を国及び県と比較しますと、年少人口の割合は国及び県よりも人口に占める割合は高く、老年人口の割合は、県より低く、国よりは高くなっております。

また、平成26年から平成30年の間における割合の変化を比較しますと、年少人口は国が0.5%の減少、県が0.9%の減少、町が0.7%の減少となっており、老年人口では国が2.4%の増加、県が3.2%の増加、町が3.6%の増加となっており、年少人口の減少率は国と県の間であるのに対し、老年人口は国や県を上回る増加率となっております。

このように少子高齢化が進む中、支え合う地域づくりにおける高齢者への支援は重要なものと考えております。

本町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画の支え合いの分野における「高齢者が元気に安心して暮らせるまちをつくります」という政策の中で、高齢者に対する現状、課題を捉え、さまざまな事務事業に取り組んでおります。

その中でも、高齢者の積極的な地域活動を促進し、生きがいを持って生活していただくため、地域の高齢者活動の中心となる老人クラブに対し補助を行い、その活動を支援しております。

また、町内20地区で実施しているサロン事業に栄養士や作業療法士を派遣し、要支援、要介護状態や閉じこ

もりになることを予防し、活動的で生きがいのある生活が送れるよう支援しております。

今後も高齢者が地域活動等に参加しやすい仕組みや環境を整え、活躍の場を広げることで健康寿命を延ばし、生き生きとした生活が送られるように支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、老人クラブの加入率や活動実態についてのおたただしであります。老人クラブにつきましては、豊かな知識と経験を生かし地域の活動に参加することにより、老後の生活を健全なものとし、生きがいを高めようという目的で、昭和25年ごろから全国的に設立され、昭和37年に全国老人クラブ連合会が発足となりました。

本町におきましても、各地区で老人クラブが設立され、昭和47年には、各地区の老人クラブにより組織される矢吹町老人クラブ連合会が、クラブ相互の連絡協調とクラブ活動健全な伸長を図り、老人福祉の向上を期するとともに、明るい地域社会づくりを目的に、矢吹町社会福祉協議会内に設置されました。

矢吹町老人クラブ連合会に属する各地区のクラブ数及び会員総数についてであります。平成17年度は23クラブで1,110名、平成20年度は20クラブで819名、平成25年度は9クラブで421名、平成29年度は9クラブで360名と、クラブ数及び会員総数ともに年々減少し続けており、平成29年度末をもって解散または休止となった老人クラブがそれぞれ1クラブあり、平成30年度当初では、一区、二区亀壽会、五区喜楽会、六区さんわ会、須乗新田、明新朝日会、三城目長寿会の7クラブ、会員総数333名となっております。

老人クラブへの加入率につきましては、各地区の老人クラブで加入年齢要件は異なりますが、65歳以上の高齢者を対象とした場合、平成29年3月31日現在の町内の65歳以上の人口は4,990人、老人クラブの会員は372名であり、加入率は7.5%であります。

平成30年3月31日現在では、町内の65歳以上の人口は5,066人、老人クラブの会員は360名であり、加入率は7.1%であります。

老人クラブ及び会員数の減少の主な要因としましては、後継者不足による解散、会員の高齢化、新規加入会員の減少が考えられます。

次に、活動実態につきましては、矢吹町老人クラブ連合会では、ゲートボール大会及びグラウンドゴルフ大会の開催や、福島県高齢者福祉大会、福島県高齢者芸能発表大会等への参加、女性部による研修会や研修旅行等を開催し、会員相互の親睦や健康増進、教養の向上を図っております。

平成29年度からは、クロリティーと呼ばれるスポーツ輪投げなどの高齢者が気軽に楽しめる新たなスポーツ、いわゆるニュースポーツに取り組み始め、今年度からは、福島県老人クラブ連合会のニュースポーツ健康づくり事業にも参加し、会員のさらなる健康づくりを実施する予定であります。

町といたしましては、矢吹町老人クラブ連合会の事務局である矢吹町社会福祉協議会と連携し、後継者の育成や魅力ある事業の実施により、会員の加入促進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、老人クラブに対する今後の対応についてのおたただしであります。矢吹町老人クラブ連合会としての活動につきましては、ニュースポーツなどの健康づくりへの取り組みや歩道等の草刈り、ごみ拾い等の清掃活動など、地域への奉仕活動を実施しております。そのほか、高齢者の代表者として、本町の高齢者に対する施策の検討・協議先としてさまざまな会議にご参加いただき、助言や提言をいただいております。

具体的には、矢吹町国民健康保険運営協議会、矢吹町介護保険運営協議会といった町の重要事項の審議機関

の委員であります。

また、敬老会では共催団体として金婚・ダイヤモンド婚該当者の取りまとめ協力や、事業実施に向けた企画にもご参加いただき、高齢者の視点からの的確な助言等をいただいております。

さらに、議員おただしのおり、各地区の老人クラブでは、高齢者の健康づくり教室の開催や、公民館等の清掃等を担われており、本町の推進する自助、共助において大変重要な団体であると認識しております。

このため、町では、矢吹町老人クラブ連合会に対し補助金120万円を毎年交付し、矢吹町老人クラブ連合会及び各老人クラブの活動費の一部を支援しております。

今後は、各地区で実施している高齢者サロンやことぶき大学との連携等について矢吹町老人クラブ連合会と協議、検討して、相乗効果により会員の増加や効果的な事業の展開を目指してまいります。

多年にわたる社会活動により、矢吹町の発展に貢献された方々への感謝の意を表するとともに、これからも生き生きとした生活を送っていただくため、老人クラブに対し支援を継続してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、中央公民館長の職務権限と具体的な業務についてのおただしではありますが、中央公民館長につきましては、（仮称）矢吹町複合施設の開館後を見据えた公民館事業の管理運営体制の構築及び生涯学習推進計画に基づく事業の推進を図るため、平成30年2月に公募を行い、書類選考及び面接審査により社会教育主事の資格を有することや、これまでの教職員としての経験等を総合的に鑑み、適任であると判断し、任期付短時間勤務職員として、平成30年4月から平成32年3月までの2年間の任用期間で採用しております。

館長の職務権限は、社会教育法第27条に「館長は公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する」と定められており、矢吹町教育委員会行政組織規則では、上位法であるこの法律を受けて、第11条において「教育長の命を受け、公民館の事務を掌理し、公民館職員を指揮監督すること」と位置づけております。

これらの定めから、公民館の事業、組織、施設を所管することが職務となっており、具体的な業務につきましては、公民館主催事業の企画・運営、定期利用団体との連絡・調整、公民館施設の安全な維持管理、公民館職員の監督が主なものとなっております。

なお、公募に当たっては、社会教育への取り組み方に対する専門的かつ技術的な助言・指導のため、社会教育主事の資格を有することを応募の要件としており、各サークル団体や利用者の相談等に直接対応し、アドバイスなども行ってまいります。

そのほか、現在設計業務を進めております（仮称）矢吹町複合施設の検討委員会においても、公民館利用者の声を集約しながら参加しております。

このように、中央公民館長の採用により、昨年度に策定した生涯学習推進計画を進めるための体制が強化されており、また、複合施設整備後においても公民館機能がスムーズに移行できるものと考えております。

社会教育の中核施設である中央公民館においては、誰でも自由に学習機会を選択して学ぶことができること、そして、その学習、事業に係る情報が常に公開され、町民に周知されることが大切であると認識しており、今後も、公民館が生涯学習の場として、また、地域のコミュニティの場となるよう、館長を中心に生涯学習事業の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地区公民館における事業活動の今後の対応についてのおたただしであります。これまで、地区公民館の体制は、地区公民館職員を矢吹、中畑、三神の地区別に委嘱し、その地域ごとに特色ある地区公民館事業を実施してまいりましたが、職員の配置人数により、講座の実施回数などの運営面での違いや、内容が重複する事業等もあったことから、地区公民館の運営や職員のあり方等について、中央公民館・地区公民館職員の合同会議を開催し、協議を行ってまいりました。

会議では、これまで3地区で別々に行ってきた運営方法から、地区の垣根を取り払い、職員も全ての地区の運営にかかわる体制に見直すことについて協議を行ったところであり、多くの町民や職員が参加でき、職員の負担も減少するとの意見もいただいたところでもあります。

職員の委嘱につきましては、平成30年3月31日で任期満了となることから、継続について意向調査を行ったところ、4名の職員が継続を希望しなかったため、昨年度の15名から11名に変更となっております。

職員数について、西白河管内の町村と比較すると、変更後の人数においても当町のほうが多く、また、地区を限定した業務ではなく、職員が全ての地区の業務にかかわるように見直したことから、新たな募集は行わなかったところであります。

なお、これまで三神地区、中畑地区で開催しております芸能祭につきましては、地域の皆さんが楽しみにしている特色ある事業でありますので、芸能祭の統合は行わず、矢吹、中畑、三神の全ての地区の方が参加できる運営を行いたいと協議しているところであります。

地域を越えた公民館事業を展開することにより、コミュニティの輪をさらに広げ、多くの町民が参加し、楽しめる事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、(仮称)矢吹町複合施設の公民館機能についてどのように継承するのかがおたただしではありますが、これまで、中央公民館では、町民が集い、地域の課題に向き合い学ぶ場として、社会教育法第20条に基づく教育、学術及び文化に関する事業を実施し、町民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進などに努めてきたところであります。

議員おただしの公民館機能の継承については、今後、教育委員会、社会教育委員の会、文化振興審議会等で、事業内容の協議、検討を深めてまいりたいと考えております。

また、昨年度、矢吹町生涯学習推進計画の策定に当たり実施したアンケートでは、「複合施設に何を期待するか」の問いに対し、「催し、講演、講座の実施」が最も多い結果でありましたので、複合化のメリットである図書館等との機能連携も含め、町民ニーズに沿った質の高い企画や、生活に密着した関心を呼ぶ事業など、これまで以上に、にぎわいを育み、活気をもたらす魅力ある公民館事業を目指し、新規事業の検討を進めてまいります。

なお、第6次矢吹町まちづくり総合計画に位置づけて、現在実施している高齢者生きがづくり事業など、長期間継続してきた事業や、参加者の意見を取り入れ、見直しを図ってきた町民講座開設事業等については、基本的に継承する方針で協議してまいりたいと考えております。

(仮称) 矢吹町複合施設では、これまで対策が難しかったエレベーターの設置や、バリアフリー、ユニバーサルデザインが取り入れられ、高齢者にも安全で優しい施設となり、子供からお年寄りまで、町民が楽しく過ごせる居心地のよい施設となりますので、開館に向け大いに期待しているところであります。

今後、矢吹町の生涯学習の拠点となる(仮称) 矢吹町複合施設整備において、(仮称) 矢吹町複合施設基本計画で掲げたキャッチフレーズ「集い・学び・遊び・育むフロンティア広場」の実現に向け、調査、検討し、町民の皆様にご喜んでいただける施設を目指し、準備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。

5番。

○5番(薄葉好弘君) 答弁ありがとうございました。

まず、協働のまちづくりについて再質問させていただきます。

先ほどの答弁の内容で、昨年の平成29年度も行政区サポーター制度が試行されたということで、19の行政区に対して12名が配置されて試行、検証を行ったというふうなことです。私も行政区長を地区でやっているものですから、その結果の報告というか、報告書なり整理されているんだかどうか。整理されていけば報告書を見せていただきたいと思うんですが、そういうふうに整理されているんだかどうかを、まずお聞きしたいと思います。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

[まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇]

○まちづくり推進課長(氏家康孝君) 5番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

昨年度、試行で実施いたしました行政区サポーター制度については、対象となりました行政区長さんにアンケートを行うなど、検証の結果をまとめてございます。つきましては、ご要望があれば、後で報告書を議員さんのほうにお渡しいたします。

以上でございます。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。

5番。

○5番(薄葉好弘君) 今の答弁書で報告書が作成されているというふうなことで、当然、今年度から全地区で実施するというのであれば、その内容等が検証されたというふうにおもわれますが、昨年度でも、課題や問題点など、そういうことが行政区のほうからあったのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

[まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇]

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 5番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

昨年度も各行政区長さんからご相談はありました。ご相談内容ですけれども、細かなもの多くて、例えばですが、集会所の給湯器の関係であったり、集会所ののり面の関係、あるいはごみ関係のものが主で、会議を開くような地域の大きな課題はございませんでした。

なお、行政区長意見交換会で、質問あるいは課題、悩み等をお聞きしまして、それを行政区長さんのほうに担当課から回答しておりますが、主にそのような内容が昨年も各行政区長さん、サポーター職員へのご相談ということでございました。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 昨年度はそんなになかったようなお話でございしますが、去年は地区が19地区で12名の職員だったというようなこともあって、区長とその職員を、始まる前に面談というか会わせて協議をしたというふうなお話なんです。今年度は今月から実施されましたが、実質電話1本だけだったというふうなことなんです。そういうふうな行政区長も内容がわからない方もおりますので、内容を職員と協議するというような場合は、ことしは検討していなかったのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

[まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇]

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 5番、薄葉議員のご質問にお答えをいたします。

昨年度は、19行政区で12名の職員ということで、少ない人数だったということもございまして、行政区の総会終了後に顔合わせということが可能でございました。

しかし、今年度につきましては30組、30の班がございまして、職員にしますと52名ございまして、全員が顔合わせをするということが不可能でございましたので、今回は通知という形でさせていただきました。

なお、先ほど答弁ありましたように、中身、詳しく聞きたいということであれば、まちづくり推進課の職員が出向きまして、その内容について細かくご説明をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 職員が出向くというふうなことで、そういうふうなことはサポーター事業の制度の中にも書いてありましたが、町職員が各行政区に出向いてサポートするというふうな、大変結構でいいことだなというふうに私も思いますが、そういうような中で新たな行政の課題の発見とか地域活動の支援をしていくというふうな部分は大変私もいいことだなというふうに思いますが、現実的に職員が出向いていって役員会に出席しろとか、あといろいろな課題や問題点があったときの対応が、職員どの程度まで対応できるのか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 5番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

行政区の課題等についての対応についてでございますが、実は、先週各行政区にお電話した際に、5区行政区から早速でありますけれども、今月末を予定しておりますが、役員会のほうに出席していただきたいというお話がございました。詳細な議題につきましては、今確認をしているところでございます。中身によりましては、私どもまちづくり推進課で対応できるもの、それとも担当課、例えば他課の職員、課長あるいは係長が出席をして対応するものもあるかと思っております。中身によりまして、その対応の度合いといいますか、それを考えながら事細かに支援をしていきたいというふう考えておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 今の答弁にあるように、職員の負担にならないような形でぜひ対応をお願いしたいなと思っております。

それで、私がちょっと課題や問題点ということで、これは第6次まちづくり計画の中にも、協働まちづくりの中の現状で掲載されていますが、今一番自治会で大変なのは、加入率が低くなってきているということで、これは各行政区とも共通の問題というふうなことで、これは区長会の中でも出ております。ここら辺の部分、具体的に震災の影響もあるのかなど。自治会の加入率も平成22年度だと74.6%あったというふうなことで、平成26年度で71%というふうに極端に下がってきていると。この第6次まちづくりの計画の中の目標では71%から73%、2%ほど加入率を上げていきたいというふうなことで、この行政サポート事業がこの加入率につながるような施策か内容等があるのかどうかをお尋ねしたいと思っております。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 5番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

行政区の加入率あるいは加入につきましては、各行政区の問題だとまちづくり推進課も認識しております。窓口で転入された際には、行政区への加入ということでご案内をしております。まずそのところで1点で、行政区というものがあましてというようなお話をさせていただいております。

あとは、行政区の活動の際に、新たな住宅、分譲地できたときには、各行政区長さんのご案内をするなどして、行政区のご案内をしていただくのがまずいいのかなというふうに思います。

そのほかに、今、各行政区で積極的に行政活動支援事業がございますので、そのときに、まだ加入していない地区あるいは方にご案内をするなどして地域に参加していただくように促す、あるいはまちづくり推進課としても広報を積極的にしていきたいというような方法で加入率アップに努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） ただいまの答弁で、加入率は自治会で町は関係ないような、今答弁だったように思いますが、第6次まちづくり計画の中では、自治会活動が無関心がふえたというふうなことも町では認識していますし、そういうような部分で活動を活発にして加入率を高めていくんだというふうに記載しているんですけども、今の話だと町は関係ないと。自治会のせいなのかというような。今、やはり震災後に役員になる人がいないとか、やはりそういうような部分で自治会活動に関心が薄れてきて、自治会を離れていく人もいるわけですが、そういうふうなことも、先ほど言った行政サポーター事業の中で何か提案をしていってくれたりとかというふうには私は思って質問したんですけども、今の答弁ですと、自治会だけということだとサポーター事業のちょっと意味がないような感じがしますが、それでよろしいのでしょうか。ちょっとその辺についてお尋ねをします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の質問にお答えさせていただきます。

今の課長の答弁で、薄葉議員のほうで誤解を与えるような印象を与えたというようなことにつきましては、そういうことがあったならば、私のほうからおわびを申し上げたいと思いますが、真意はそうではございません。今、氏家課長のほうからも、矢吹町に新しい住民になった方、また未加入世帯に対しましても行政区について加入を勧めておりますし、また、さまざまな機会を通して、町の行政区活動支援事業を含めて、そうした活動に参加していただくような、そんな働きかけをしておりますので、そうしたことで誤解のないように、私のほうからは重ねてお願いを申し上げたいと思います。

第6次矢吹町まちづくり総合計画の中に、地域コミュニティの推進に関する施策ということで、今、薄葉議員から話がありましたように、行政と地域住民が互いの役割そして責任というものをお互いに確認し合いながら、そして尊重しながら協力する、町もそして行政区もそうしたことでそれぞれの行政区の活動に参加していただくことによって、区長会のほうに入っていただける。そんなことが実現できるんだろうというふうに思っておりますので、まさしくそうしたことで、町と行政区というものにつきましては、イコールパートナーという扱い。ですから、繰り返しになりますけれども、尊重し合いながら、区長会のほうに加入するように、今後積極的にさまざまな対応策を練ってまいりたいと考えておりますので、その際には区長さんのご協力も切にお願いをしたいという真意でございますので、よろしくお願い申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 高齢化による老人対策について質問させていただきます。

先ほど答弁があって、大変老人クラブの加入が減ってきているというふうなことで、これも第6次まちづくり総合計画の中に記載されておりますが、老人クラブの会員数の増加と活性化が重要な課題と認識しているというふうなことで、魅力あるクラブのあり方を検討する必要があるというふうに書かれておりますが、この第6次まちづくりの老人クラブの現状の会員数が399人ということで、これを443人、31名アップするような計画が書かれておりますが、先ほど、答弁ですと、平成30年度でもう360名までになってきているというふうなことで、これから見ると443名とは随分ほど遠いような数字の回答なんです、これに対して具体的にどのような取り組みを検討しているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 薄葉議員の再質問にお答えをいたします。

まず、老人クラブの団体数、人数につきましては、町長答弁のとおり2団体で、人数につきましては27名ほど前年度と比べますと減っている状況でございます。

そのための対応策というふうなことでございますけれども、その減っている原因につきましては、まず答弁にありましたとおり後継者がいないということで、今まで核になって動いていた方がいなくなってしまったとか、そういったことでクラブを解散したりというふうなことがございます。

今後のあり方というふうなことでございますけれども、一番懸念される、例えば事務の面とかそういった面の支援が何かできないのかどうか、そういった検討。それから、他の団体、ことぶき大学、それから各地域でサロン事業等を実施しております。そういった方で老人クラブに入っている、入っていない等がございますので、そういった面の調査なども含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 答弁ありがとうございます。

先ほど、7クラブで会員数が333名で、現実的にことしは360名と。私ごとですみませんが、私の地区は老人クラブがあるんですが、老人クラブ連合会に入っていないので、この数字には入っていないというふうなことなんです、矢吹町老人クラブ連合会に入らないと補助金も受けられないというふうなことと、あと、老人クラブの会員数にも入ってこないというふうなことなんです、こういう地区、老人クラブは矢吹の町内に、私の地区以外に何か所かあるということなんでしょうか。そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 薄葉議員のご質問にお答えをいたします。

昨年度と今年度で比較しますと、減っていますのが田内それから長峰の老人クラブでございます。田内につきましては一旦活動休止、それから長峰地区につきましては解散というふうなことでございます。

それから、神田地区につきましては、団体はあるというふうなことで社会福祉協議会のほうからは聞いてはおりますが、連合会のほうには入っていないので、補助金等は出ていないような現状でございます。

以上です。

〔「連合会に入っていないクラブがどのくらいあるのかという」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） ご質問の連合会に入っていない団体といいますと、先ほどの休止している団体が1団体、それから神田地区の団体というふうに認識しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） では、続きまして公民館活動についてご質問させていただきます。

先ほど教育長から答弁がありました。私の勘違いかどうかわかりませんが、中央公民館の館長募集した内容の中に、その中に業務が書いてありましたが、その中に公民館職員の監督というふうな言葉は、文言はなかったわけですが、これについては当初から予定されておれば記載されているのかなと思いますが、記載されておりましたが、そこら辺についてちょっとご質問したいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員の質問にお答えいたします。

公民館長の募集に当たっては、当初から所属職員の監督ということも想定していたわけですが、その件が今ちょっと、その募集要項を確認、手元になくて大変申しわけありませんが、そういうことであれば、記載すべきだったというふうに思いますが、公民館長としては職員の監督は当然必要になってくるものということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 上位法の中で教育長の命を受け、公民館の事務を掌理して、公民館職員を指揮監督するというふうに位置づけられているということであるので、そういうようなことなのかなというふうに思いますが、そういうことであれば、私が質問した中で、職務権限の中で、実質役場の職員と、課長、副課長、係長なり役職ベースではどこら辺の職務権限を維持しているのか、私らちょっとそこら辺が館長ということになるとちょっとわかりませんので、そこら辺、どこら辺の役場の職員の監督職であれば位置するのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 5番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

役場内での役職レベルではというおただしでございますけれども、副課長レベルというところで考えております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 時間がないので最後にしたいと思います。先ほども答弁の中に、公民館活動の中でありましたが、今年度の公民館活動の計画の中で、地区公民館事業で、先ほど答弁にもありましたが、地区でやっていた行事で、特に三神、中畑地区は芸能祭というふうなことで地区の特色ある行事がありまして、これについては、今後検討していくというふうな、地区の方が参加できる運営をこの後協議しているところであるというふうなことで、ここまですすめられますけれども、私が見せていただいた計画の中では、今回やめた職員がボランティアで手伝うように、配置までされているというふうな内容になっておりますが、これは当初、削減したという、私はこの状況からすると、職員はもう他町村から見てもある程度の人数に達しているということで募集しなかったというようなことですが、具体的に見てみますと、ボランティアで手伝うような事業計画になっておりますが、そこら辺についてはどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） やめた職員のことについてでございますが、そのことにつきましては、実はもう何年も前にやめた方も現在もお手伝いをいただくというようなことで、それが伝統的に続いているというようなこともありまして、今回、3月に辞退された方々も、私たちがそのときにはお手伝いさせていただきたいというような意向を伺っておりまして、じゃ、今後進めるについてはこのようなことでというようなことで、計画をあらあつづくついているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

○5番（薄葉好弘君） 何秒あるんですか。

〔「1分30秒ぐらいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 5番。

○5番（薄葉好弘君） 今の、何年も前にやめた職員という話ですが、今回やめた職員に、そういう芸能祭とかに手伝っていただけますかというふうに聞いたと私は聞いておりますが、何年も前でなくて、ことしやめた職員でそういうふうに聞かれたので、あれだったら手伝いますよというふうな答弁を聞いたんですが、そこら辺、私が聞き違えたんだかどうか、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、薄葉議員の質問にお答えいたします。

そのことについては、薄葉議員おっしゃるとおりでございます、やめられるときに、この後も芸能祭についてはお手伝いいただけますかというようなことを、うちのほうの職員から問いかけをさせていただいて、ああ、それはいいですよという回答を得ているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 残り20秒ですけれども、再質問。

○5番（薄葉好弘君） ありがとうございます。

○議長（大木義正君） 以上で、5番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時10分から、よろしくをお願いします。

（午前11時01分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇ 鈴木隆司君

○議長（大木義正君） 続いて、通告2番、8番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。また、梅雨に入り、とても足元の悪い中を傍聴に来ていただきましてまことにありがとうございます。厚く感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。それでは、通告書に従い2点ほど質問をさせていただきます。

まず最初に、宿泊施設とサウナ設置についてでございます。

ちょうど1年前の昨年6月、きょうと同じ6月定例会において、このお試し宿泊とサウナの設置の補正予算が提出されました。本来であれば、こうした新規の新しいプロジェクトは当初予算において提出され、そこでさまざまな意見をもってやるべきだとは思いましたが、補助金のタイミング、あるいは特にサウナにつきましては、長年の間、町民の皆様からの強い要望があった案件でございますから、6月議会で昨年これが通ったわけです。

その後、9月議会でさらに追加の補正予算が上がりました。そして、12月議会を迎え、年がかわって3月議会で、その3月議会で突如として周辺の擁壁の安全性が確認されないため、この事業については今のところ完成を見送るというような説明がございました。ことしの4月に完成をと思っていたやさきの出来事でございます。我々議員もそうですが、多くの町民の方が、ことしの春から、あゆり温泉においてサウナに入れるんだというような期待感を持っていたやさきの出来事でした。

以上についてでございますが、この点について3点ほど質問をさせていただきます。

昨年度計画されていたお試し宿泊とサウナ設置が今年度実施に至らなかったが、その要因となった周辺の擁壁の問題が指摘、発覚された時期はいつかを伺います。

2番目、擁壁の安全性問題が生じた原因は、設計面なのか、工事手法の面なのか。また、それが生じた要因は何かを伺います。

3番目です。問題発覚の公表がおくれた原因と工期内完成の断念の発表が非常に遅延した理由はなぜか。また、今後、この問題に伴って国の補助金への影響はないかについてをお伺いをいたします。

続いて、2番目の質問でございます。

駅周辺地区のにぎわい創出についての政策についてでございます。

これは、さきの3月定例会に引き続きの質問でございますが、私はこのにぎわい創出には、日本人だけではなく外国人観光客も大いに含まれるということで、3月議会でも触れましたが、通告にないということでとめられてしまいましたので、今回は、この外国人観光客ということも通告に入れて質問をしたいと思っております。

まず最初に、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、あるいは国の観光立国宣言により、外国人観光客が急速に増加傾向にあることは周知のとおりであります。当町のにぎわい創出政策の中にこれをどのように取り込んでいくのか。町の考えと方針を伺います。

2番目に、駅観光案内所やポケットパークの機能・活動の効果が表面にあらわれてきていません。特に、スタートダッシュの点において、そうした要因が見られない要因は何かを伺います。

また、現在そうした効果が見られない中にありまして、今後予定されている実施計画についてお伺いをいたします。

3番目でございます。駅周辺都市再生整備計画事業によるにぎわい創出の計画立案、そして各団体との連携体制や企画、また、にぎわい創出の実態調査や効果状況調査の公表が今後この政策を守り立てていく要因だと思っております。こうした調査実地が当面発表されていない理由と、こうしたことがこの政策を盛り立てていくものと私は考えますが、町長のお考えを伺いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、8番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、あゆみ温泉のお試し宿泊施設とサウナ設置が実現に至らなかった要因である擁壁問題の指摘、発覚した時期についてのおただしであります。本事業につきましては、国の地方創生拠点整備交付金の採択を受け、平成29年6月定例会にて関係予算の議決をいただき、事業実施に向けた協議・検討を重ね、同年9月に実施設計に着手いたしました。

11月からは、福島県県南保健事務所、矢吹消防署及び福島県建築住宅センターとの設計協議を行いました。その際の指導内容や、施設の老朽化による影響等により、当初の設計内容を見直すこととなり、スケジュールに若干のおくれが生じたところであります。

しかしながら、一つ一つの課題を解決し、平成30年2月7日にサウナ工事の発注に向けた建築確認申請を福島県建築住宅センターに届け出たところ、あゆみ温泉敷地内にある積みブロック擁壁の建築確認済証等が確認できないとの指摘を受けたことにより、施設の安全性を確認する必要が生じたところであります。

このように、昨年11月から段階的に関係機関等との協議を行ってまいりましたが、本年2月の申請時点まで、当該事案に対する指摘はありませんでした。

当該敷地につきましては、昭和57年に老人福祉センター、平成2年にあゆり温泉、平成4年に機械室と、それぞれ建築確認申請を行い、県の確認・検査を受け建設しております。今回、サウナ室を設置するに当たり、過去の建築確認申請に基づいた増築であることから、安全性を指摘されるとは全く考えておりませんでしたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、擁壁の問題が生じた原因についてのおたただしであります。現在、あゆり温泉敷地内には、老人福祉センター及びあゆり温泉を囲むように四方に積みブロックによる擁壁が設置されております。

擁壁工事の経過につきましては、昭和57年度に着工、完成した敷地造成工事により、八幡神社側、矢吹消防署側、駐車場側の擁壁を設置し、次に、平成3年度に着工、完成した露天風呂造成工事に伴い、北側の擁壁が設置されております。

これらの擁壁につきましては、当時の工事関係書類、町都市整備課が保管する建築確認申請受付台帳及び福島県県南建設事務所が保有する建築確認申請受付台帳を確認しましたが、当該擁壁に関する建築確認申請が提出されていないことが判明いたしました。

建築基準法では、2メートルを超える高さの擁壁を設置する際には、工作物としての建築確認申請が必要となっており、あゆり温泉の四方の擁壁についても該当することとなり、擁壁設置当時においても同様であります。

通常、施設等建設に伴う実施設計につきましては、有資格者に業務委託し、関係機関との協議、法令確認等を経て設計書が完成しており、あゆり温泉等においても建築確認申請のため、確認・審査機関である福島県県南建設事務所との協議を行ったことが推測されますが、今回の結果に至ったことはまことに遺憾であります。

しかし、建築確認申請が提出されていないということは、建築士による安全性の確認がとれていない状況となっており、設計上の安全性について、調査・検証するため、業務委託費用の補正予算を本定例会に上程しております。

今後、業務委託により擁壁設置当時の設計図書等の再調査を実施し、法適合・不適合などの面から安全性の確認及び今後の方針を示してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、擁壁問題の公表、工期内完成断念の発表がおくれた理由及び国の補助金の影響についてのおたただしありますが、先ほど、答弁申し上げたとおり、擁壁に関する問題が発覚した発端は、本年2月7日に福島県建築住宅センターへ建築確認申請を行った時点であります。

発覚直後から、役場書庫等に保管してある、あゆり温泉建設当時の書類を点検・確認しましたが、当時の協議経過等に係る書類は確認できず、建築確認申請を提出した経過がないことが判明し、福島県県南建設事務所の建築主事等と協議等を重ね、建築確認申請の可否、サウナ工事等の着工の可否について検討してまいりました。

具体的には、サウナ設置工事及びお試し宿泊の改築工事を同時に発注する予定でありましたが、床面積に変更がないため建築確認申請を必要としない、お試し宿泊の改築工事のみを着手するか、あるいは地方創生拠点整備交付金の事故繰越を受けて、次年度に擁壁の安全性を確認した後、全ての工事に着手するかなど、さまざま

まな視点で工事着手に向けた検討を重ねてまいりました。

このような中、本年2月23日に、福島県県南建設事務所より建築基準法第12条第5項による擁壁の法適合状況の報告を求められたため、実施設計委託先の建築士と擁壁の法適合に関する報告に向けた検討もあわせて行っております。

このような検討を重ねた結果、建設当時の設計図書等の調査・確認や法適合状況の検討に時間を要すること、擁壁の改修等が必要となった際の設計及び改修工事等に相当の工期を要する見込みであることから、地方創生整備拠点交付金の事業期間である平成30年度末までにサウナ工事等が完了しない見込みとなり、事業実施を中止し、本交付金につきましては、取り下げざるを得ないと判断したところであります。

なお、この判断に至るまで、サウナ工事等の着工の可能性について、交付金の繰越申請の期限ぎりぎりまでさまざまな検討を行い、やむなく事業を中止することとなりましたが、発表がくれたとは思っておりません。

今回のあゆり温泉の整備につきましては、本町への移住・定住を促進するための効果的な事業であると考えており、特に、サウナの整備につきましては、利用者からの要望も多く、町民の皆様の期待を裏切る結果となってしまいましたが、今後も有利な財源の確保に努め、事業の推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、外国人観光客を取り込んだにぎわい創出についてのおたただしであります。政府は、観光先進国への新たな国づくりに向け、平成28年3月に明日の日本を支える観光ビジョン構想会議において、新たな観光ビジョンを策定しており、戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充などの取り組みを行っております。

観光ビジョンでは、2015年の訪日外国人旅行者数2,000万人を2020年には4,000万人へ、2015年の訪日外国人旅行消費額4兆円を2020年には8兆円とする目標を掲げております。

そのような中、本県の外国人宿泊数の推移であります。観光庁の宿泊旅行統計調査では、震災以前で最も多かったとされる平成19年は12万8,490人でありましたが、直近の報告がされた平成27年は4万8,090人と、平成19年度と比較して8万400人の減、およそ4割まで落ち込んでおります。

このことは、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、福島空港の中国、韓国などからの国際定期便が運休していることが大きく影響しているものと考えております。

そのため、県では、除染による空間放射線量の減少や福島県産の農水産加工品の安全性のPRを行い、また、インターネットを活用した旅行情報の提供等の取り組みを進めております。

さらに、台湾、ベトナムなど国際チャーター便への補助や、宿泊施設等の案内、多言語化を支援する補助事業による外国人宿泊者数の回復に向けた取り組みを行っております。

本町といたしましても、中心市街地のにぎわいづくりについては、商工会を初めとする各関係機関と連携を図りながら取り組みを行い、福島空港の国際定期便の再開に向けて県に要請しながら、外国人の受け入れ体制の充実や情報発信の方法についても検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、やぶき観光案内所の今後の実施計画についてのおたただしであります。矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場は、本年4月より、株式会社Rが指定管理者としてやぶき観光案内所の運営も含め行っております。

本年度の事業計画といたしましては、常設展示コーナーにおいて、年間を通して町内企業の製品や商店の商

品を展示し、来場者に商工業のPRを行っております。

また、「季節の窓」コーナーを設置し、日本の行事や風物詩にまつわる詩や立体造形物を毎月テーマごとに絵本作家の菊地清氏の協力を得て展示するほか、町内の観光名所や名物案内として写真を展示し、現在は、十三観音史跡公園の貴重な山野草などを写真で紹介しております。

次に、企画展・イベントとしましては、6月9日より、光南高校出身、イラストレーター・版画家である大河原健太氏の絵本初出版記念「むさしのひみつ展」の開催を皮切りに、8月にやぶき夏まつりの開催に合わせた親子向けイベント、10月には、2年に1度開催される、1区・2区自治会秋祭りに合わせ、町内をめぐるスタンプラリーを計画しております。また、10月下旬には、子育てサークルなないろによる親子向けのイベント、「手と手マルシェ」の開催を予定しております。

そのほか、時期は未定ではありますが、光南高校テクノアート美術系列や美術部による作品の展示のほか、絵本作家の菊地清氏によるペーパークラフト作品等の展示、未来くるやぶきのイベントに合わせ、親子で楽しめる企画等、年間を通してさまざまな企画展やイベントを開催する予定となっております。

なお、毎月、ご当地アイドルしゅんらんガールズによるユーストリーム配信を行うほか、矢吹町公式フェイスブックページの「開拓の町 矢吹」を活用し、町内で催されるイベント情報、観光情報、商店街情報、企業情報、地域の活動情報など、4月以降2カ月間で48回の記事を投稿しており、アクセス数は1万9,205件と大きな反響を得ており、引き続き積極的に情報の発信を行ってまいります。

今後も引き続き、民間の力を大いに発揮していただき、やぶき観光案内所を拠点とした観光資源の掘り起こしや積極的な情報発信等を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中町ポケットパークの実施計画についてのおたしであります。ポケットパークにつきましては、東日本大震災からの復興、中心市街地のにぎわい創出を目的に、国土交通省から矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業の採択を受け、東邦銀行矢吹支店跡地に整備したものであり、平成28年に事業に着手し、平成30年3月に完成いたしました。

当該施設は、本年4月1日より供用開始となりましたが、当日は、オープンを記念した式典を開催し、約800名と多くの方が来園されたところであります。

記念式典では、第1部で、用地のご協力並びにしだれ桜を寄贈いただいた株式会社東邦銀行様、音響設備をご寄贈いただいた高田工業株式会社様、用地のご協力をいただいた関本一三様へ感謝状を贈呈し、その後、テープカットが行われ、盛大なオープンを迎えております。

第2部の記念イベントでは、メインステージで町内の各小学校から、吹奏楽、よさこい、応援団の発表、また、しゅんらんガールズなどのアイドルグループによるステージが行われました。当日は晴天にも恵まれ、大変多くの皆様に参加いただき、大成功のうちにイベントを終えることができました。ポケットパークの完成までご協力をいただいた皆様に対し、この場をおかりして改めて感謝申し上げます。

さて、当該施設の活動の効果ではありますが、供用開始後、4月と5月の第3日曜日に、やぶき軽トラ市実行委員会による軽トラ市が開催されており、延べ人数1,200人の来場者が訪れております。

また、一般の方の利用状況につきましては、オープン後に休憩施設の設置要望があり、木製のベンチを3台設置したところ、親子連れの方や学生などがベンチに座り、くつろいでいる様子も見られ、今後さらに、必要

に応じてベンチなどの休憩施設についても追加の検討をしてみたいと考えております。

当該施設につきましては、オープンして間もないこともあり、現在、今後の利活用推進に向け、各種団体の皆様と具体的な協議をしているところであります。

先日は、矢吹町商工会の皆様と利活用に向けての意見交換を行い、今後の具体的なイベントについての確認を行ったところであります。

今後の計画としましては、軽トラ市は12月までの毎月第3日曜日を開催日としているほか、他団体からも夏祭りのイベント等の開催について利用申し込みがされております。また、本年度は2年に1度の矢吹秋祭りが開催され、ポケットパークを活用した秋祭りの開催について、1区並びに2区の協議が進められる予定であり、秋の夜のにぎわいが期待されます。

このように、ポケットパークは中心市街地のにぎわいを創出するイベントや多くの町民が多目的に利用することを目的として整備された公園であります。ポケットパークの利用方法につきましては、町広報誌、ホームページ等でPRしているところでありますが、さらなる利用促進のため、チラシ等を作成し、町内各種団体や企業等への配布、さらには光南高校や町内小中学校と協議を重ね、にぎわいの創出についてPR活動を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、にぎわい創出についてのおただしてありますが、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画は、「魅力と賑わいのある中心市街地としての再生」を大目標として、計画期間を平成27年度から平成31年度の5カ年と定め、整備を進めております。

にぎわい創出の計画立案につきましては、ハード面ではさきの答弁のとおり、平成28年度から事業に着手した基幹事業である中町ポケットパークが平成30年3月に完成し、これを記念した式典が開催され、中心市街地に大きなにぎわいをもたらしたところであります。

同じく基幹事業の（仮称）矢吹町複合施設整備事業につきましては、基本設計が完成し、本年6月から実施設計に着手し、平成32年3月の完成に向け事業の推進を図っております。

本計画では、計画立案時に、大正ロマンの館及びポケットパークでのイベント数、市街地における平日歩行者通行量の増加、空き店舗数の減少等の目標を掲げております。

これらの目標の達成に、ポケットパークや複合施設は町なかのにぎわいを復活させるための拠点施設であり、JR矢吹駅や、大正ロマンの館等との結びつきを強化し、これらの施設の回遊性を増すことで、町なかのさらなるにぎわい創出が期待されます。

また、これらの施設の魅力を引き出すためには、ソフト事業の充実も大変重要であると考えており、議員おただしのとおり各種団体との連携体制が必要であり、商工会や地元商店会、地元行政区及びサークル団体等、さまざまな団体の企画による利活用により、にぎわいが創出されるものと期待しているところであります。

なお、効果状態調査の公表につきましては、本計画の期間が平成31年度までであることから、基幹事業である複合施設の完成後に事業効果の分析を行い、公表してみたいと考えております。

今後も、「魅力と賑わいのある中心市街地としての再生」を目標に、地域との連携を十分に図りながら、町内のにぎわい創出につなげてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 再質問させていただきます。

まず、最初に1番目の質問、お試し宿泊とサウナ設置問題についてですが、今答弁をいただいたとおり、ことし2月に建築確認申請が出ていないというのが発覚したということでございますが、この建築確認申請がなぜ町の公共施設であるにもかかわらず出されなかったのかという点についてお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 鈴木隆司議員の再質問にお答えをいたします。

建築確認申請がなぜ出ていなかったのかということでございますが、答弁のほうにもございましたとおり、温泉施設あるいは老人福祉センター、それから機械室などは建物については、当然のことながら出ていた状況については確認ができました。それに付随する擁壁につきましては、それぞれの確認申請の段階の図面のほうには図示されてはいたんですが、その擁壁単体での確認をとったかどうかについては、確認ができなかったという状況でございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 先ほど、町長答弁にもあったように、このあゆり温泉、この施設は一度にして今現在のものができたわけではなく、何度かに分けてさまざまな施設が追加、追加していったんですね、例えば露天風呂であったり。そのときには、こうした擁壁の安全性の問題が出なくて、今回のお試し宿泊、サウナ施設のときに突如としてあらわれたということはどういうことなんでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 再質問にお答えをいたします。

今回、なぜというふうなことでございますけれども、2月の時点の県南建設からの報告書の提出の文書が根拠というふうなことになりますが、当時がよかった、悪かったということよりも、現時点で建物の所有者、それから管理者につきましては、敷地、それから建築設備等を常時適法な状態に維持するようにしなければならないという建築基準法の定めがございます。そのような関係で、2月に指摘があった時点で、適法な状況を確認しなければならなくなったというふうなことでございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 県南建設事務所、いわゆる県の見解としては、安全性が確認できない、擁壁の安全性が確認できないということで、町に対して申し入れがあるわけでございますが、この擁壁の安全性というのは、

これは設計面なのか、工事手法面なのか、それともこの建築確認申請そのものが出ていないためということなのか。県の見解はどういったことを言っているのかをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 鈴木隆司議員のご質問にお答えをいたします。

県南建設からは建築基準法第12条第5項の報告をするようにというふうなことで求められております。この報告につきましては、現在現存している擁壁が法に適合しているか適していないかという判断、それから、もし適していない場合は、今後どういう対応をするのかというような報告を求められているというふうなことでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） この擁壁について、これからいろいろな調査ということですが、これを全面的に修繕するのか補強で済むのかということがわかるのはいつごろでしょう。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 鈴木隆司議員の再質問にお答えをいたします。

県への報告の期限が12月28日までというふうな期限になってございます。当然それ以前には検討結果が出てくるようになると思います。

まず、法に適合するかどうか、しなかった場合はどうするのかということも含めて、その中で検討していくようになると思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 以前の全協での確認を申し上げましたが、例えば県南建設事務所がこの擁壁の安全性が確認できないために、今回のお試し宿泊、サウナの設置工事は認めていないわけですが、この擁壁の安全性が確認されないまま、現在のあゆり温泉の営業が認められているという点については、ちょっと疑問もありますし、その辺の県の見解、説明がどういうふうなものであったかをお尋ね申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 再質問にお答えをいたします。

県南建設事務所では、現在の擁壁の状況を見て、ああ、これは危険だなとか、そういう判断ではなく、法に

照らし合わせてどうなのかという判断でございます。あくまでもそういう判断でございます。ですから、現場がどうの、すぐに壊れる、壊れない、じゃ営業はどうなんだというお話ではございません。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 今の質問をしたのは、今、梅雨時期に入りまして、思い出すのは10年以上前にこの地区で大雨が降りまして、お隣の当時大信村、あるいは西郷村の太陽の国の裏山の土手が崩れて、死者が出たようなこともあったわけで、そういった危険性はないということによろしいですか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 鈴木隆司議員のご質問にお答えいたします。

今現在ののり面がどうなのかというふうなことで、危険性はないのかというようなことだと思うんですが、指定管理者の側で日々施設の建物の状況、それから施設の周辺の状況につきましても定期的に点検しておるような状況でございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 昨年度予算を認めた中で、設計委託料として約545万が計上されております。この設計は完成しているということによろしいのでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 再質問にお答えをいたします。

設計委託の関係でございますけれども、健康センター増改築工事設計委託、それから健康センター高圧電化設計委託というふうなことで、2つの委託業務を発注しております。3月末で事業のほうは完了しております。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 設計が完成しているということでしたが、また、今年度、平成30年度当初予算において、このお試し宿泊とサウナが完成しているという前提のもとに、いわゆる運営としての予算が計上されております。これ、この予算につきましては、どのように今後なっていくのかをお尋ね申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 再質問にお答えをいたします。

サウナ関係の費用の面でございますけれども、宿泊者用ということで、布団等の備品を購入する予定だった

費用につきましては、今後の議会で減額する予定でございます。

それから、指定管理料の中で見ておりますサウナ、それから移住・定住関係に伴います人員の増というふうなことで、収入を見ておりました。そういったものにつきましても減額、それからサウナ関係と宿泊関係の人員費関係につきましても減額するというふうなことでございます。それから、一部、早朝の清掃関係につきましては増額の予算というふうなことでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） この問題に関しましては、町民の皆さんの長年の要望ということでサウナをつくろう、あるいは国のお試し企画という、本当に有利な補助金があるということでしょうということで方向性を決めて、この方向性は決して間違いではなくて、むしろ本当にいい構想だったんです。これが、この建築確認申請が出ていないということが発覚して、これは今の説明によりますと、誰の責任でもなくて、偶然的にこういう問題が出てきてしまった。

ただ、今回のこの問題、私に取り上げて申し上げたいのは、この問題が2月に発覚して、この話が議会にも来ておりませんし、町民の皆様にもお知らせされていない。3月議会、もう間もなく29年度が終わって30年度が始まるという直前に、実はというようなことで、この問題があるということが町のほうから報告があったと。これは、非常に遅いタイミングだと思うんです。もっと早く、こういう問題が出たためにちょっと完成が危ぶまれる、予定どおりの完成ができないかもしれないということをもっと早く議会なり町民の皆様にご公表すべきではなかったのかということなんです。

この原因を再度お尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、鈴木隆司議員の質問にお答えさせていただきます。

今回のサウナの設置、お試し移住施設の設置については、町民の長年の夢、町民の皆様のご期待が大きかった。それだけに、今回そうした事業を断念せざるを得ないということについては、非常に私も遺憾に思っております。

ただ、このサウナの設置、お試し移住については、以前にも答弁もさせていただきましたが、全く断念ということではなくて、今後さらに国との協議を含めながら新たな補助金等も含め、今問題となっているさまざまな点を解消した後は、また前に進めていくということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

この件については、今ほども説明させていただきましたように、2月に県南建設事務所とのやりとりの間で問題が発覚いたしました。この件については、3月の議会の最終日、議会全員協議会で議員の皆様にもお話をさせていただきました。この国の補助金を取り下げ、そして事業についても一時断念せざるを得ないということについては、ぎりぎりの判断でございました。皆様に報告するまで県・国とのやりとりを継続していた。し

たがって、鈴木隆司議員の認識とはずれがございますが、非常に公表がおくれたということについては、先ほども答弁させていただきましたが、そういう認識は抱いておりません。

しかしながら、こうしたことをきちっと住民の方に説明をしたかというところについては、先の見通しが立たない中で断念したというだけで、なおかつ、これについては継続していきますよということで、新たな補助金とか財源の手当てができないままに公表すべきかどうかということについては、再度、内部で協議をしております。これらについて明確な方向性が出た時点で議員の皆様にお知らせをしながら、その時点でさらなるサウナの設置、そしてお試し移住施設の設置等については見通しが立った段階で説明を申し上げたいということで、ご理解をいただければと思っております。

以上で、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 今の町長の答弁もわからないわけではありませんが、我々議会もこの件につきまして予算を承認している責任があるわけです。ですから、私としては2月7日に建築確認申請が出ていないということが、問題が発覚しているわけですから、せめてこの数日後ぐらいには、議会に私は報告をしてほしかった、すべきではないかと。3月議会のときに説明したからいいという問題ではないと。我々は、やっぱり予算を承認している我々にも責任があるし、町民の皆様にも、皆様の要望によってサウナができますよというようなことがさまざまな部分において公表されていまして、我々も聞かれると、そういうような答えをしてきたわけです。

特に、あゆり温泉に関しては、私、29年度の資料は持っていないんですが、28年度はあゆり温泉の利用者は11万人、プールの利用者は7万人、合計で18万人、約20万人近い利用者がいて、このほとんどの人たちがやっぱり矢吹町のあゆり温泉のサウナということはかなり期待していたんです。今、あゆり温泉にはサウナがないからということで、近隣の温泉施設に行っている町民の方々も多いと伺っております。こういった期待度が高いだけに、何かあったときにはやっぱりすぐに報告してほしいということでございます。

○議長（大木義正君） 質問じゃない。

○8番（鈴木隆司君） 答弁は結構です。

以上で1番は終わりました、2番に移りたいと思います。

2番目の駅周辺のにぎわい創出政策についてということで、外国人観光客の問題を1番で取り上げました。

私、なぜこれを取り上げたかという、皆さんご存じのとおり、以前、矢吹町は、震災以前に矢吹町にあるゴルフ場に空港に近いという理由で、延べ人数で約2万人も近い韓国人の観光客が来ていたんです。福島県内でもそれは非常に珍しく、実績のある町なんです。現在、震災によって韓国便が飛んでいないからということではなくて、例えばそういう理論で言うと、今7月まで台湾便が福島空港にチャーター便で来ているんです。こういったことも事実です。それで、約5年前に800万人だった観光客がその後すぐ1,000万人になりました。実は、この問題、私取り上げるのは2度目で、そのときの定例会で、皆さん覚えているかどうか分かりませんが、東日本大震災、原発で、大変今、日本が沈んでいる中、観光客が1,000万人を超えたと、明るいニュースだということを申し上げました。

その後、昨年は2,800万、そして先ほど町長の答弁にもあったように、2020年には4,000万人を超えると。これは世界的に見ると、フランスの次に観光客が多いということになっていくんです。こういった国の流れ、外国人の流れを利用しない手はない。

実は、さきに私が取り上げたときに、近くのゴルフ場と提携して、ゴルフに行くと必ず住所、名前とか書くんですね。皆さん、ゴルフやる方は知っているとおり、そうするとそこでプレーすると、数カ月後とか半年後とかにこういうようなダイレクトメールが届くんです。なかなか個人情報とかにもかかわるので、これはゴルフ場と提携しても、こういうものを町で、これ、国際郵便ですから、多少こういう郵便も町で援助できるなら援助しながら、ゴルフ場なんかと提携して再び来ていただけないとか。

例えば、福島空港に今便がなくても、近くの空港に来ているわけです。これ、国のデータなんですけれども、1度日本に来た人にアンケートをとると、98%の人がまた来たいと言っているんです。ですから、まずできることからやりましょうということで、当時も申し上げましたが、こういったダイレクトメールなんかも、私は出したほうがいいんじゃないかと言っておったんですが、なぜこういったことが実現されなかったのかをお尋ね申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、鈴木隆司議員の再質問にお答えしたいと思います。

これまで、矢吹町につきましては、観光面につきましても東日本大震災からの復旧・復興期で努めてまいったところでございます。今後の発展期に向けましては、議員が今提案のあったダイレクトメール等につきましても検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 先ほど、私申し上げたとおり、もったいない話なんです。矢吹には過去に実績がある。実績がある町なんです。空港が近い、すばらしい温泉がある、交通の利便性もいい、こういうことをなぜ今の流れの中で利用できなかったのかというと、皆さん余り認識が薄かったのかなと思いますから、ちょっと数字で申し上げますが、例えば2020年に4,000万人を戻すんだと、超えるんだというような国の見解言いましたけれども、例えばことし、4月単月、ことしつい最近、4月単月で290万人も外国人観光客が来日しています。福島県の人口が約180万、東北で一番過疎が進んでいると言われている秋田は98万人ですから、秋田県の人口の3倍もの人が来て、1カ月で来ているんですよ。例えば、日本で一番人口の少ない鳥取県の人口は約56万人ですから、この5倍、6倍もの人が単月で来ているんです。これに対して、ただ来ているんでなくて、先ほど町長も4兆円から8兆円というようなことがありましたけれども、その経済効果、そのいわゆるインバウンド加効果で見ると、ことし3月の大手百貨店の売り上げが過去最高を記録していると。俗に言う爆買いというやつです。政府のほうもさまざまな関税緩和を行って、こういったことを大々的にやっているわけで、いわ

ゆるこの観光事業自体が地方創生の一環となり得る、地方創生の柱となり得ると言っている中であって、矢吹町は実績がある町にもかかわらず、空港に近い、すばらしい温泉がある、交通の利便性のポテンシャルも高いという、そういった特徴を全く生かせられなくて、国の流れ、この観光客の流れに乗れなかった理由は何でしょう。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、鈴木隆司議員の質問にお答えさせていただきます。

矢吹町は非常に魅力あふれる町だというふうにも自他ともに認めているところではございますが、認められる町でございますが、ただ、最大の要因は、じゃ福島県に足を運んでいただけるかという点に尽きるのかなというふうに思っております。中国にしても韓国にしても、日本の空港が再開できない、就航便が再開できない最大の理由は中国、韓国の国策ということで、福島には韓国人そして中国人を送りたくないというようなことがございます。

そういうこともあって、定期便の就航についての回復はなかなか難しい。これらについては私も何度も県の観光交流課のほうに足を運び、また、機会あるごとに、部長、そして副知事、知事等にも定期便の再開というようお願いをしておりますが、県のトップに至っても、そうした協議を望める、そういう環境にまだ至っていないというような状況にあることについて、ご理解をいただきたいと思っております。

とは言っても、さまざまな形で今、国は、そして福島県は、日本のそして福島県の魅力を発信するためにさまざまな手段を講じております。例えば、2020年においては、今までのインバウンド効果を倍増ということで、人数も経済効果についても打ち出しを行っておりますし、福島県におきましても、定期便がだめならばということで、チャーター便を飛ばしながら、台湾やベトナム、そうしたチャーター便をふやしつつ福島に外国人を来ていただくような努力をしております。

そうしたことにつきまして矢吹町はどのようにするかということにつきましては、ゴルフ場も温泉も、さまざまな魅力あふれるということで、実績もあるということでございますので、その回復に向けてさまざまな手段を講じているところについては、鈴木隆司議員についてもご案内のとおりだと思っております。

その一つが、やはり矢吹町をさらに魅力アップしようということで、第6次まちづくり総合計画前期計画、さらには地方創生の総合戦略ということで、人の交流、そして移住・定住も含めて矢吹町の魅力を大いに発信したいということで、さまざまな政策を立案し、そして議員の皆様のご理解をいただきながら計画を策定したことについては、ご案内のとおりだというふうに思っております。

したがって、さらにそうしたまちづくり総合計画や総合戦略にのっとりさまざまな政策、さまざまの事業の展開を通して矢吹町を国内外に発信をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

なお、議員のご提案いただいた内容等については、佐久間産業振興課長からも答弁させていただきましたように、さまざまなご提案、アイデアをお持ちのようでございますので、そうしたアイデアをぜひ有効に協議の場に、テーブルにつけて話し合いをしていきたいというふうに考えておりますので、この後もさまざまな提案

やアイデア等を町のほうにお示しいただくようお願いをしながら、質問に対する答弁とさせていただきます。
以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木隆司君） 先ほどと同じく、答弁の中に飛行機の就航がないという理由が挙げられていましたが、今現在、この件で言いますと、先ほど申し上げたとおり、7月まで台湾便のチャーター便が来て、台湾人が来ているにもかかわらず、町としては何の手も打っていないということが現状なんです。ここが私は問題だと思っているんです。

それから、福島空港に外国人観光客がおり立たなくても、よその空港におりて、先ほども言いましたが、会津の例えば只見線とか、ああいう高原列車的な田舎の原風景なところに外国人がかなり多く来ているんですよ。会津の観光地なんか行くと、かなり中国人の方とか韓国人の方とか見受けられます。

ですから、確かに震災以前よりは不利な状況下にあるんだけど、来ているのは間違いないので、その矢吹町というのは先駆者だったわけですから、やっぱりそういった政策に力を入れてほしいということでございます。

これはここで終わって、時間がないので、2番目のにぎわいに関する駅観光案内所とポケットパークの件について移らせていただきますが、駅観光案内所は今までのホームベースから、R、指定管理者がかわったわけでございます。それで、先ほどの町長答弁と町民の方々の見方にかなり私温度差があるなど。全くと言っていいほど動きが見えないというような声を聞きます。

例えば、新しく指定管理者がかわった段階で、公募の段階でそれなりに民間の発想とか活力とかさまざまなアイデアがあったはずですから、それを町民の皆様には知らせていないんですね、何が今現在行われているか。そういった公表がされていない。そういうことをやっているんだと答弁にありましたが、やっているふうには誰も感じていないわけです。この辺も指定管理者が新しくかわったわけですから、そのたびの公募の政策なんかはやっぱりどんどん報告……

○議長（大木義正君） すみません、時間が来ました。

○8番（鈴木隆司君） 時間がないので終わります。ありがとうございました。

○議長（大木義正君） 以上で、8番、鈴木隆司君の一般質問を打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議します。

再開は午後1時からといたします。

（午後 零時10分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 富永創造君

○議長（大木義正君） 通告3番、1番、富永創造君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 議場の皆さん、こんにちは。

では、通告に従いまして、一般行政と教育行政、それぞれ1項目につき、3項の質問をさせていただきます。

まず、一般行政ですが、前は包括ケアシステムの体制面からの質問をさせていただきました。今回は、医療・介護のサービスを受ける側に立った場合のサービスの中身である、量と質及び中長期的な視点に立った町民が満足できる医療・介護サービスを受けるための財源についての質問をさせていただきます。

新聞によれば、政府が近く決定する経済財政運営の指針、骨太方針、その素案の中で社会保障を歳出改革の重点分野と位置づけ、医療・介護費の給付費抑制を強調した内容が書かれています。事実、昨年からは、介護保険で7段階ある要介護のうち、最も軽い要支援1と2の方向への訪問・通所サービスは、介護保険から市町村の総合事業に移されています。

こうした現状にあつて、本町の高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を安心して送れますという町長の決意が町民の皆さんに伝わればと願いを込めて質問をさせていただきます。

まず1つ、訪問・通所サービスは、介護保険から市区町村の総合事業に移っていますが、サービスの量と質はどう変わるのか。

次に、本町の国保加入者の医療費は介護給付費ともに増加傾向にあり、7年後には2025年問題、高齢者人口のピークを迎えます。3月議会では、平成30年から3年間、第1号被保険者の介護料の改定を行わないことが決まっております。これは、町への歳入金額が変わらないということになると思います。

また、今年度より本町の国民健康保険税額が確定した場合、これまでに比べ被保険者1人当たり課税額がおおよそ1万3,000円減るとの説明を受けておりますが、被保険者にとっては保険税負担が軽減されるということはいずれの限りであります。けれども、今後、減った分の財源や県に納付する納付金が厳しくなると考えられます。

そこで、2つ目の質問は、財源の確保の見直しをお伺いいたします。

そして、3番目の質問、公募で決定した特別養護老人ホームの事業者と建設予定地である町有地に関して借地料の免除もしくは減免による支援を検討しているというが、その支援がなければ、この事業から撤退してしまうのか。

続きまして、質問第2項に移らせていただきます。

教育振興対策についてであります。

昨年11月の子ども議会の質問を覚えておると思いますけれども、その中で持ち運び可能なコンピューター、タブレット端末の小学校への導入についての質問がなされたと思います。その願いは、新学習指導要領に取り上げられている情報活用能力、いわゆるプログラミング教育と大きくかかわっていると考えられます。

小学校では、東京オリンピックが行われる2020年から、中学校では翌年度から新学習指導要領が全面実施されます。この実施に向け、平成29年度は学習指導要領の周知徹底、そして今年度からは先行実施の期間になっており、新たな教育のあり方を教育委員会などでもいろいろと検討されていることと思います。

そこで、質問1、新学習指導要領では、プログラミング教育を含む情報活用能力の充実・習得が取り上げら

れているが、どのように導入されるのか、その考えをお伺いいたします。

次に、矢吹町生涯学習推進計画に関してであります。以前、405回9月議会でこの計画は案の段階でしたが、この目的と方針をその405回9月議会で尋ねております。この計画をまとめるのに教育基本法、矢吹町まちづくり総合計画及び第3次矢吹町教育振興計画の基本理念や利用者からのアンケート、そういったものでこれまでの生涯学習に関する施策を踏まえ、今回の矢吹町生涯学習推進計画が策定されたと思いますが、そこで質問をさせていただきます。矢吹町生涯学習推進計画に、自然・風土・歴史・文化的資産の保護と活用の推進を盛り込めないか。

質問3、生涯学習・歴史・自然・文化・風土・スポーツ・ボランティアなどを通して、地域支援活動を目指す人材育成も生涯学習推進の成果になると思うが、考えをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、訪問・通所サービスについてのおたがしであります。平成27年の介護保険法の改正に伴い、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始いたしました。

本事業は、65歳以上の高齢者を対象として市町村が中心となって実施し、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、地域の支え合いやさまざまなサービスで高齢者を支え、介護予防を進めていくものであります。

これに伴い、介護予防訪問介護、介護予防通所介護が介護予防サービスから本事業に移行し、介護予防訪問介護は訪問型サービス、介護予防通所介護は通所型サービスと改められました。

介護予防サービスは、本人の状態を確認する訪問調査と主治医意見書をもとに判定される要介護認定で、要支援1、2と判定された方を対象として提供されます。これらのサービスは、総合事業に移行した後も以前と同じ事務所で同じサービスを提供しております。

また、総合事業では、要支援1、2と判定された方に加え、事業対象者として判定された方も訪問・通所サービスが利用できることとなりました。

事業対象者は、基本チェックリストの実施により、総合事業の対象に該当すると認定された方のことで、基本チェックリストの25項目の質問を行い、日常生活に必要な機能が低下している状態か判定を行うものであります。

基本チェックリストの実施は、要介護認定よりも簡単であり、短期間で認定を行うことができるため、サービスの提供をスムーズに開始することができます。

このように、本町の訪問・通所サービスにつきましては、要介護認定により要支援者と判定された方、また基本チェックリストの実施により事業対象者と判定された方に対して、総合事業移行前と同様の量と質のサービスを提供しております。

今後も、介護が必要な方々へ要介護状態区分に見合った的確なサービスの提供に努めるとともに、総合事業につきましてもさらなる充実を図り、要介護と判定された方々の重症化の予防に取り組んでまいりますので、

ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、介護保険サービスの財源の確保についてのおたただしであります、さきの3月定例会におきまして、介護保険料につきましては据え置くと説明させていただきました。

これは、平成30年度から32年度までの3年間の詳細を定めた矢吹町第7期介護保険事業計画に基づいております。

本計画は、介護認定者の各種サービス等の見込み量、各種補助金などを算定の上、町民の皆様にご負担いただく保険料を定めたもので、据え置きによる不足が見込まれる金額につきましては、介護保険給付費支払準備基金の取り崩しにより充当する計画であります。

介護給付費及び65歳以上の第1号被保険者数につきましては、第6期の介護保険事業計画では、平成27年度から平成29年度までの3年間の合計で40億9,773万1,000円、1万4,212人と推計しておりましたが、第7期介護保険事業計画では、平成30年度から平成32年度までの3年間の合計で43億6,987万円、1万4,933人と推計しており、第6期と比べて2億7,213万9,000円、781人の増加を見込んでおります。

特に、平成32年4月には、介護老人福祉施設の開所も予定されていることから、サービスの利用も増加が見込まれ、今後の介護保険料の負担がふえることについても予断を許さない状況となっております。

平成30年5月末現在の介護保険給付費支払準備基金の残高は約1億1,400万円ですが、本町としましては、今後も基金の活用はもとより適正な財源確保に努め、また高齢者の介護予防に取り組み、健康な生活を支援することで介護保険給付費を抑制するため、介護予防・日常生活支援総合事業により一層の取り組み、安定した介護保険事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、特別養護老人ホーム整備事業についてのおたただしであります、当該事業の経緯といたしましては、平成29年8月に矢吹町介護老人福祉施設整備予定事業者を広報やぶき及び町ホームページにて公募し、2事業者より応募がありました。

11月には、矢吹町介護老人福祉施設整備予定事業者選定委員会を開催し、社会福祉法人篤心会を整備事業者として決定いたしました。現在、早期の開所に向けて当該事業者と連携し、事業の推進を図っております。

さきの3月定例会で、鈴木一夫議員に同様の答弁をいたしました。特別養護老人ホームは社会福祉法人による営利目的ではない公益事業であることから、財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例第4条の規定により、建設予定地である町有地の使用料について、全部または一部を免除することが可能となっております。

また、社会福祉法第58条第1項の規定により、社会福祉法人に対して補助金の支出または通常より有利な条件で財産の貸し付けをすることが可能となっており、さらに社会福祉法人は老人福祉法第5条の3の規定により、老人福祉施設の用に供する土地及び建物の固定資産税につきましても、地方税法第348条第2項の規定に基づき非課税となります。

施設整備において土地取得は大きな課題であり、上記の規定に基づき建設予定の町有地の使用料について免除することは、整備事業の推進に大きく寄与するものであります。県内でも自治体が支援策として、施設整備に対し、建設予定の公有地の借地金を免除している事例が数多くあり、町としても当該町有地の使用料を全部免除いたします。

現時点の事業の進捗状況につきましては、測量・設計などに着手し、6月20日に矢吹町文化センターにて、

近隣住民を対象に住民説明会を予定しており、整備事業を着実に進めております。

議員おただしの整備事業者の撤退につきましては、本事業者は県内で複数の介護老人福祉施設を経営されている実績を持つ事業者であり、借地料の減免の有無による撤退はないものと考えております。

町といたしましても、第6期介護保険事業計画から整備を計画していた当該施設は、多くの町民が待ち望んでいたものであり、施設によるサービスを必要としている入所待機者の解消に向けて、早期の開所のため最大限の努力をしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 1番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、新学習指導要領におけるプログラミング教育を含む情報活用能力の充実・習得の導入についてのおただしであります。小学校及び中学校の新学習指導要領は、平成29年3月に告示され、プログラミング教育につきましては、小学校では平成32年度から必修化されました。中学校では、平成33年度から内容が拡充され、全面実施となります。

新学習指導要領では、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力と位置づけ、教科横断的な視点から教育課程の編成を図り、育成していくこととなります。

情報活用能力とは、コンピューター等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であり、さらに基本的な操作技能やプログラミング的思考・情報モラル・情報セキュリティー・統計等に関する資質・能力等も含むものであります。

小学校段階におけるプログラミング教育の目的は、プログラミングを体験しながらコンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考を育むとともに、プログラムの働きのよさや情報社会がコンピューター等の情報技術によって支えられていることなどに気づき、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度やコンピューター等を上手に活用して、よりよい社会を築いていこうとする態度などを育むこと、さらに教科等で学ぶ知識及び技能等をより確実に身につけさせることにあります。

新学習指導要領において中学校では、技術家庭科の技術分野でプログラミング教育を行います。小学校では特別な時間は設定されておらず、各教科等の特質に応じてプログラミングを体験しながらコンピューターに意図した処理を行わせるために、必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を各学校が計画し、実施することとなります。

平成32年度から小学校で教科化される5、6年生の外国語とは違い、一部前倒しでの実施や移行措置は義務づけられておりませんが、国ではプログラミング教育の指導事例の創出や各小学校の校内研修において活用できるわかりやすい教員研修用教材の開発に取り組んでおります。

今後、町教育委員会では、情報活用能力を育成するために必要な学習環境の整備について、国や関係機関から先進事例や情報をもとにスムーズに実施できるよう、各学校の環境整備の支援に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町生涯学習推進計画に自然・風土・歴史・文化的資産の保護と活用の推進を掲げることについてのおたただしですが、今日の科学技術の進展や情報化・国際化等、急激な社会の変化に伴い、人々の学習活動は一層盛んになり、学習意欲も多様化・高度化・個別化しております。

また、中央公民館の老朽化への対応、図書館・子育て支援施設等の連携による生涯学習の活性化、利便性の向上を目指して、複合施設の整備が進められているなど、生涯学習を取り巻く環境の変化に対応する必要があります。

これらの課題に適切に対応していくため、教育委員会では平成30年3月に矢吹町生涯学習推進計画を策定し、本計画に基づき今年度から生涯学習に関する施策を総合的・計画的に推進しております。

本計画では、「多様な学習内容、学習機会の提供」「生涯学習推進体制の強化」「地域コミュニティの活性化・郷土愛を育む」の3つの基本計画を定めており、それぞれの計画推進の方向性を踏まえながら各種事業に取り組んでおります。

議員おただしの自然・風土・歴史・文化的資産の保護と活用の推進については、この基本計画の「地域コミュニティの活性化・郷土愛を育む」に当たるものと考えております。

具体的には、生涯学習を通じ、町民がスポーツ・文化など、さまざまな活動や行政区の活動等に取り組むことにより、地域のリーダーを育成し、富永議員が代表として活躍されています「こうすっぺ西側イメージアップ作戦」のような主体的に行動する町民がつながり、お互いの力を生かし合いながら、地域の自然・風土の保護などのまちづくりを推進する団体の設立・運営を支援してまいります。また、歴史や文化的な資産は、町民が町に誇りを持ち、当時の人々の考え、思い、経験を学ぶことができ、将来の生き方を考える機会にもつながる町民全ての共有財産であります。

このため、本計画において、有形・無形の文化財等をデジタル化することによって管理・集約を行い、半永久的な記録として保存することで、インターネット上の資料館であるデジタルミュージアムを構築し、学校教育・生涯学習などで活用、鑑賞できる環境をつくり出していくこととしております。

なお、本計画は、住民のニーズや生涯学習推進環境の変化に対応するため、矢吹町複合施設整備期間である平成30年度、平成31年度を第1次計画期間と定め、複合施設がオープンする平成32年度を初年度とする計画を策定し、以降4年ごとに計画を改定することとしております。改定の際には、ご提案いただいた内容を参考とし、明確にわかりやすく改めるなどの検討を図ってまいります。

今後も、本計画に基づき、計画の基本理念である「未来を拓き、たくましく挑戦し続ける心豊かな人づくり」を目指すとともに、町民が生き生きと生涯学習に取り組み、楽しく充実した日々を過ごせるよう、事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、生涯学習を通じた人材育成についてのおたただしですが、少子高齢化の進行・国際化や情報化の進展など、社会が急激に変化する状況は、個人の生き方・価値観や行動様式にも大きく影響を及ぼしており、このような変化に対応するため、新しい知識や技術の習得を望む声は多くなっております。

これらの多様化・高度化する町民の学習ニーズに対応するには、教育委員会の各種施策を進めていくとともに、他の公的機関や民間の教育機関、高度な技術や知識を持つ町民の皆さんも重要な役割を担っていることから、生涯学習機会の提供には、これらの多様な主体と連携していくほか、地域のリーダーや生涯学習の担い手

となる人材の育成にも取り組んでいく必要があります。

このため教育委員会では、矢吹町生涯学習推進計画の基本計画の一つとして、生涯学習推進体制の強化を掲げており、生涯学習の担い手の育成・支援を計画推進のための取り組み事項として定めております。

計画の推進には、まず学びへのきっかけづくりが必要であり、児童生徒を対象とした事業では、スポーツを通して健康な心と体を養う各種スポーツ少年団、中学生、高校生を対象としたシニアリーダーの育成、また町の歴史を学びながら、児童同士の交流を行う日本三大開拓地子ども交流事業や学校教育の面でも小学生による地域の企業、商店訪問、中学生による地域ボランティア活動等の地域交流事業、小・中学校のキャリア教育など、さまざまな事業を実施しております。

これらの多種多様な学習活動が自分の考え方や生き方を方向づけたり、あるいはこれまでの考え方や生き方を変えるきっかけとなり、さらに学んだ成果を地域や社会に生かしたり、次の世代に還元したりできるような流れをつくっていくことが重要だと考えております。

これまでの取り組みにおいても、公民館事業に参加された方が受講をきっかけとしてリーダーとなり、サークル活動を行っている団体が幾つか生まれております。また、高度な技術や知識を有する町民の方々が舞踊や歴史講座、スポーツ教室などの講師となり、公民館で指導している事例もあります。

今後、生涯学習活動で自己を高めた町民がこの町で活躍し、さらにこの町をよくする担い手、主体として社会参画してもらえるような仕掛けや事業を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） まず、医療・介護保険サービスについてであります。最初の質問に対して総合事業移行前と同様の量と質のサービスを提供しておりますという答弁をやられたわけですが、まず100%以前の事業がスムーズに今のサービス事業として移行されているのかどうかお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 1番、富永議員への再質問へのお答えをいたします。

100%スムーズに同じように移行されているのかというふうなことでございますけれども、今回の総合事業につきましては、まずサービスを行っている事業所につきましてはみなし事業所ということで、同じ事業所が同じサービスを実施しております。したがって、スムーズにしているものと認識しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 再質問させていただきます。

同じ答弁の中で聞いておりますと、どちらかというと体制としての説明になっていたなど、そういう印象があるわけですが、私としてはサービスを受ける側、その人たちに対するサービスの量と質は大丈夫なの

であろうか、その点で質問したつもりであります。

そこで、例えば、総合事業に移ったことによって、今まで介護サービス対象者が100円とか200円、そういった負担で済んでいたサービスが、それが今回移行となって1,000円、2,000円とか、そういうふうにはなっていないのかどうか。さらに、週3回サービスを受けたんだけど、お金の関係とか、または事業者のほうの手が回らない、いわゆる職員が少ないとかで、そういった面で週1回しかサービスを受けられないとか、そういうふうなサービスを受ける側にとって不利な状況、そういったものが生まれる可能性があるのではないかと私は危惧しているわけです。

そこで、そういったことが起きるのではないかと、そういう点に関してどうなのかご質問いたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 富永議員の再質問にお答えをいたします。

まず、自己負担の関係ですけれども、通常の場合であれば1割負担というふうなことでございますので、自己負担がふえたとか、そういったことはございません。

それから、事業者の関係ですけれども、3月までやっていた事業者が4月以降も同じ事業者ということで、同じサービスを提供しております。それから、お一人の方が1カ月当たりを受けるサービスの限度があります。何単位という数字になってくるんですが、そちらの上限についても変わっていない状況ですので、サービスが減ったりとか、そういったことは無いというふうなことでございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 関連した再質問でございますけれども、サービス、量としては変わっていないよということ、現在は変わっていないということですが、国のほうでは、時々入院ほぼ在宅、そういうふうな方針で、今後、社会保障関係を見直していく、そういうふうなことになっているのが伝わってきております。そういった中で、矢吹町の介護福祉及び医療サービスの今後の見通しとしての認識はどうか伺いたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 富永議員の再質問にお答えをいたします。

国のほうは、入院ほぼ在宅というふうなことを考えているのではないかとというふうなことで、町はどうなんだということだと思いますが、まずなるべく介護度が重くならないような施策、これは当然必要なことであって、それが介護を抑制するとか、そういうことではないんですが、いつまでも健康でなるべくご自宅のほうで生活できる、そういったことは町が目指すところだとは思いますが。

しかしながら一方で、施設でのサービス、今回、特別養護老人ホームを設置するに至った経緯としましては、施設の待機者がいるというふうなことがございます。施設ができれば、当然のことながら施設でのサービスの

費用はふえていくというふうに予想しております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 続きまして、特別養護老人ホームの、いわゆるそれに関する質問についてであります。

特別養護老人ホームの建設に当たっては何度も、前回も私言いましたように賛成です。それに対して、今現状に対する一つの課題といえますか、指摘を申し述べたいということで質問をしております。

先ほど保健福祉課長が答弁されたように、特別養護老人ホームをつくることによって、いわゆる財源的なものではなかなか厳しいと。厳しいという言葉ではなくて、「予断を許さない状況」であると、そういう言葉を使っております。そういった中で、まず、ただしいんですけれども、この特別養護老人ホームの敷地、プールの跡地7,000平米、これ幾ら幾らで売却するというのは、以前、議会のほうにも上がったと思いますが、あえてもう一度、幾らで売却する予定であったのかお答え願います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 富永議員の再質問にお答えさせていただきます。

プール跡地につきまして売却を検討していた時期においては、約1億1,000万円の売却価格というふうに予定はしておりました。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 再質問させていただきます。

1億1,000万円に見積もられた土地、それをきょうの答弁では、そしてなおかつ使用料を全部免除にしたいという、そういうふうな考えに至った根拠は何なのかお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、富永議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の特老の建設に当たって、篤心会、こちらのほうに土地代を、使用料を全額免除するというので、先ほど答弁させていただきました。

この件については、前から説明をしているとおり、この社会福祉法人篤心会は、利益を追求しない公益的な団体でございます。したがって、この篤心会の性格については先ほども説明をさせていただきましたように、さまざまな特典がございます。そうしたことによって、そうした特典があることや、また今回の施設整備に当たっては莫大な費用がかかります。これは町が望んでいたとはいえ、なかなか町が自己財源で特別養護老人ホームを設置するまでの決断に至らなかった理由、あくまでも民間の力をかりて、民間のそうした力によって、この特老というものの建設を再度にわたってお願いをしてきて、今回、篤心会に特老建設に対して賛成を

していただいた。

それだけに、土地の取得を含め施設の整備については、莫大な金額がかかるということではございます。これは、篤心会にとっても同じことではございまして、施設整備において土地取得の問題は大きな課題であります。

したがって、先ほど説明したとおり、さまざまな特典を利用して建設をする篤心会については、建設予定の町有地ということで施設整備の負担をできるだけ軽くしてあげることについては、非常に町にとっての支援としては有効だろうということで、そうした決断に至ったわけではございます。

これらの市町村の支援のあり方については、これも以前から説明をさせていただいておりますし、今回の答弁でも話をさせていただきましたが、特別養護老人ホームを含めてさまざまな福祉施設の建設に当たっては、各市町村からさまざまな支援があることについても説明したとおりでございます。そうした理由によって、今回、当該町有地の使用料については全額免除に至ったというような判断をさせていただきました。

以上で、富永議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 関連質問させていただきます。

今の1業者に決定されて、その以前、いわゆる公募の時点、2つの業者が手を挙げておりました。そしてその際、町のほうでは、いろんな提出書類を用意させたと思います。その中にも、恐らく収支決算とか、そういった予算関係、見直しを含めた計画書も入っていたと思います。さらに、土地に関しては、本来であればその業者が既に確保していなければならないと、そういうふうな条件にもなっていると思いますが、そこら辺はいろいろ話すことで公募のほうで手を挙げた、それは2つの業者であった。そして、11月に1つの業者に決定された。その決定をされたら、施設をつくる土地を貸してくれと、貸してほしいと、そういうふうな話になってきて、あと今のような支援、借りるんであれば免除にするとかいう話になってきていると私はその流れをこんなふう理解しております。

先ほど福祉関係の予算に対して、財源に対して「予断を許さない」と、そういうふうな厳しい言葉を使って、財源、なかなか大変であると。そして、なおかつ土地の値段、1億1,000万円のもの、それを確かに公益事業団ではありますが、それを無償、いわゆる使用料を免除で貸すと。

こういった支援策に対して、この矢吹町の財政等を考えたときに、果たして町民は理解できるのかなと、大丈夫かなという、そういうふうな危惧が私にはあります。こういった点、どのように考えるかお答え願います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1 番、富永議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の特別養護老人ホームの建設に当たっては、当然ながら2業者のうちから1業者を選択する際には、事業計画書については提出いただいております。もちろん、その中には収支予算の計画書も上げられております。それは、町のほうの土地について使用料というような形で上げさせていただいております、それらについては、その使用料に基づいた収支予算計画書になっております。

ただ、ここではっきりとさせていただきたいのは、この町有地を無償で、使用料を無償で貸し付けますよというようなことで、その2業者に提示をしたわけではございません。あくまでも、今回はこの2つの業者に手を挙げていただいた段階で、町の土地がありますよと、この町の土地を使用していただいてもよろしいですよというようなことで提案をしておりますので、そうしたことで誤解のないようお願いをしたいなというふうに思っております。

財源に対しまして、先ほどの説明の中で、この後、今までの介護老人福祉施設の開所に当たっては、利用者が多く見込まれるということでございますので、今までよりも数がふえることについて、利用者がふえることについては当然のこととなりますし、それに伴って介護保険料の負担、町の負担も当然ふえることについては、これは自明の理でございます。

そういうことで、今後の少子高齢化、特に2025年問題も含めてだんだん高齢者がまたふえていくということになれば、そうしたことで介護の事業を受けるというような利用者がさらにふえるということもございますので、それに基づいて予断が許さない状況という説明をさせていただきました。

今もって今回、平成30年から32年度の第7期の保健福祉計画では、介護保険料、要するに利用者も含めて町民の皆様に負担を強いる負担金については、据え置きとさせていただいたと。これ一点とっても、今すぐ特別介護保険計画が破綻する、そういったことにはならないということについてもご理解をいただきたいというふうに思っております。

今回、この特別養護老人ホームを含めさまざまなサービスを提供することによって、一義的には、高齢者のさらなる介護予防に取り組んで健康な生活を支援するサービスに努めていくということでございますし、また今現在1億1,400万の基金もございますので、こちらの有効活用を図りながら、また国の有利な財源というようなことで、そうしたことで国の支援についてもさまざまな形で、サービスの提供に当たってはさまざまな事業についての支援も受けながらということで、介護サービスを徹底していきたいというふうに考えております。

繰り返しになります。健康な生活を支援することで、今現在シミュレーションを立てた人数を極力少なくしていきたい。そして、適切な積み立てをしながら、また財源の確保をきちつとしながら安定的な、そして予断の許さない状況に陥らないように努力をしまいたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） では、また関連させた質問でございますけれども、この特別養護老人ホームは広域になっております。町の住民だけがこの老人ホームに入れるということではなくて、それ以外の地域からの希望者もベッドがあいていれば入れると、そういう特徴を持った老人ホームであると聞いております。

つまり、矢吹町民が全員、いわゆる今待機されている高齢者、そして老人ホームに入りたいんだという矢吹町の町民全員が、そういう方が入れるような施設ではないのではないのかと。あいていなければ、町民でも優先的には入れないと。そういった施設にもかかわらず、どうも支援策が実に厚いのではないかと、そういう印象を強く持つわけです。これでは、町民全体の利益はどこにあるのか。いろいろ交渉をしている段階だとは思

いますが、（ **議長が取消を命じた発言** ）、これに対してどう考えがあるか伺います。

○議長（大木義正君） 富永議員、（ **議長が取消を命じた発言** ）、それは発言を取り消してもよろしいですか。

○1番（富永創造君） はい、了解しました。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、富永議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の特別養護老人ホームについては、広域的な入所が可能です。もちろん、今回、矢吹町がつくる特別養護老人ホームだけではなくて、さまざまな特別養護老人ホームを含む福祉施設については、その立地している市町村以外の入居希望者も入っております。ですから、矢吹町で今、待機が多くて入れないために、近隣の町村を含めて、遠隔地のそうした特別養護老人ホームも含めてさまざまな福祉施設を矢吹町の町民が利用しているという実態についても、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

また、そうした中であって、矢吹町の人全員、今回、建設予定する特別養護老人ホームに入れない施設に対しての土地を無償で、使用料を無償にするについては、余りにも町の財政状況を考えれば不利益ではないかというようなおたがいでございますが、そうしたことを含めると、ほかの天栄村さんで特別養護老人ホームを建てた場合にも、土地は村の用地を使用料無料だとか、増設するに伴って、土地をさらに求めて増設したりとか、あとは施設そのものに補助をしたりとかということをしているわけでございますよ。

ですから、そういうことではなくて、お互いがお互いの施設を利用していただくということになれば、やはりそれは、この福祉施設の存在意義というか、存在価値を認める上では、そうしたことはまああるということについても、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

確かに、町の土地を今回、篤心会のほうに使用料無償にすることによって、町の人たちが全員入れない、他の市町村民利用者が入ってきたときに、なぜそういった施設に他の市町村民を、利用者を入れるんだということになってくれば、特別養護老人ホームを含むそうした諸福祉施設の利用目的からすると、富永議員のその質問については当たらないのかなということをお自身はそう考えておりますので、富永議員にもご理解をいただきたいと思ひながら、質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

○1番（富永創造君） あと何分ですか。

○議長（大木義正君） あと2分30秒。

1番。

○1番（富永創造君） 続きまして、教育振興対策についてであります。

先ほど答弁では、プログラミング教育に関して、各学校の教育整備の支援に努めていくという答弁をいただきました。確かに現在、Wi-Fiの整備環境等は小学校ではされていると聞いております。私が求めるもの

は何かというと、いわゆるこの教育の導入に当たって指導者の育成、そういったものに関して、さらに突っ込んだ対応を考えていないか、またそういうふうにしたいか、進められるかどうか、この点お伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘いただきましたように、教員指導も大変重要でございますので、教育委員会でも、そしてまた、県のほうでも教育センター、その他で研修、講座などもございますので、いろいろと活用しながら町としても教員指導を計画的に行っていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力よろしくお願ひいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 残り40秒弱ですけれども、再質問ありますか。

1番。

○1番（富永創造君） それで次に、生涯学習推進計画を見ますと、自然という言葉が全く見られませんでした。矢吹町のこの自然豊かな、そしてふるさとであるさわやかな田園のまち、まさしく自然、これは地域資源であります。ぜひこういったものを見逃さないように、具体的にこの言葉を入れて、次回に生かしていただければと思っております。

以上であります。

○議長（大木義正君） 以上で、1番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は2時10分です。

（午後 2時00分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

◇ 三 村 正 一 君

○議長（大木義正君） 通告4番、2番、三村正一君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

傍聴においでの方皆さん、どうもありがとうございます。

通告した内容は3点でございます。

最初に、道の駅の推進事業でございますが、地域活性化の拠点として、矢吹町の特徴を生かした道の駅の整備事業は、今年度、基本設計業務に取り組む計画であります。ほかの道の駅の調査・研究や町民の皆様の声などをどのように捉えて、どのような検討がなされているのか、計画、整備内容、出店事業内容、事業規模、

事業予算、補助金・交付金の関係、収支計画、ランニングコストなど、変更の検討がなされているのかをお伺いします。

同じ道の駅の関係で2つ目でございますが、運営方法については、どのような形での準備を進めて万全の体制を図っているのかをお伺いします。

3点目ですが、地域商社株式会社とまちづくり矢吹事業についてお伺いをいたします。

大きな2番でございますが、新町西側の開発についてでございます。

新町西線について、私は今年の3月、6月、12月ということで3回一般質問をさせていただきましたが、今回、4回目ということになります。12月議会で質問したところ、大型のホームセンターの進出計画が協議中で、敷地1万5,000平方メートルで平成31年度オープンとの答弁をいただいております。また、新町西道路を含めて、その後の経過と協議内容についてをお伺いいたします。

その2点目でございますが、乱開発にならないよう面的開発について早い時期に計画するとして、どのように計画を進めているのかをお伺いいたします。

3点目でございますが、この土地の有効活用と地権者会の立ち上げについて、どのような検討をしたのかをお伺いいたします。

3点目でございますが、子育ての支援についてでございます。

子育て世代包括支援センターは、どの市区町村においても妊産婦・乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、利用者目線で一貫性・整合性のある支援をするもので、ニッポン総活躍プランにより、平成32年度末までに全国展開するとしております。センターについての町の考えと取り組み状況をお伺いいたします。

子育ての2点目でございますが、町営幼稚園の今後の方向性と認定こども園の取り組みについてお伺いするわけでございますが、背景にあるのは30年度より、あさひ保育園が民営化されたというようなことで、この後、町営の保育園・幼稚園がどんな方向に進むのか。1つは、統廃合をして町で進めていくのか、それとも民営化をするのかというような内容についての中での背景がある中で、この方向性を伺うわけでございます。

それから3つ目には、孫育て手帳の配布、おむつ関連用品の助成についてということで、非常に私が幼稚園・保育園の送迎関係を見ておりますと、おじいちゃん、おばあちゃんの送迎関係とか、そういった面で祖父母のサポートが多く見受けられております。

そういった中で、埼玉に行った際に、孫育て手帳というのが交付されておりました。子育てではなくて、孫育て。そんなことで、調べてみたところ、県内でもそういった孫育ての関係の資料というか、手帳等の配布をされているところがあると伺っておりますので、そういったことで、そういったじいちゃん、ばあちゃんのための孫育て手帳というようなものの作成・配布、それから今、子育て、乳幼児から幼稚園・保育園・小学校まで見ていきますと、衣類、靴、それからいろんなおもちゃとか、それからいろんな行事、クリスマスとか七五三とか、いろんなことで大変お金がかかっております。そしてまた、子育て中の若い人たちについては、余り余裕もない中で一生懸命努力しているというふうに見受けられますので、町としても、おむつ関連と書いてありますが、おむつとごみ袋、おむつを入れるごみ袋ぐらい、それらについて助成をするような考え方ができないかについてのお伺いをいたします。

以上、大きな項目で3点質問をいたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、道の駅の基本設計についてのおただしであります。道の駅推進事業につきましては、現在、学識経験者、商工団体、農業団体、各種まちづくり団体、公募委員、国・県行政機関で構成される道の駅やぶき地域協議会を中心に、「日本三大開拓地・やぶきの魅力を発信し、ひととまちが交流しチャレンジする道の駅」に向けて、矢吹総動員で取り組んでいるところであります。

道の駅やぶき地域協議会では、平成28年3月に策定された（仮称）道の駅やぶき基本構想に基づき、平成29年6月に（仮称）道の駅「やぶき」実施計画並びに地域商社設立方針が取りまとめられております。

（仮称）道の駅「やぶき」実施計画では、施設整備、運営コンセプトを設定するとともに、先進事例や利用者の調査等を踏まえ、施設整備計画の中で駐車場やトイレの規模、農産物等直売所など、道の駅が持つべき機能や規模、施設ごとの利用方針、施設の配置計画、一体型整備を基本とする施設の整備方針と整備財源等について概算事業費を示しております。

また、道の駅オープン後の管理運営方針につきましても、農畜産物・特産品等の出荷体制等、要員計画、収支計画についても先進事例も踏まえて策定しております。

これまで道の駅やぶき地域協議会では、2年間にわたり地域協議会の会議を5回、検討部会は19回開催し、委員からの意見や昨年度は実験事業として、やぶき軽トラ市へ出店し、やぶきの逸品として矢吹町産の新鮮野菜や町内商店が製造した商品のPR販売を行いながら来訪者にアンケートを実施し、今後の道の駅整備に向けて必要な施設整備や販売品目などのニーズを調査しましたので、いただいた意見を参考にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今年度の仮設実験店舗の開設・運営やブランド認証制度等のソフト事業については、引き続き産業振興課が所管し事業を推進してまいりますが、道の駅の建物及び土地造成等の基本設計など、ハード事業については土地整備課が所管し、国道4号4車線化の進捗状況等を踏まえながら事業を進めてまいります。

今後も、道の駅オープンに向けて、さまざまな機会を通して議会を初め、町民の皆様の意見を伺いながら、町民・議会・行政が一丸となって、「日本三大開拓地・やぶきの魅力を発信し、ひととまちが交流しチャレンジする道の駅」に向けて、町全体が明るく元気で幸せを実感できる道の駅の目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅の運営方法についてのおただしであります。運営方法につきましては、平成28年12月定例会での大木議員への答弁と重複いたしますが、道の駅やぶき地域協議会において、地域商社のあり方について調査・検討を行い、平成29年6月に（仮称）道の駅「やぶき」実施計画並びに地域商社設立方針が取りまとめられております。

道の駅の管理運営については、町や地域団体等が主体となって第3セクター方式による地域商社を設立し、指定管理者制度を導入して運営を行う方針としております。

具体的には、道の駅の管理運営に加え、地域資源の掘り起こしから特産品開発・販路開拓と生産者にとって

有意義となる販売、さらには交流客の誘致拡大まで、地域資源の活用の際に、地域密着型の活動を展開する地域商社機能を持つまちづくり会社として、遅くとも道の駅オープンの2年前を目安に設立することを考えております。

また、地域商社は、道の駅の指定管理者として公益部門を含めた道の駅全般の管理運営を行うほか、収益部門において直営方式及びテナント方式を併用し、例えば商工会やJA、地元企業などからの運営支援を受けながら、民間の経営ノウハウを生かした道の駅の運営とすることを基本方針としております。

今年度は、道の駅やぶき地域協議会において、地域商社の設立に当たってその前提となる町との協定内容、定款の作成等の課題について項目ごとに検討を重ね、議会を初め町民の皆様の意見を伺いながら取りまとめを行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地域商社とまちづくり矢吹事業についてのおたただしであります。まず地域商社は、先ほども説明しましたとおり、道の駅の指定管理者としてその管理運営に加え、地域資源の掘り起こしから特産品開発等、その地域資源の活用の際に民間のノウハウを有し、地域密着の活動を展開する株式会社として設立する団体であり、道の駅を軸に本町の活性化の拠点と位置づけ、収益事業に加え、公益的な仕組みづくりに重点を置いた事業効果の発揮できる役割を果たす組織となることが重要であると考えております。

一方、まちづくり矢吹事業は、今年度、地方創生推進交付金の採択を受け、持続可能な行政運営を図るため、拡大・多様化するニーズへの効果的な対応と新規雇用創出などを目的として、事務事業の民間委託の受け皿となる団体の設立を行う事業として取り組むものであり、年度内にまちづくり会社、（仮称）まちづくり矢吹の設立に向けた事業構想の策定を行う予定となっております。

このように、地域商社とまちづくり矢吹事業は、その目的が異なることとなりますので、まちづくり矢吹事業の取り組みの中で、道の駅の運営を行うことは現時点において想定しておりませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新町西側開発についてのおたただしであります。平成29年12月定例会で説明申し上げました大型ホームセンターの進出計画につきましては、現在も継続して協議を進めております。

進出予定事業者からは、平成31年度オープンを目指し、地権者との協議や出店に関する準備を進めていると伺っており、それ以外にも当該地域においては、複数の事業者から進出についての問い合わせを受けているところであります。

次に、町道新町西線の経過と協議内容につきましては、平成29年12月定例会での三村議員への答弁と一部重複いたしますが、新町地区は矢吹町の用途地域の南端に位置しており、国道4号や主要地方道棚倉・矢吹線に隣接する交通環境に恵まれた立地条件にあり、道路整備を含むインフラ整備による投資効果は、さらなる大型店舗の進出や宅地開発が見込めることだけにとどまらず、矢吹町西側地域の活性化に資する重要なエリアであります。

新町地区の開発は、平成7年度に新町地区区画整理事業が計画され、将来の人口増加や産業立地需要に対応した安全で快適な都市環境を有した市街地の形成を期待して調査に着手いたしましたが、町の財政状況、地区の事情などにより、平成11年度に事業を断念した経過があります。

また、平成18年には、民間企業の進出計画がありましたが、開発者の事情により断念されたところでありま

す。その後、平成24年5月17日に、町議会に対して新町地区地権者会から提出があった新町エリアの開発計画の促進に関する陳情が同年6月議会で採択され、これを受け、平成26年度から平成30年度を事業期間として、町が事業主体となり新町西線道路整備事業に着手したところであります。

本路線は、主要地方道棚倉・矢吹線と2級町道新町・弥栄線を結ぶ路線で、全体延長約360メートル、車道2車線に片側歩道を有し、側溝、路肩を含めた全幅9.5メートルの道路であります。立地的にも国道4号からアクセスがしやすく、道路整備を含むインフラ整備による投資効果は、先ほども説明申し上げたとおり、大型店舗の進出や宅地開発の見込みだけにとどまらず、矢吹町西側地域の活性化に資する重要な幹線道路として整備効果が高いことから、今年度につきましても継続して事業を進めております。

本路線の事業計画につきましては、平成26年度に全体測量設計を実施し、平成27年度には道路用地の買収、平成28年度には県道からの進入路の一部工事を行い、現在、全線の改良工事に着手し、完成は平成30年11月末を予定しております。あわせて、上下水道工事につきましても既に着手しており、舗装工事も含め本年度内の工事完了、供用開始へ向けて鋭意努めております。

このように、当該地域につきましては、国道4号、主要地方道棚倉・矢吹線の沿線であり、交通アクセスにすぐれている地域のため、三村議員もご認識いただいておりますように、大型商業施設等の立地に際し、非常に条件がよい場所となっております。

今後も、現在協議を行っている大型店舗の出店が計画どおりに進み、また商業施設等の進出のみならず、宅地開発についても促進し、地域経済の活性化と町民の利便性の向上を図るためには、町道新町西線の早期整備は不可欠でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、面的開発計画についてのおたただしであります。議員ご承知のとおり、町内には都市計画法に基づいた用途地域が指定されており、当該エリアは主に第2種住居地域に指定されております。

この用途地域での小規模開発に対する規制はありませんが、用途地域内の建築制限では、床面積が1万平方メートルまでの店舗等が建築可能であることなど、国道4号や主要地方道棚倉・矢吹線が接する当該エリアは、大規模小売店舗や大手開発業者にとって魅力的な場所であると認識しております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、今回のような開発を目的とした道路整備を行ったとしても、沿線地権者と小規模開発事業者との合意により、開発道路に面したエリア以外の土地が残地となってしまう可能性もありますので、そのような乱開発にならないよう、将来を見据えた誘導計画を示す必要があると考えております。

このような誘導計画につきましては、町が整備を主体的に行う場合、区画整理事業が考えられますが、財源等の問題もありますので、町といたしましては民間等による計画的な開発ができるようにランドデザインを示し、地権者会の理解を深めていく働きかけを行ってまいりたいと考えております。

現在、町の重点プロジェクトである道の駅推進事業の整備に向け、国の国道4号4車線化事業との将来に向けた土地利用等の今後の対応について、国を初め、関係機関と協議を進めているところであります。

繰り返しになりますが、町といたしましては、進出を計画している事業者等に対し、これまで以上に当該エリアの魅力をアピールしていくとともに、道路整備も含めたインフラ整備の早期完成に向け、鋭意努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、土地の有効活用と地権者会の立ち上げについてのおたただしであります。平成29年12月定例会での

三村議員への答弁において、新町地権者を再び立ち上げることについての是非を検討したいと申しあげましたが、多少の認識の違いがあり、現在も地権者は存続しているものと認識しております。

なお、新町西線の有効活用につきましては、さきに答弁させていただきましたので、改めて新町地権者会について説明申し上げます。

議員ご承知のとおり、平成24年5月17日に、町議会に対して新町地権者会から提出があった新町エリアの開発計画の促進に関する陳情が同6月議会で採択されました。町では、これを受けて平成26年度から平成30年度を事業期間として、町が事業主体となり新町西線道路整備事業に着手したところであります。

本路線の道路整備に際しましては、平成27年2月に現地測量調査を実施し、同年9月に事業計画及び道路中心線確定に関する説明会を開催いたしました。そして、同年10月には、用排水路の確認を含めた道路計画説明会と同年11月に関係者の立ち会いのもと、現地説明会を開催し、その後、用地交渉、売買契約など、事業の段階ごとに、その都度、新町地権者会の協力をいただきながら事業を進めてきたところであります。

現在、大型ホームセンターの進出についても事業者と協議中であることから、これらの進捗状況を見守りながら地権者会については現在、地権者会の代表が不在であることから、今後、新たな代表者が決まるよう早急な働きかけを行い、またサポートを行いながら密接な関係を構築してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、地域経済の活性化と町民の利便性の向上を図るために、整備効果が高いと判断する新町西線道路整備事業につきましては、早期供用開始に向け鋭意努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、子育て世代包括支援センターについてのおただしであります。子育て世代包括支援センターにつきましては、平成28年6月の母子保健法改正により、妊娠期から子育て期にわたる育児や健康等に関する総合的な相談や支援を提供するワンストップサービスの拠点として、市町村は、おおむね平成32年度末までに設置するよう努めなければならないと定められております。

当該施設は、保健師等を配置し、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、役割分担をしつつ必要な情報を共有しながら、切れ目のない支援を行うことができるとされております。

具体的な業務内容といたしましては、妊産婦の支援に必要な実情を把握すること、妊娠・出産・育児に関する相談に対し助言や保健指導を行うこと、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うこと、支援プランを策定すること等が主な業務となっており、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象としております。また、地域の実情に応じて、18歳までの子供とその保護者についても対象とする等、柔軟に運用することとしております。

県内の設置状況であります。平成29年12月現在、59市町村中15市町村に設置されております。現在、本町では母子保健施設については保健福祉課が、子育て支援策については子育て支援課がそれぞれ窓口となり、保

健指導や相談業務、関係機関との連絡調整等を行っております。

今後は、近隣市町村の子育て世代支援包括センターの設置の動向や運営状況を参考にしながら、利用しやすい相談や支援体制づくりについて協議を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町立幼稚園の今後の方向性と認定こども園の取り組みについてのおただしであります。近年、核家族化の進行、夫婦共働き世帯の増加や就労形態の多様化により、子供や家庭を取り巻く環境が大きく変化し、柔軟な保育サービスが求められております。

本町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画において、子育て支援の充実を最重要課題に掲げており、安心して子供を産み育てることができるよう、子育て世代に対してさまざまな施策に取り組み、子育て支援体制の構築に努めているところであります。

こうした中、子育て支援の充実及び強化を図るため、平成22年度からひかり保育園を、そして今年度からはあさひ保育園を民営化し、保育サービスの充実と向上に取り組んでおります。

保育園の民営化に当たっては、スムーズな引き継ぎが行えるよう、町と移管事業者との間で十分な共同保育期間を設け、保育環境の変化を最小限に抑えたことにより、保護者からの大きな不安や不満もなく、円滑な移行ができました。

町立幼稚園の今後のあり方の方向性については、平成28年9月に策定した第3次幼稚園・保育園に関する基本方針において幼稚園の再編整備とあわせて、幼児教育・保育・子育て支援を総合的かつ一体的に支援する認定こども園制度の活用を将来的に検討し整備を進めることで、教育・保育サービスの充実と待機児童の解消を目指すとしております。

さらに、幼稚園と保育園の両方のよさをあわせ持つ認定こども園を地域の実情に応じて普及を図り、民間活力を積極的に導入するよう、調査・検討を行うとしております。

平成31年度に計画策定を予定している第4次幼稚園・保育園に関する基本方針では、幼児教育の質の確保を図りながら、幼稚園再編の調査・検討に向けて幼稚園関係や保育事業者と協議し、教育的効果や財政的効果、今後の園児数の推移等を見通して、現在の4幼稚園体制からの民営化や新しい認定こども園の設立等、今後の幼稚園のあり方について、子ども子育て会議において協議・検討をしております。

未来の矢吹を担う子供たちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子供たちが心豊かな遊びを通して、学び、成長するまちづくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、孫育て手帳の配布及びおむつ用品等の助成についてのおただしであります。県内自治体における孫育て手帳の作成状況は、福島市と郡山市でそれぞれ孫育て手帳、孫育て応援ブックの名称で発行されており、内容は祖父母世代が現在の子育てについて理解を深めることができるよう、親とのかかわり方のポイント、昔と今の子育ての違い、子育てに関する新常識、孫と一緒に利用できる施設等についてまとめられております。

祖父母が子育てのサポートをすることは、孫にとっては祖父母から愛情とぬくもりを受けることにより、情緒の安定が図られ、親にとっては子育ての負担やストレスの軽減、子育てと仕事の両立がしやすくなり、祖父母にとっては、孫育てを通じて新たな生きがいを持てる等の多くのメリットがあるものと認識しております。

本町では今年度、孫育て手帳ではありませんが、妊娠・出産期から子育て期全般にわたり、町が取り組んでいる子育てにかかわるさまざまな支援や少子化対策をわかりやすく冊子にまとめた（仮称）矢吹町子育てハン

ドブックの作成に向け、本年5月から取り組みを開始したところであり、9月末の完成を目指しております。

子育てハンドブックは、2,000部作成し、町内の幼稚園・保育園・小学校に子供が就園・就学している各世帯に配布するほか、母子手帳を交付される方、新たに矢吹町に転入される子育て世帯にも配布する予定であります。

本町の子育て支援策については、議員もご承知のとおり、今年度の広報やぶき5月号に、矢吹町子育て支援特集を掲載し、町で取り組んでいる子育て支援策について、子育て世代はもちろんのこと、広く町民の方に紹介・周知し、積極的な情報発信に努めております。今年度は、子育てハンドブックの作成に取り組みますが、議員がご提案する孫育て手帳の作成については、今後、検討を深めてまいります。

また、おむつ用品等の助成についてであります。現在、本町では、子育て支援策としておむつ等の現物支給や購入するためのクーポン券支給等は行っておりませんが、矢吹っ子応援事業として平成23年10月より、第2子以降のお子様の誕生を祝い、対象児1人につき5万円を支給する出産祝金支給事業を、さらに平成29年度からは、第1子のお子様の誕生を祝い、誕生祝い品を支給する出産祝品支給事業を実施しております。平成29年度の実績は、出産祝い金が73件365万円、出産祝い品が48件28万1,000円であります。これらの事業については、保護者の方々から大変好評をいただいておりますので、今後も継続して取り組んでまいります。

第6次矢吹町まちづくり総合計画では、子育て支援については「未来の矢吹を担う子どもは地域の宝」という指針のもと、町と地域と保護者がともに力を合わせて子育てする体制の構築を目指し、町独自の子育て支援策の充実を図り、若い世代に選ばれるまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） まず初めに、質問した内容についてお答えがないということで、ちょっと苦言を呈したいと思うんですが、計画で整備内容、出店事業内容、道の駅事業ですが、下のほうに整備内容、出店事業内容、事業規模、事業予算、補助金、交付金、収支計画、ランニングコスト等についての質問をしているところなんですが、数字的なものが一切出てきておりませんので、この点の質問は次回というか、後から資料の提出をお願いして、別な質問に移りたいと思います。

それについて、返答があれば返答してください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えさせていただきます。

道の駅の推進事業の1番目に、計画内容等につきまして数字的なものが一切示されていないというようなご指摘でございますが、これらについては丁寧な説明をせずに、大変申しわけございませんでした。

ただ、三村議員にもご理解いただきたいのは、議員の皆様にも（仮称）道の駅「やぶき」の実施計画の中で、事前に配付した資料等に掲載されておりますので、それらについてまたお目通しをいただければと思っております。

ますし、それらの内容等についても、後日示してほしいということでございますので、もう一度、三村議員のほうには担当の者から足を運ばせて、説明をさせていただきますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思います。

以上で、質問に対する答弁をさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

○2番（三村正一君） 今の答弁の中で、資料が提示されているというようなことでございましたが、資料の中では収支計画、ランニングコスト、それから補助金・交付金が現在どのような申請とか、取り組みをなされているのかということは示されておられませんので、ぜひ次回、資料提出の際には、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

矢吹総動員で道の駅に取り組んでいるというようなことでご答弁ございましたが、議会といたしましても産業民生委員会で、県内の東和町、猪苗代町、国見町の道の駅や群馬県の川場村、玉村地区、栃木県の茂木、二宮、それから茨城県の常陸大宮、常陸太田の道の駅などの視察研修や立ち寄りを行って、成功している道の駅や繁盛していない道の駅の特徴や要因調査をしております。そして、矢吹町でつくるときに当てはめて、どのような形態の道の駅が町の振興・発展のために必要かを私なりに整理しました。

1つ目は、民間活力を生かして、経営的にも行政の支援なしで運営されていること。

2つ目が、デベロッパー業者との連携による開発で、利用者の確保を図っていること。

3つ目が、道の駅が単なる立ち寄りではなく、目的地化をしていて滞在時間が長いこと。

4つ目が、魅力ある店舗なんだろうが、出店数が多く、それぞれが独自の特徴を出していること。

そして5つ目が、トップリーダーのポリシーが明確であり、人材の育成や管理が整理されているということが私の調査結果の整理した内容でございます。

私は、道の駅事業には反対ではありません。しかし、10億円以上の多額の税金を投資する大事業でありながら、駅舎建築だけが進んでいるようにしか思えません。失敗は許されません。そのためには、十分な検討と事業参加者の熱意が必要であると考えます。

先ほど答弁をいただきましたが、現在、計画をしている道の駅の建物だけでは立ち寄り所的なものでしかなく、目的地化されるような魅力は少ないんじゃないかと私は思っております。私は、矢吹のメガステージのような複合商業施設を道の駅を中心にしてつくることができれば、目的型の滞在時間の長い施設となり、町の活性化につながると思っております。

それから、その点で質問をしたいと思いますが、開発業事業者、デベロッパーと連携した開発等の検討はなされたのかどうかをお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 三村議員、今の質問の前に、先ほどの質問で数字的ないろいろを後で示してもらいたいというような質問があったんですけども、通告では計画変更の検討がなされているのか伺うという通告の質問だったので、再質問で行った具体的な数字とか、そういうのというのは通告には載っていないので、それは後で出してくださいというのは、ちょっとできません。一応、通告と違う内容になっているので。計画の変更はしていないということで、ご了承ください。

それでは答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えさせていただきます。

三村議員の道の駅に対しての熱い思いをお聞かせいただきました。

道の駅については反対ではない、ただ中身がまだ見えてこない、熱いものがない、また熱意が伝わってこないというようなことで、失敗は許されないということで、その思いについては私も同様に感じております。

その中身についてでございますが、民間のデベロッパーとの開発を一体的にというようなことにつきましては、先ほども答弁させていただきました。道の駅のオープンに向けての管理運営方針については、さまざまな検討がされておまして、（仮称）道の駅「やぶき」実施計画並びに地域商社の設立方針等々におきましても、さまざまな運営のあり方について、それぞれの道の駅に、町としても視察研修を踏まえながら、どんな形での運営方針を定めていくかというものについても検討されております。第3セクターが指定管理者となった場合、また一般法人が指定管理者となった場合、民間の株式会社が指定管理者となった場合等々、さまざまな方針を今協議・検討中でございますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思っております。

なお、三村議員のほうから示された民間活力を生かし、さらには目的型の滞在時間の長い一時的な立ち寄り場所にならない、施設にならないように、または出店される数が多く、独自の方針を打ち出しいくことや、それに対しては道の駅を運営する主体的な役割を担うトップリーダーの存在が非常に重要だという意見については参考といたしまして、私の意識の中に、そして職員の意識の中にもきちっとくぎを刺されたと思っておりますので、そんなことで今後、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げまして、質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 私は、駅舎だけでなく、複合商業施設でなくても、その周りにパン屋さんとか、ケーキ屋さん、地ビール館とか、レストランとか、そういったものを個人が出店できるような貸付地のスペースをつくったり、早目に参加事業者を募って考え方を聞いて、設計に反映できるような進め方が望ましいと思っています。そういった中で、町民の声は、道の駅は遅過ぎる、矢吹には特産品がないので成功は難しいという、町民の皆様の中にはそういう声もございます。もうかる道の駅、絶対成功させる、赤字にはしない、町からの持ち出しはしないというような、町民の皆様の不安を払拭させるような決意を町長からお聞きをいたしたいと思っております。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えさせていただきます。

もちろん私自身も、道の駅は駅舎建設が目的ではございません。大前提となっておりますように、町民・議

会・行政が一体となって「日本三大開拓地・やぶきの魅力を発信し、ひととまちが交流しチャレンジする道の駅」ということで、今、三村議員のほうからお示しをいただいた思いについては、私も共感するものでございます。私自身もそうした思いを再度、意識の中にしっかりと持ちながら、絶対に成功するんだと、絶対に赤字を出さないんだと、そのためには、また提案のあった町内の各商店の出店なども含めてさまざまな運営形態を考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきながら質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 次に、新町西道路についての質問をいたします。

新町西道路関係で、前回、途中までの事業費をお答えいただきましたが、現在の計画、10月か11月に完成する予定になっておりますが、その事業費の総額は幾らでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

総事業費でございますが、現時点で1億2,400万でございます。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 新町西道路でホームセンター誘致のみの事業効果とあわせて、どのような地域開発計画を行うことが最大の投資効果を得られるか、この1億2,400万の町からの支出について、費用対投資効果の分析等がなされていればお願いしたい、なされていなければ結構です。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

費用対投資効果についての試算をしているのかということでございますが、具体的な数字をもつての比較検討等は行っておりません。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 地権者会についてお尋ねをいたしますが、前からある地権者会で、代表者が死亡してなくなってしまったということのご答弁でございましたが、この地権者会は新町西線の両側の地権者だけの地権者会なのか、あのエリア全体の地権者なのかということをお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

新町地権者会でございますが、こちら要望の際の要望内容が、まずは新たな開発道路を整備してほしいという要望と、新町地区全体の開発計画を作成していただきたいということで、会としても具体的にあのエリアを商業施設ゾーン、福祉施設ゾーン、公共施設ゾーン、宅地ゾーンということで、エリア全体に対してのそういった開発の部分での要望でございますので、認識としましては、道路も含めた当該エリア全体の開発計画を目的とした団体であるというふうに認識しております。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 地権者会が非常に重要な役割を果たすのかなというふうに思っています。それで、12月から6月まで約半年間、地権者会の動きがなくて、新町西道路だけが進んでいるというような状況の中で、私も地権者の1人の方とお話をしたところ、何の連絡もないんだというような話が出ていまして、余りもう周りの道路さえできれば、周りの面的開発、期待がかなり薄くなっているのかなというふうに思われます。

そういった面で、今度、道路ができれば、先ほど申しましたように、乱開発の問題が出てくるのかなと。奥まった土地は死んだ土地になって、開発のできないような土地になってしまって、今ある道路は、今度の3区西道路は、面した人たちだけが恩恵をこうむるような道路になってしまうんじゃないかというふうに考えておりますので、ぜひ早い段階での地権者会を設置して、地権者会の統一として、乱開発には同意しないというような、そういった方向性を示していただきたいなど、地権者会に漏れがあってはなりません。前の計画のときに反対者がいたおかげで、計画が進まなかったということがございますので、その辺も地権者のメンバーを再確認しながら、ぜひ早いうちの行動をお願いしたいと思います。それについてのお考えがありましたら、ご答弁をお願いします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えさせていただきます。

今のところ、全く地権者会への動きがないと、また新町西線の道路整備事業に当たっても説明がないと、道路さえできればいいのではないかというようなことで、地権者会への丁寧な働きかけが足りないのではないかと、そうしたご指摘でございますが、そうしたことについては、なきにしもあらずということで、私自身も認識をさせていただいております。

危惧されているように、道路ができて、その両側だけの開発に終わってしまうというような、そんな懸念材料も大きくクローズアップされておりますので、そうしたことのないように誘導計画というものを立ち上げながら、さらにはランドデザインというものをきちっと立てながら、地権者会のほうに説明をさせていただく機会を早急に設けさせていただくとともに、今も地権者会のメンバー構成を見させていただきました。議員お

ただしのように、全ての地権者が地権者会に加入されているわけではない。前段で説明させていただきましたように、代表者が亡くなってしまっているといったことも含めて、地権者会の新たな再構築ということも含めて、不備なところは改めて、なおかつ地権者会のほうにも活性化に資するような、そんな働きかけを町としてもしていきたいと考えております。

いずれにしても、この土地の有効活用については矢吹町の大きな目標でもあり、その課題解決に向けた目標に向かって、一つ一つ解決していきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げまして質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 子育て支援についてでございますが、質問の回答がなされていない部分がありました。というのは、おむつについてはどうするんだということで、やりませんという回答も何にもないということが第1点でございます。

それともう一つは、包括支援センターの関係で、もう時間がないから言うだけ話しますが、包括支援センターの関係で周りの町村を見ながら、運営状況をどうこうと運営状況をしながら、体制づくりの協議を進めていくということは一番最後に実施するというような、そういうふうなふうにとれてしまうようなところもあるんで、こういった非常にどうせやらなくちゃならないことであるとすれば、一日も早い取り組みと、それから複合施設の中に子育ての支援の施設があるわけですから、そこをぜひ包括支援センターとして計画できるような、そういったことも一つ考えてはいかがかと思うんですが、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

時間があと10秒。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） それでは、2番、三村議員の質問にお答えします。

まず、おむつにつきましては実施の予定はございません。

それと、包括支援センターを複合施設にという考えがございましたが、そちらについても現在、検討しておりますが、包括支援センターを複合施設へという考えはございません。

それと、3つ目の組織ですか、支援……

〔発言する者あり〕

○議長（大木義正君） 以上で、2番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は3時20分をお願いします。

（午後 3時10分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

◎会議時間の延長

○議長（大木義正君）　ここでお諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君）　異議なしと認め、時間を延長します。

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（大木義正君）　通告5番、3番、安井敬博君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君）　議場にご参集の皆さん、こんにちは。

傍聴席にお越しの皆様、きょうは大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1点目といたしましては、障害者や高齢者、子育て世代等の福祉施策についてであります。

まず、視覚障害者や高齢者の方などから、ごみ収集場所までの距離があるなどの理由でごみ出しが大変苦勞している、困難だという声が聞かれます。これに対して、ごみを例えば自宅の前などに出しておけば持っていらえるような、そんなようなものがないかということで、白河市でも実際に、そのようなことをやっているということで、自宅の玄関前までごみを集めに来てもらえないかという要望がありますが、当町でも実施が可能かどうかお尋ねいたします。

また、同じように障害者や高齢者、子育て世代、これは高齢者等への福祉施策でありますけれども、当町で実施しております老人はり、きゅう、マッサージ等施術費助成制度について、助成内容の拡充を望む声が利用者や施術者から聞かれています。

拡充によって、利用者の健康増進や視覚障害者の方、数少ない就労機会でありますあんま、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師等の就労機会があるわけですが、このほかは、最近は教師になる方ですとか、公務員になる方もふえておりますが、やはり一番なのは、このマッサージ師等の就労機会しかないわけですが、こういった方への社会参画への拡大や所得向上にもつながると思いますが、どのように町長のほうとしては考えますか、お聞かせいただきたいと思ひます。

また、子育て世代等の福祉施策についてでありますけれども、赤ちゃんのいる家庭では紙おむつ代やそれを捨てるごみ袋代の負担が大きくなっていると聞きます。白河市では、白河っ子すくすく赤ちゃんクーポン券支給事業として、紙おむつやごみ袋の購入に使えるクーポン券をゼロ歳児のいる世帯、赤ちゃんが生まれた世帯に配布をしておりますけれども、子育て世代の応援と定住促進のためにも、当町でも実施ができないかお尋ねいたします。

続きまして、2点目といたしまして、医療費助成制度の申請手続についてお伺ひいたします。

まず、そのうちのひとつとして、重度心身障害者医療費助成制度により、身体障害者手帳1級、2級と内部障害の3級を所持の方、この方へ医療費の自己負担分が助成されております。当町では、これを医療機関の窓口で一旦、自己負担分を全額支払って、後日、役場で申請することにより、この助成分の給付が行われています。

これが障害を持つ方にとって、身体的負担が重くなっていると伺っています。わざわざ役場まで出向かなくても、医療機関と保険事業者、すなわち町との間で医療費の支払いが完了するようにすればいいと。これを現物支給制度と言っておりますけれども、これを実施している自治体も県内でふえてきております。この障害者の方の身体的負担を軽減するためにも、当町でも実施が可能かお尋ねいたします。

続いて、同じように医療費助成制度でありますけれども、一定額を超える高額な医療費の自己負担金を支払った場合、申請をすれば、その超えた分が高額療養費として支給される制度があります。国保加入者であれば、これは誰でもこういった制度の恩恵にあずかることができるわけでありましてけれども、当町においては、先ほどの心身障害者の方への医療費助成と同じように、医療機関で一旦自己負担分全額を支払わなくてはならず、一時的ではあるが、手術等をして長期間入院した場合などは大きな医療費の負担、これを一旦医療機関で支払わなくてはなりません。こういった金銭的負担が一時的に生じております。

また、同じように、体の不自由な方、病後でそういった申請にも本人しか行けない、そういった方にとっては、後日、役場で申請をしなくてはならず、身体的負担にもなっております。

こういった負担を軽減するために、医療機関で自己負担限度額までの支払いで済むように、いわゆる現物支給制度化ができないかお尋ねをいたします。

最後に、3点目でありますけれども、町の復興と将来ビジョンについてということでお尋ねしたいと思っております。

東日本大震災、そして未曾有の原発事故を経験した福島県、そして当町であります。そのような中で、震災から7年たったところで、福島民報社が本年2月28日から3月8日にかけて実施したアンケート、県内全市町村長へのアンケート調査が実施されました。その結果が同新聞にも載っておりましたが、その中で、復興を実感できると回答された首長さん、野崎町長を含めて10名の方がおりましたが、どのような点で復興を実感したとご回答をされたのか、また当町の復興は完了したと考えているのかをお伺いしたいと思います。

また、将来ビジョンということでもかかわってきますけれども、ことし3月に矢吹町立地適正化計画が策定されました。こういった冊子も議員にも配られており、そして、町民の皆様も閲覧ができるようになっておりますけれども、この立地適正化計画というものは、国が進めております人口減少時代に対応したコンパクトシティ化、都市機能の集約化を図るということで、国土交通省により作成を申しつけられているものでありまして、この矢吹町でもつくられたものでありますけれども、矢吹町立地適正化計画が策定された背景と目的には、この冊子の中を見ますと、平成28年度に策定をいたしました矢吹町都市計画マスタープランと連携をし、本町のコンパクトなまちづくりの実現を図るとあります。そのような中で、先ほど同僚議員からも質問もありましたけれども、今、新町西地区の開発、新町西線の開発が先行して進められておりますが、この立地適正化計画の中を見ますと、この大規模な予算をかけて行っている新町西地区の開発が、この計画の中ではどのような姿になるのか、また三神の方や中畑の方など、周辺の方にとってはここの開発がどのように寄与していくのか、町民全体にとってどのようにかかわっていくのか、具体的に読み取ることが私にはできませんでしたので、

町としてはどのようなことで、立地適正化計画との関連でこの開発を進めているのかをお尋ねしたいと思います。

そして最後に、町の復興と将来ビジョンということで、原子力災害を受けたということで、当町でも風評被害等の被害に苦しんだ方、そしてお米の、これは水路が破損したということもありますけれども、もう一つは、お米自体の放射能を危惧をする方から、消費者からお米が敬遠されたということもありました。そういったこと、また子育てしている方からは、放射能は大丈夫かという声で、いろいろなご苦勞をされました。幼稚園などでも保護者の方がみずから除染活動を行った、こういったこともありました。

そのような中、今、原子力規制委員会がモニタリングポストの撤去方針を発表いたしました。放射線量を可視化することによる、こういった放射線量がどれくらいあるかということがいつでも見られることによって安心感や、今、大分線量も下がってきておりますけれども、こういったことが風評への払拭にもつながると思っておりますが、農業者や子供のいる家庭では、このニュースを見た限りでまだ撤去は必要ないという声も聞かれておりますが、町長はどうお考えになるのかお聞かせいただきたいと思っております。

以上、ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、視覚障害者や高齢者の方などのごみ出しが困難な方への対応についてのおたただしであります。現在、白河市が実施しているごみの訪問収集につきましては、ごみを集積所へ出すことが困難で、身近な人の協力を得られない、ひとり暮らしの65歳以上の方や身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の交付を受けている40歳以上のひとり暮らしの方、同居者がいる場合でも同居者が高齢者、虚弱者、年少者等であり、ごみを出すことが同様に困難である世帯に属する65歳以上の方、または障害のある方を対象に、ごみの訪問収集と安否確認を無償で行うものであります。

この事業は、白河市と白河地方広域市町村圏整備組合との間で業務委託契約を締結し、年間約250人が利用し、約380万円の事業費と伺っております。

なお、現在段階では、本町において同様の事業は実施しておりません。

しかし、類似する事業として介護保険事業における訪問介護サービスや障害福祉サービスの自立支援給付の介護給付につきましては、ごみ出し等の支援について対応・実施している状況であります。

また、現在、本町では地域包括支援センターに生活支援体制整備事業を委託し、高齢者の日常生活を支援する体制づくりに努めており、利用者負担のあり方やどのような支援を必要としているかなど、関係団体と協議・検討を進めております。

今後は、平成29年度に策定しました矢吹町第7期介護保険事業計画や第4次矢吹町障がい者計画に基づき、支援が必要な方のニーズを把握し、現行の制度を最大限活用した対応をするとともに、近隣市町村での取り組みを調査し、費用対効果や実施の有無について検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町老人はり、きゅう、マッサージ等の施術費助成制度の助成内容の拡充についてのおたただしであ

りますが、この制度は重度の障害を持つ高齢者の経済的負担の軽減及び健康保持の増進に努めることで、老人福祉の充実を図ることを目的として、平成7年度から実施しており、助成対象者は本町に住所を有する満65歳以上で、1級または2級の身体障害者手帳を所持している方となっております。

助成の内容につきましては、マッサージ等の施術費用の一部として利用できる1回1,000円の利用券を発行し、1年間で1人6枚以内となっております。助成対象者は、平成34年3月末時点で250名おり、助成登録者は平成28年度が6名、平成29年度が5名であります。助成実績につきましては、平成28年度、平成29年度どちらも1名6枚の利用となっております。

障害者福祉を初め、高齢者福祉等のさまざまな事業に対し、限られた財源での実施となることから、費用対効果を踏まえた事業の選択と集中を行っておりますが、まずは現行制度による事業のPRに努め、利用者の増加を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、紙おむつクーポン券等の支給による子育て世帯の負担軽減についてのおたただしですが、本町の子育て支援策につきましては、議員ご承知のとおり、矢吹町子育て応援宣言と題して、広報やぶき5月号に掲載し、町民の方々に紹介・周知したところであり、切れ目のない支援として各種事業を展開し、子育て世帯を応援しているところであります。

具体的には、次世代を担う子供を確保するため、矢吹っ子応援事業として各種取り組みを推進しており、主な事業としましては、第2子以降のお子さんを出産した際に出産祝い金5万円を支給する出産祝金支給事業、昨年度からは第1子のおさんの誕生を祝う出産祝品支給事業等も実施しており、保護者の負担軽減を図っております。

また、幼稚園・保育園無料化事業としましては、平成19年度より幼稚園・保育園の第3子以降の園児について無料化を実施してまいりましたが、幼稚園においては平成29年度から3歳児から5歳児の幼稚園保育料を全て無料化し、加えて今年度からは5歳児の預かり保育料も無料化しております。さらに、保育園においては今年度から5歳児の保育料を無料化し、今後は段階的に4歳児と3歳児についても無料化を進め、保護者の皆さんの経済的な負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

このように、本町の子育て支援策の取り組みについては、近隣市町村と比較しても充実しているものと認識しており、今後も子育て世代にとって、本町にとり、よりよいさらなる支援策の検討を重ねてまいります。

これからも子育て世代に寄り添う施策により、切れ目のない支援策の充実を図り、若い世代が結婚・出産・子育てに希望の持てる矢吹町の実現に向け取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、重度心身障害者医療給付費制度の現物給付についてのおたただしですが、平成28年度12月定例会で安井議員へ同様の答弁をさせていただきましたが、重度心身障害者医療費給付制度は医療費の一部を給付することにより、重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とし、保険診療の自己負担分を給付する制度であります。

給付方法は、受診者が自己負担額の全額を一旦支払い、医療機関より証明を受けた申請書を町に提出し、町の確認審査を経て、指定された口座へ振り込む償還払いが原則となっており、市町村が独自に現物給付を導入した場合、町の国民健康保険において国から交付される国民健康保険療養給付費等負担金が減額されることとなります。国は現物給付の実施により、医療機関を受診する患者数がふえると解釈し、ふえた医療費について

は、国庫負担を減額するという考えであり、国民健康保険が県に広域化されましたが、国の方針に変更はありません。

また、医療機関との調整が必要となることや電算システムの改修費、レセプトの管理手数料等の新たな経費増についての課題、さらには高額療養費の自己負担限度額について現物給付化が問題点となっております。

自己負担限度額は所得区分により異なり、1世帯で合算して限度額を超えた場合にも適用されます。また、扶養親族等で異なる所得制限額があり、一律に現物給付化することが難しい要因となっております。県内で現物給付を実施している市町村数は、平成30年3月31日現在、11市町村あり、近隣では棚倉町で実施しておりますが、町内の医療機関のみが現物給付の対象となっており、町外の医療機関については償還払いでの対応となっております。

本町では、入居施設や医療機関等による代理での申請や郵送による申請を受け付けることで、申請者の負担軽減を図っておりますが、重度心身障害者医療費給付制度における現物給付化については、近隣市町村の動向を踏まえながら検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、高額療養費の現物給付についてのおたただしですが、国民健康保険の給付である高額療養費制度は、1カ月の医療費自己負担が高額になったときに、自己負担限度額を超えた部分を申請により、高額療養費として償還払いで給付する制度であります。

国民健康保険では、医療費が高額になる場合には、あらかじめ被保険者より限度額適用認定書の交付申請の申請をしていただくことで発行した、認定書と被保険者証と一緒に医療機関等の窓口で提示いただければ、保険適用されている医療費等の負担上限が現物給付により、自己負担限度額までの支払いで済むようになっております。また、70歳以上74歳未満の方に交付している高齢受給者証、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療被保険者証においても、それぞれの制度によって同様に、自己負担限度額までの取り扱いを受けることができます。

なお、限度額適用認定証の申請に当たっては、被保険者の世帯、年齢、所得区分等に応じて負担限度額を決定していることから、交付申請の可否、限度額適用認定証の種類を確認していただく必要がありますので、医療機関等への支払いの前に、町役場の担当課へ問い合わせをいただきたいと思っております。

また、限度額適用認定証の利用につきましては、受診される医療機関等においても推進いただき、医療費負担の軽減につながるよう周知を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本町の復興状況についてのおたただしですが、議員おただしの福島民報社による市町村長アンケートは、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から7年を前に、本年3月初旬に行われ、県内全59市町村を対象に、復興の状況や国の復興施策に対する評価等について調査されたものであります。

アンケートの結果では、復興が進んでいると実感できますかとの質問に対し、「実感できる」が10名、「どちらかといえば実感できる」が32名、「どちらかといえば実感できない」が11名、「実感できない」が4名、「わからない」が1名、「項目に該当なし」が1名となっており、県内59市町村中42名の市町村長が「実感できる」または「どちらかといえば実感できる」と回答しております。

中でも「実感できる」と回答した市町村は、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、本宮市、鏡石町、天栄村、檜葉町、新地町、矢吹町であり、いずれも中通り、浜通りの市町村となっております。

ご案内のとおり、本町の震災からの復興につきましては、平成24年3月に策定した矢吹町復興計画に基づき、各種事業を推進しております。

計画期間につきましては、平成23年度から平成25年度の3年間で復旧期、平成26年度から平成29年度の4年間で復興期、平成30年度から平成32年度の3年間で発展期と定め、議員の皆様を初め、多くの町民の皆様のご理解とご協力のもと、これまでおおむね計画どおりに事業の推進が図られております。

特に、復興計画の最重点課題である農地部門を最優先とした震災からの復旧、除染計画に基づく町内全域の除染、防災体制の再構築等は順調に事業の推進が図られてきたところであり、このほかにも目標別事業計画に掲げる多くの事業が着実に推進され、復興が進んでいると実感しているところであります。

このように、本町の復興につきましては、平成29年度で復興期が終了し、平成30年度からは新たなステージである発展期を迎えております。復興の完了へ向けては、この発展期3年間で非常に重要であると認識しており、これまでの課題の解決を含め、町民・議会・行政が一体となり、各種事業に取り組むことで、誰もが復興を実感できるものとしてまいりたいと考えております。

町といたしましては、今後も矢吹町復興計画並びに町の最上位計画第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき各種事業を推進し、その目標達成に向け協働の理念のもと、「全員参加で矢吹創生」を合い言葉に全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町立地適正化計画についてのおたただしであります。本町では進行する人口減少や少子高齢化等を踏まえ、「さわやかな田園のまち・やぶき 緑とにぎわいに包まれた安全・安心で住みやすいコンパクトなまちづくり」を都市の将来像に掲げ、平成28年12月に策定した矢吹町都市計画マスタープランに位置づけられた将来都市構造の実現を目指しております。

議員おただしの矢吹町立地適正化計画につきましては、都市再生特別措置法の一部改正により制度化されたものであり、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりを実現するためのマスタープランとなる計画であります。

具体的には、本計画において居住を誘導し、人口密度を維持する居住誘導区域及び必要な都市機能を誘導する都市機能誘導区域、また当該地域に誘導する都市機能増進施設を設定し、都市機能が集積した利便性が高く、歩いて暮らせる市街地の形成を目指すものであります。

一方、郊外では、高齢者の多くが日常的な移動手段を持たない交通弱者となることが懸念されるため、集落拠点、新しい公共交通ネットワークの要衝とすることで利便性を高め、地域住民の日常生活を支える拠点としての機能向上を図ることとしております。

また、新たな公共交通ネットワークの形成にあわせて、中心市街地の回遊性を高め、公共交通によるアクセスを確保することで、集落地区の高齢者も質の高い公共サービスを持続的に受けることができるとともに、利用率を高めることで中心市街地の都市機能の維持を図ってまいります。

議員おただしの新町西地区につきましては、居住誘導区域の対象外となりますが、特に中心市街地やJR矢吹駅周辺と町役場や矢吹インターチェンジ周辺とを結ぶ重要な箇所位置しており、この地区の連携強化、さらに商業・業務拠点としての機能を向上させるため、矢吹町都市計画マスタープランでは、土地利用に関する基本方針において複合市街地として位置づけされております。また、国道4号と主要地方道棚倉・矢吹線沿道

に位置する立地特性を生かしながら、人のにぎわいを創出するため、商業による人口居住を目指した商業系土地利用を図ってまいりたいと考えております。

なお、三神・中畑地区につきましては、さきに申し上げたとおり、新たな公共交通ネットワークによる集落拠点を介して、農業生産地でもある集落地区と中心市街地を公共交通で結ぶことで、高齢者が多い集落地区の居住者も中心市街地のサービスを楽しむことができ、さらには本町の基幹産業である農業の振興にも寄与するネットワークの形成を目指してまいります。

町といたしましては、矢吹町立地適正化計画に基づき、人口減少社会に対応し、人との交流の中でにぎわいを創出し、子育て世代にも住みやすさを提供するなど居住人口のさらなる増加を図りながら、中心市街地と集落拠点が有機的に連携した持続的に発展するコンパクトなまちづくりの実現を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、放射線量測定モニタリングポストの撤去についてのおたただしですが、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、県内に放射性物質が放出されたことを受け、国は環境放射線の監視を確実かつ計画的に実施するため、総合モニタリング計画を策定し、原子力規制委員会が当該計画に基づき、県内各所に空間線量率自動測定器を設置し、モニタリングを実施しております。

本町における空間線量率の自動測定につきましては、平成24年4月から2種類の測定器を設置し、測定を行ってまいりました。

1つは、県内全域の線量を中長期的に把握することを目的に設置した可搬型モニタリングポストであります。この可搬型モニタリングポストは、県内全域に約5キロメートル四方に1基の割合で設置しており、本町では役場敷地内に1基が設置してあります。

もう一つは、子供が活動する施設の線量を把握することも目的に設置してあるリアルタイム線量測定システムであり、町内の教育施設や集会所等に22基が設置してあります。

本町の空間線量率の推移といたしましては、設置当時は基準値の毎時0.23マイクロシーベルトを超える箇所もありましたが、住宅や教育施設を含む公共施設及び道路の除染が順調に行われ、平成27年度で除染が完了したこともあり、現在の測定値は高いところで毎時0.108マイクロシーベルト、低いところで毎時0.066マイクロシーベルト、システム22基の平均で毎時0.088マイクロシーベルトとなっており、基準値を大幅に下回る値となっております。

今回、原子力規制委員会では、リアルタイム線量測定システムを避難指示・解除区域を有する12市町村内に集約するため、平成32年度までに県内に設置してある約3,000基のうち、空間線量率が減少し、基準値の毎時0.23マイクロシーベルト以下の低い値で推移している地域内の当該システム、約2,400基について配置の見直しを行うこととしております。県南地方では、本町を含む全ての市町村が配置の見直し対象となっております。

本町では、事故以降、住宅や公共施設の除染を計画的に進め、早期完了に努めてまいりました。その結果、空間線量率が減少し、事故以前の線量水準まで戻ってきていると認識しております。

このたびの原子力規制委員会における当該システムの避難指示・解除区域への移設のための配置見直しにつきましては、県内の見直し対象市町村の動向を踏まえ、撤去時期や撤去箇所等を検討してまいりたいと考えております。

なお、役場敷地内にある可搬型モニタリングポストにつきましては、今回の原子力規制委員会の見直し対象となっていないため、今後も継続して設置されます。

また、町で管理しているサーベイメーターやハンディー型の線量測定器のほか、ガラスバッジ線量計の貸し出しも引き続き行い、生活空間の線量率を測定できる環境を確保してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、1番目の質問のうち、視覚障害者の方や高齢者の方へのごみの収集の要望に関して、再質問させていただきます。

これ、障害者の中で視覚障害者とわざわざ書いたのは、こういった方から実際に要望があったということで、ちょっとお話をしたいと思えますけれども、全盲の方でお子さんと二人暮らしの方、そしてそのお子さんは、仕事を持っているということで、いつも家にいるわけではないということ。また、出張等で外出することもある。近所の方もなかなかおつき合いもないので、アパートに暮らしているということ。それで、こういったことで困っているんだという声から、私、今回この話をさせていただきました。じゃ、ほかにこういった支援をしている制度があるのかなということ調べてみますと、白河市で先ほど言ったような制度があったわけです。

こちらの町でことし3月に策定をいたしました第4次矢吹町障がい者計画、第5期矢吹町障がい福祉計画、第1期矢吹町障害児童福祉計画の中を見ますと、5ページのほうにですけれども、障害のある方の実態として書かれていることで、視覚障害を持つ方というのは、これ児童は抜いていますので、18歳以上の方で、平成29年度で40名おられるわけです。障害のあるお子さんの中では、視覚障害の方は29年度、27年度からもずっとゼロ名で推移しているわけですけれども、こういった40名の方、本当にごみ集積所がアパート等の近くにあればいいんですけれども、このお話をした方によりますと、200メートル以上離れているということで、4号線の旧道を挟んでじゃないと捨てに行けないというような状況もありました、こういったこと。そして、お年寄りの方でも同様に、なかなか歩行が困難になっている方という方もおりますので、こういった制度をやっていくことによって、そういった方の助けになると思いますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思うんですが、その辺を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

現在、白河市で実施している事業を本町では実施していないというふうな質問でございましたが、例えば高齢者であれば、介護関係の訪問介護サービスの中で曜日等が合った場合などについては、ごみ出しのほうは対応している状況、それから障害者につきましても訪問のサービスの際に、都合等が合えばやっているのが現状

でございます。白河市でやっているサービス等の内容について、再度、当町では可能かどうか、あと効果的にどうなのか含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 白河市の状況を調べながら進めていただけるということですが、この視覚障害者だけでなく、障害を持った方ですが、結局、支援制度の網、セーフティーネットにかかる方については、こういった心配はないと思うんです。そういった方ではない方からの要望として、今、出されていることなんです。

そういった全体の方のごみ出しですとか、そういったものに困っているという声を聞く機会等はあるのかどうか、あればその内容も含めてお示してください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員の再質問にお答えをいたします。

高齢者に限った答弁で申しわけないんですが、介護につきましては今回の介護保険計画を策定する際に、ニーズ調査というふうなことで調査を行っております。その中の項目で、手助けに関することという項目がございます。要支援認定者の方々がしてほしいこと、やってほしいというふうなことの中に、ごみ出しというものも希望している方が35.1%ほどあるというふうなアンケートも実施しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 要支援の方に関しては、そういったアンケートを実施しているということでしたけれども、そういったセーフティーネットにかからない方というのは、実施していないということでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 大変失礼いたしました。

今回の高齢者のアンケートにつきましては、高齢者2,570人を対象にして実施しておりますので、要支援・要介護認定を受けていない方も対象の数字でございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 含まれているというお答えでしたけれども、そのアンケートは実名で回答されているのでしょうか、匿名なのでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員の質問にお答えをいたします。

こちらのアンケートにつきましては、実名ではない無記名のアンケートだというふうにご理解いただきたい
と思います。例えば、年齢であったり、そういったものは書いていただいておりますが、名前についてはわか
らない状況です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 実名ではないということであると、そういったニーズを持つ方というのを町のほうでど
の方がそういうことに困っているかどうかというのが把握できないのではないかと思います。そういったこと
を実際に困っている方をつかむためには、相談支援員の方に相談する、そういったことなどあると思いき
れども、やはりそういった介護保険所の支援を受けていない方は、そういったこともないだろうというこ
とがあります。ただ、民生委員という方もおりますので、そういった方たちが、そういった地域の状況をつかむよ
うなことがされていれば、実際にそういった困っている方も見つけることができると思うんですが、そのよ
うなことはされておりますか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

民生委員の方は35名ほどいらっしゃいます。それぞれ地区が割り振りされておまして、地域での困り事、
それから生活する上での困り事のご相談が入った場合につきましては、町のほうにつなぐといった制度になっ
ております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 先ほどご紹介いたしましたこちらの障がい者計画、略して申しますけれども、障がい者
計画の中で21ページのほうをよく見ますと、障害者の方、悩みや困ったことなどをどなたに相談しますかとい
うアンケート項目があるんですけれども、この中を見ますと、やはり相談する相手というのは、家族や親族が
66.7%、そして相談支援専門員の方が66.7%と最も高い数字を示しておりますけれども、民生委員、児童委員
の方に関しては該当なしというように書かれているんです。

ということであれば、当然、その制度的にはそういうニーズ等、困っていることを把握して町に報告もする
というのがあるでしょうけれども、現状ではこういうアンケート結果から読み取ると、そうならないので
はないかなと思うんです。そういったところも、今後、改善が必要かなと思うんですが、どのようにお考えに
なりますか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

障がい者計画上の、アンケート上の数字でございますけれども、民生委員につきましては、全ての、一般的にいいますと、中心となっている対象者がひとり暮らしの高齢者、あるいは高齢者だけの世帯、あとは生活困窮者等を中心に民生委員は活動していただいております。

そのような関係もありまして、なかなか全町民に全てコンタクトをとる、人数も限られております、全てコンタクトをとるというようなわけにもなかなかいかない現状もございます。そういったご要望等があれば、民生委員のほうにご相談をいただいてもいい案件だと思いますので、ご承知おきいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 民生委員の方は一生懸命やっておられると思いますけれども、実際にこのアンケートでは、相談の該当なしとなっております。その辺がどのようなことで該当しなかったのか、そういったこともつかみながら、ニーズとしては本当にごみ出しに困っている方がおりますので、ぜひこの中にも、ご答弁でも町長答弁にもありますように、費用対効果、実施の有無について、近隣市町村での取り組みを調査して検討していくということですので、ぜひその辺は進めていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきますけれども、障害者や高齢者、子育て世代等の福祉政策の中で、老人はり、きゅう、マッサージ等の施術費助成制度についてでありますけれども、現在、対象者250名、そして年間に1名に対して6枚、1,000円分の利用券を6枚助成しているということでしたけれども、これは当初始まったときから推移すると減っているのかどうか、推移等をお知らせいただけますか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

制度が始まりましたのが平成7年度というふうなことでございます。

平成17年度の利用者ですけれども、120名ほどいたというふうなことでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 今、人数をお答えいただきましたけれども、1名に今6枚助成しているということですが、この助成内容というのが変化があるのかどうかという意味でお聞きいたしました。改めてお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、利用券につきましては、制度が始まった当初は1人当たり12枚という制度でございました。

それから、助成の対象者ですけれども、満70歳以上の方につきましても対象というふうなことで、利用人数が多かったというふうなことでございます。平成18年度の行財政改革でもって、現行制度に変わったというふうなことでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 今、ご答弁の内容によりますと、当初12枚だったわけですね。これが今、半分に減らされているわけです。

こういったことから、またもう一つ言いますと、障害を持つ方だけではなくて70歳以上の方、高齢者の方にも全てこれが助成されていたということで、老人福祉ですとか、高齢者の方の健康とかそういったことにも寄与していたと思うんですが、これが行財政改革で減らされたということです。

今、町長、常日ごろお答えになるのは、財政的にも安心できる状況になってきているということをおっしゃいますが、そういったことからしても、金額的にも利用者250名ですので、老人福祉ですとか、当初質問で言いましたように、はり・きゅう師等の皆さんの社会参画拡大等や所得向上にもつながりますので、ぜひこの辺をそういった施策面として、しっかり研究していただくということをやっていただきたいと思いますが、そのあたりのお考えをお聞かせください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の質問にお答えさせていただきます。

はり、きゅう、マッサージ事業等については、当初1人当たり12枚、満70歳以上の高齢者も対象になっていたものが、なぜこういう現行制度になってしまったのか、今、財政的にも安定した状況にある中であって、制度の見直しというものについてどう考えるのかというようなおたがしでございまして、この制度改正については非常に難しい判断をさせていただいております。このはり、きゅう、マッサージの事業以外にも聖域なき改革ということで、多くの事業等について見直しをさせていただいたことについては、安井議員もご案内のとおりでございます。

小泉内閣の三位一体の改革、さまざまな形で地方の手厚い支援が打ち切りになって、交付税の措置等についても減額されるなど、非常に厳しい財政状況に陥ったことについてはご案内のとおりでございます。その最たるものが町の財政の健全度をあらわす実質公債費比率、これは当時25%も超えるような、そういう状況になってしまった。容赦なく矢吹町は財政再建を果敢に挑戦しなければいけない、そういう状況に陥ったということで、平成19年度から財政再建3カ年計画を立てさせていただきました。そのときに、各種団体への補助金、さ

らには職員にも残業手当のカットや、さらに町でさまざまな事業をしていたものも「入るを量り出ざるを制す」という形で事業については、相当見直したことについては、安井議員もご理解いただいているかと思います。そのときの考え方でございますが、健康な人に対しても助成を出す、そうでない人はもちろん助成はしなければいけない、そういう難しい判断の中で、健康で年齢が70歳に達しているからといって、この制度を継続していいのかというようなことがございました。

当然、ほかの事業項目についても、そういう一つ一つの厳しい判断のもとで見直しをさせていただいたことによって、3カ年の間に8億円を超える財政効果額を出した。そのために、矢吹町は健全財政の道を進んできたということがございました。したがって、そのときの判断については間違いないものであったというふうに私自身、今でも思っております。

今現在も対象者は250名いる、第一義的にはその250名の方に制度の周知を図っていききたい、なおかつ、はり・きゅう・マッサージ師の皆さんにもそれなりの企業努力というか、営業努力はしていただいて、訪問を繰り返すなり、こうした制度があることの周知徹底を図っていただくこと。町としまして、そうした対象者に対しまして、周知の徹底をさらに図っていくことをここで明言をさせていただきたいと思っております。

なお、70歳以上の方に再度復活するかどうかについては、それ以外にも削減項目というのは何十にもわたっておりますので、その全てを見直すということになりますので、ここですぐこうしますということはできませんが、そうしたことも踏まえて、相対的な協議を深めていくということで、質問に対する答弁とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 協議を深めていただけるということで、それをご期待したいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

赤ちゃんのいる家庭で紙おむつ代、そしてそれを捨てるごみ袋の負担が大きいという点であります。

ご答弁の中で、矢吹町のその制度、大変ほかと比べてもいいものであるということで、実際に子育て支援もやっていますよということで、この辺は大変喜ばしいことでもありますけれども、出産祝い品ですとか、それから出産祝い金というのは、どうしても最初にいただいたときに子育てに必要な用品等、ミルクを飲ませるための瓶ですとか、あとは子供服ですとか、そういったものに使われてしまうんですね。それは、大変助成されることはうれしいことですが、やはり子育てをしていく中で一番負担が重いのが、実感としてあるのが当町のごみ袋代も高いんじゃないかとか、それからそれに紙おむつを捨てなきゃいけないから、その費用がかかってしまう、そういったことでニーズがあるわけです。

白河でもこの制度ができたのは、同じような経過があったと伺っております。実際に、こういった提案をされた議員さんとかからもお話を聞きました。そういったことからいきますと、やはり近隣の施策でやっているよいものは取り入れていくということは必要だと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の質問にお答えさせていただきます。

子育て世代において、ごみ袋についての負担が非常に大きい、一番負担が大きいのはごみ袋、白河市はそうした観点からごみ袋の助成というようなことになったという話でございますが、それぞれの市町村において、その事業効果というものについては、何が一番ふさわしいかといったものについては、十分協議はしているつもりでございます。

矢吹町におきましても、ごみ袋についての負担というものの問題については、子育て世代に限らず、多くの町民の皆さんから話が出ております。ただ、あれもこれもという話については、なかなかそれは許されない状態にあることについても、ご案内のとおりだというふうに思っております。

矢吹町において先ほどの答弁の中でも、広報やぶきの5月号に子育て支援ということで特集を組ませていただきましたし、その中に、矢吹町の子育て応援宣言ということで、それぞれの事業というものを全て網羅させていただきました。私自身も一つ一つの事業は全て把握はしておりますが、このように一つの冊子という形で、広報紙並びに子育て応援宣言という、これからつくろうとしているガイドブック等のゲラもありますけれども、これほどまで子育てについて支援をしていたのかということを変更して認識をさせていただきました。

したがって、白河市の場合には、一番負担が大きいのはごみ袋だからごみ袋の支援をしたと。矢吹町においては、その支援策のそれぞれの事業化に向けて、さまざまな協議を深めた上で、優先順序を決めながら町の財政状況を見ながら、それぞれの支援策を、事業を決定してまいりました。

先ほどの答弁の繰り返しになります。今後も、子育て支援については高齢化対策とあわせて、よりよい、さらなる支援策ということで協議を深めてまいりたいと考えておりますので、その中身についても、その中の項目の一つに、ごみ袋の助成についても選択肢の中に入れてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今すぐというような答弁をできなくて大変申しわけないんですが、以上で、3番、安井議員に対する質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大木義正君） 残り1分50秒くらいあります。再質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 2番目の質問にありました医療費助成制度についてでも、これについてもニーズがあるということで、いろいろレセプトの問題等もあると思いますけれども、その辺はぜひ検討していただくということで、進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問になりますけれども、復興を実感されているということは、これはやはり、当初の震災の状況から見たら復興は進んでいる、私もそう思っております。ただ、やはり、この中です、周辺地区に住む方にとっては、この新町、町長のお宅もあります。そして、私も同じ3区に住んでおりますけれども、3区はいいなとよく言われます。そういったことに対しても、きちんと示していくためにも、ぜひこれから何ができるかというのを細かく知らせていただきたいと思います。この答へについては、時間もなくなってしまったので、その点についてはやっていただけるものと信じまして、ぜひ細かく中身を示していただきたいと思います。

ます。

そのことをもちまして、質問を終わらせていただきます。

〔「要望だから答弁はできないから」と呼ぶ者あり〕

○3番（安井敬博君） 答弁は結構ですので、質問を終わります。

○議長（大木義正君） 以上で、3番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（大木義正君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 4時20分）

平成30年6月12日（火曜日）

（第 3 号）

平成30年第408回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年6月12日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願の付託

議案第32号・第33号・第34号・第35号・第36号・第37号

請願第1号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	鈴木	隆司	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	熊田	宏	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	角田	秀明	君	14番	大木	義正	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎	吉郎	君	副町長	藤田	忠晴	君
教育長	栗林	正樹	君	企画総務課長	阿部	正人	君
まちづくり 推進課長	氏家	康孝	君	税務課長	三瓶	貴雄	君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針	良光	君	保健福祉課長	泉川	稔	君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局 長

佐久間 一 幸 君

都市整備課長 福 田 和 也 君

教育次長兼
教育振興課長

佐 藤 豊 君

子育て支援
課 長 山 野 辺 幸 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅 原 喜 美

副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（大木義正君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（大木義正君） 通告6番、7番、青山英樹君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 皆様、おはようございます。

傍聴席にお越しいただいた皆様方、ありがとうございます。心より敬意を表します。

それでは、通告に従いまして、最後の一般質問のほうを始めさせていただきます。

3点ほどございまして、道の駅について、また、国保料について、そしてまた財政計画についてということで質問させていただきます。

初めに、道の駅についてでございますが、同僚議員のほうからも質問がございました。おおむね同じ内容でございますが、私なりの視点でお尋ねをしていきたいと思っております。

まず、道の駅につきましては2点ほどございまして、当町での道の駅事業について、地域商社機能を持つまちづくり会社を立ち上げるとしております。この組織の目的、構成、運用事例など概要をお示しいただきたいというのが第1点目の内容でございます。特に、地域商社が重要な働きをすることの意味合いが強いのと思っております。当然、町民の皆様はその採算性についてかなり関心を持っておりまして、町で出資することによってどのような運営になり、利益が生まれるのか生まれないのかといったことを懸念材料とする町民も多いわけございまして、そのような観点から、どのような商社となり、その利益性というものがどのように確保されているのかというのがわかるような説明であれば、なおさらありがたいかなというふうに思います。

2番目としましては、道の駅事業に関連しますが、採算に関してということでございます。いわゆる2年後に株式等の公募を広げるというような計画に上がっておりますが、2年を待たずしてどうしても利益性が伴わなかったというような場合とか、そういう場合において町はどのように関与していくのかということが不透明でございますので、その辺についてもお知らせいただければお願いしたいというふうに思います。

次に、国民健康保険料（率）についてでございます。国民健康保険が県単位化になりました。これによりまして、保険料率等が改正されたわけでございます。現行よりも下がるということでございますが、それでも県

で示された標準保険料率というものよりは上回っているのが実情と思われま。ほかの市町村、近隣市町村あるいは類似団体等との比較におきましても、もう少し安価な保険料とすることができなかったのか、国保の状況等を踏まえてご説明いただければありがたいというふうに思っております。

次に、3番目としまして、財政計画についてでございます。第6次矢吹町まちづくり総合計画における財政シミュレーションでは、あくまでも見込み額ではありますが、状況としましてはマイナスの数値となっております。これらがマイナスに実際にならないようにということで、町のほうでも四苦八苦しながら財政の運営に関しては手を入れながら、修正をかけたとか努力をされておるかと思ひます。当然ながら財源が厳しいという状況は町長も以前より申し上げておひまして、この財源不足が見込まれるために財源調整が必要というふうにこの総合計画にもあります。このような状況におきましては、将来におきまして、現在複合施設の建設に向けて進行中であり、また、道の駅の施設建設に関しましても着々と計画が進んでいる。こういう中、さらには給食センターの設置というような案件も上がってきておひます。そしてまた、平成42年、44年でしょうか、中畑小学校、善郷小学校等の改築なりの老朽化対策というものも大きな課題であり、また、水道事業、矢吹町の場合には非常に、特別会計としては過去の産物といひますか、ちょっと借金が多かたりしているわけでごひまして、これらを初め、水道管の布設がえ等も、インフラの布設がえも非常に大きな問題となってくるわけでごひます。

このような状況でもって、今後、財政計画というものが示された中で事を進めていかなければ、なかなか町民さんからの安心をち取ることは難しいのではないのかというふうに思ひまして、今後の財政計画というものがどのようになっているのかをお尋ねしたいというふうにござひます。

以上、おひむね大きな3点でごひますが、ご答弁のほどおひ願ひ申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようござひます。

また、傍聴者の皆様には、大変ご苦労さまでござひます。

それでは、7番、青山議員の質問にお答ひいたします。

初めに、地域商社の概要についてのおただしであります。三村議員への答弁と重複いたしますが、これまで道の駅やぶき地域協議会において、地域商社のあり方について調査検討を行い、平成29年6月に（仮称）道の駅やぶき実施計画並びに地域商社設立方針が取りまとめられておひます。

道の駅の管理運営につきましては、町や地域団体等が主体になり、第三セクター方式による地域商社を設立し、道の駅の指定管理者として、その管理・運営に加え、地域資源の発掘から特産品開発等、販路開拓と生産者にとって有意義となる販売、さらには地域資源の活用に際して、地域密着の活動を展開する株式会社の設立を目指しておひます。

構成機関については、設立される地域商社に対する出資構成を、町及び地域の公益的な団体等とすることを想定しておひます。

また、運用事例については、本年3月議会でも答弁しておひますが、（仮称）地域商社設立基本計画におひ

て収支計画を定めており、東日本20カ所の道の駅の事例を調査し、道の駅の管理・運営はもとより、組織形態、出資構成等、公益及び収益部門を含めた事業内容を検討しております。

さらに、（仮称）道の駅やぶき実施計画において、前面道路の交通量及び施設規模から、（仮称）道の駅やぶきの売り上げと損益を予測しております。

今年度は、道の駅やぶき地域協議会において、地域商社の設立に当たって、その前提となる町との協定内容とともに、定款の作成等の課題について項目ごとに検討を重ねるとともに、議会を初め町民の皆様の意見を伺いながら取りまとめを行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅事業の採算に関する町の関与についてのおたただしではありますが、（仮称）道の駅やぶき実施計画において、地域商社の組織形態は株式会社を想定し、本町の財政負担にならないよう、独立採算を目指した経営を行うとともに、民間の発想を持った収益事業を行うなど、自由で柔軟な組織とすることが示されております。

また、さきの3月定例会でも答弁しておりますが、（仮称）道の駅やぶき実施計画に基づく売り上げについては、事例を調査し、前面道路の交通量及び施設規模に基づき、目標金額を5億5,296万2,000円と低目に設定して、個別施設の収支計画をもとに、売り上げが計画の120%達成の場合と計画の80%しか達成できなかった場合において、損益のシミュレーションを行っております。

その結果、計画の120%達成の場合は、営業利益が3,606万7,000円で、80%達成の場合であっても営業利益が648万6,000円となり、いずれの場合も黒字の収支を見込んでおります。

また、本年3月下旬に開業した伊達市の道の駅「伊達の郷りょうぜん」は、年間の来場者数目標が54万人でしたが、5月上旬、開業40日目には来場者数が30万人に到達し、そのほか、本年5月に開業2年目を迎えた国見町の道の駅「国見あつかしの郷」では、年間の来場者数目標が100万人のところ、本年5月下旬に来場者数が既に200万人に到達しております。

本町につきましても、先進事例の調査・研究を行いながら、魅力ある施設機能や品ぞろえ、イベント企画などを充実させ、より多くの方に利用される道の駅を矢吹町のシンボルとなるよう整備し、「日本三大開拓地・やぶきの魅力を発信し、ひととまちが交流しチャレンジする道の駅」の実現に向けて、全員参加で事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国民健康保険料率の設定についてのおたただしではありますが、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県となることに伴い、市町村が賦課・徴収した国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金として県に納めるように国民健康保険法の規定が改められたことから、納付金を確保するために必要となる税率等の改正を行いました。

平成30年度の保険料率の算定方法につきましては、県が所得割、均等割、平等割の3方式で算定した標準保険料率を参考とし、本町では、これまでの4方式から資産割を廃止した3方式とした上で、応能・応益の均衡、予定収納率に基づいたそれぞれの保険料率で算定したものを今議会に上程させていただきました。

また、今回、県が示した本町の標準保険料率により課税した場合と、現行税率で課税した場合を比較しますと、被保険者1人当たりの平均課税額が約20%ほど下がり、多くの納税者の税負担が軽減される試算となりましたが、一方で、納付金の確保に大幅な不足額が生じることが予想されることから、新国民健康保険制度の初

年度となる平成30年度の保険料率については、資産割を廃止した影響を考慮しながら、納税者の皆様に対しては、世帯の人数、所得が昨年と同様である場合、これまでより税負担が大きくなるよう算定した上で、できる限り標準保険料率に近づけた設定といたしました。これにより、被保険者1人当たりでは、前年度平均課税額から約1万3,000円、13%引き下げを行う改正となっております。

なお、保険料率の改定にあわせ、矢吹町国民健康保険特別会計が保有してきた国民健康保険給付費支払準備基金の設置目的について、これまでは「医療費の値上げ又は流行病の発生等による保険給付費に要する費用に不足を生じた場合の資金を積み立てるため」としていたものを、「国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため」と規定を改め、さらに、基金の取り崩しにより国民健康保険基盤の安定化を図るため、「国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の不足額、その他、国民健康保険に関する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り処分することができる」と、基金の処分規定を追加したところであります。

このことから、次年度以降についても、県から示される標準保険料率を参考とした上で、納税者の税負担への影響を考慮しながら、安定的に納付金が確保できるような保険料率の設定に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、今後の財政計画についてのおただしであります。財政計画とは、町税を初めとする歳入の予測及び各種事業計画を踏まえた歳出の見通し等、中長期的な財政状況を把握し、今後の課題を捉え、計画的な財政運営を推進するための指針となるものであります。

本町におきましては、「未来を拓く 日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現に向けたまちづくりを進めていくに当たり、財政収支の均衡及び財政健全化の確保を図り、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づく政策・施策を財政面から位置づけるため、総合計画において、その基礎となる健全な財政運営の指針として、財政指標の目標値及び将来の財政収支額を示しております。算定に当たりましては、重点プロジェクトを初めとする各種事務事業の実施について、過去の決算状況や国内経済、景気の状態、国・県の動向等、その時点で想定する数値やさまざまな条件の変化を考慮した上で、財政シミュレーションを行ったものであります。

なお、財政シミュレーションでは、平成28年度から平成31年度の収支見込み額について財源不足が見込まれるという課題を示しておりますが、平成28年度において黒字決算であったことは既にご案内のとおりであります。これは、限りある経営資源を効率的かつ効果的に活用し、財政規律を踏まえた歳入確保及び歳出削減の取り組みの結果であります。平成29年度においても黒字決算の見込みであり、本年度以降につきましても、同様の取り組みにより財源不足の解消を図ってまいります。

また、議員おただしのとおり、今後は給食センターの整備など公共施設の老朽化対策等も見込んでおります。これら必要とする大規模事業、インフラ資産の老朽化対策等の財政需要を考慮する中、将来世代に負担を先送りせず、安定的に行政サービスを提供するためには、平成27年度に決定した矢吹町公共施設等総合管理計画に基づく取り組みが重要であると認識しております。引き続き平成28年度より策定を推進している個別施設計画の策定を計画的に進め、将来にわたって適切に維持管理・更新していくことができるよう、中長期的な視野のもと、財政指標や財政収支の見通しを踏まえながら、事業の重点・選別化を図ってまいります。

さらに、複合施設や道の駅等、事業推進に当たりましては、規模、期間、財源等、想定する数値等をその都

度把握した上で、適時、財政シミュレーションのローリングによる見直しを行ってまいります。なお、複合施設の整備につきましては、事業費、事業期間、財源等がおおむね確定してきたことから、平成29年度の決算状況も踏まえた財政シミュレーションの再試算を行い、年内に示せるよう進めております。

今後も、引き続き総合計画で示した目標値の達成に向けて、「入るをはかって出るを制す」という基本的な考えのもと、歳入の確保を徹底するとともに、政策・事業評価の結果を踏まえたPDCAサイクルの推進による効果の検証や選択と集中による事業の重点化、官民連携手法の積極的な導入・活用など、不断の行財政改革を進めながら、規律ある健全な財政運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） それでは、個々について質問させていただきます。

まず、地域商社についてですけれども、およそ10年前ぐらいでしょうか、地方創生の旗印として、地域商社を政府としては全国に100ぐらいを目標に設置するというような計画があつて、その推進に当たっていたと思います。具体的には、その先駆けとなるのは宇都宮にあるファーマーズ・フォレストさんを皮切りとして、全国でも幾つか成功事例として挙がっております。青森のファーストインターナショナルや新潟、燕三条なんかは有名だと思いますけれども、そのような事例とかがありますが、私どものこの矢吹町としては、道の駅を運営するに当たってどのような道の駅を具体的なモデルとして、目に見えてわかるようなもの、商社というものが具体的にあるのかどうかお尋ねしたいと思います。どうも町民の皆さん、わからないという方が非常に多いものですから、イメージがつかめないということですので、その辺あればお示ししたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、7番、青山議員の再質問にお答えいたします。

まず、地域商社につきましては、今、青山議員さんがおっしゃったとおり、国のほうの地方創生の関係から生まれたものであると思いますが、地域商社と申しますのは、各地域にそれまでいろんな資源、矢吹町で言いますと各種農産物等やいろんな商工業の製品とかございます。そういったものを、さらに販路を拡大するなど、これまでよりも価値を高め、より地元利益を上げるというふうな取り組みをしているものが地域商社と言われているものでございます。特別その実施計画の中でも、先進の20カ所ほどの道の駅の事例を調査してございますが、そういったそれぞれの道の駅が、やはりそういった観点から、地域活性化のために地域のさまざまな物産、農産物等をより効果的にPRして地元利益を還元しているということでもあります。

ですから、矢吹町で特にモデルとしている地域商社というふうなことではなくて、既に多くの先進の道の駅が地域商社機能を持って運営していると。そこで地域商社の、株式会社というふうなことをうたっているかうたっていないかの違いはありますが、形態的には既に皆さんが地域商社機能を持って運営しているというふうなことじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 地域商社のモデルとなるようなものはないというふうな答弁だったと思いますが、1つに地域商社の働きとしまして、政府のほうで進めたのは地産外消という形なんです。これが10年前から多く進められてきて、例えば福島県であれば、東和町であれば、今はもう台湾のほうまで出向いて行って売りに行っていると。いわゆる地産外消なんです。今のお話聞くと、当町においては、地域商社はどうも道の駅という1つのエリアといいますか、その範疇の中にとどまるというような、その活性化というような意味合いが強いかないというふうに思うんですが、そこではちょっとほかの地域商社とは差異があるのかなというふうに思いますが、その点についてはいかがなのかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 7番、青山議員の再質問にお答えいたします。

先ほどのちょっと説明が、私が説明がうまくできなかったのか、矢吹町において地域商社となるモデルがないというふうなことではございませんで、全ての道の駅等が地域商社的な機能を発揮しているということで、議員さんが発言になりました宇都宮等の、あとは東和町以外も全てモデルにはなるんじゃないかと思っております。

あと、東和町の件であります。東和町につきましても発足からもう10年以上たっております。かなり成熟した段階で今の状況を迎えているというようなことじゃないかと思っております。矢吹町につきましても、当然、道の駅を地域商社として運営しますが、将来的には、そういった道の駅から外に出たような活動も視野には入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 将来的には地産外消といいますか、外消のほうまでも含めて取り組んでいくというふうなご答弁だったかと思えます。

最近ですと、新聞で会津美里さんのやつが民友で報じられていましたが、道の駅がないまでも商社をつくり、その地産外消に力を入れると。そしてまた、渋柿の渋を利用して体臭等を消す、そういったものをゼビオさんのほうでもって販売するというふうな取り組みでございます。そういう具体的なものが地域商社の開発商品としてあるんですけれども、当町の場合におきましてその地域商社が行う業務、運営に関して、具体的なものというものが示されていないだろうということがよく町民の皆様と言われて、それで大丈夫なのかというような、利益性において赤字にならないのかということが心配されますが、その売買する商品等に関しての兼ね合いに関して商社がどのような働きをするのか、具体的なものを示していただければありがたいと思えます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 7番、青山議員の再質問にお答えいたします。

地域商社の現時点での具体的な商品等についてでございますが、現時点ではまだそういったものは具体的には示すことはできませんが、そういった特産品、矢吹町として売り込みできるもの、そういったものにつつましてブランド化というふうなことで、今年度も特産品の開発等も含めまして道の駅整備事業の中で取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 具体的な商品に関してはまだ未定というふうに判断いたしますが、現在、道の駅に関して基本構想なり計画進んでおりますが、進め方としてどうしても土地とか、場所とか、あるいは外観図とか、そういう上物がもう計画が進んでいるというのが見えます。どちらかという中身のほうが先ではないのかといった町民の声が聞こえてきて、何をやるかがなく、ただ、もう上物だけが先行して進んでいくというのは、物ができたら後は人が来るだろうという、そういう判断じゃないのかといった懸念さえも持っている町民の方もおります。その辺に対して、進め方として、やはり中身をもう少し成熟させて、それで町民に対して説得力を持って利益が出るんではないかというような、そういう展開の仕方というのに関してはどのように捉えられるのかお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 7番、青山議員の再質問にお答えいたします。

道の駅推進事業につきましては、これまでもハード中心ではなくて、ハード、ソフト両面にわたって、特に今現在ですと、これまでもソフト部門につきましても実施してきてまいったところというふうに認識しております。平成30年度、今年度につきましても、地域協議会の中に2つの部会、仮称であります但仮設実験店舗運営部会と特産品等の推進部会というふうなことで取り組んでまいります。その中で、地域商社の設立というふうな、そちらの準備並びに仮設実験店舗で実際矢吹町の農産物や加工品等を販売いたしますとともに、イベントなんかも企画いたしまして、どういったイベントに人がどのように集まるかというふうな調査、あとは、あわせて、昨年度までも実施しておりましたが、各種道の駅につきまして利用者のニーズ調査等もあわせて行ってまいりたいと思います。

なお、特産品等の開発につきましては、矢吹町内に広く料理の特産品等となるものにつきまして、コンテスト等も行っていく計画でございます。そういったものの商品化に向けての食品の冊子などもつくってまいりたいと思っております。あと、矢吹の商品のブランド化につきましては、さらにこれまでもいろんなやぶきブランドというふうなことで、矢吹でとれたものを矢吹の非常においしい、健康にもいい矢吹の農産物を使っているような野菜のブランド化につきましても検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） ソフト分野等に対して具体的なものは後々に決まってくるというような答弁だったかと思えます。

ちなみに、場所は大体おおむね候補地として挙がりました。今度は建設等にかかってくるんですが、今のソフト分野での、何を売りにしてという、その売りにするものとかあるいは食とか、そういったものの計画というのに対してはいつ具体化されるのか。土地を取得する前なのか後なのか、その辺に関して工程上どうなるのかお示しいただければありがたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、7番、青山議員の再質問にお答えいたします。

具体的なそういった売りになるものについて、いつ決まるのかというふうな話でございましたが、まず、先ほど説明しました今年度の取り組みで、さまざまな料理やら商品等を発掘といいますか、取り上げて、年度末になるかと思えますが、広く町民の皆様にも知っていただくというふうなことで、また、今年度につきましても、年度末にシンポジウムを開催し、その中で発表をしていきたいと思っております。その中で、さらに今後そういった特産品の開発等具体的に進んでいきますが、今年度につきましては、そういったシンポジウム、そちらのほうを一つの区切りと考えてございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 12月ごろにシンポジウムというお話でしたが、その以前に土地の取得というものはなされるのかなされないのか、それについてはいかがなのか、今質問しましたが答弁なかったんですが、お示しただければありがたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員のご質問にお答えいたします。

道の駅の全体的なスケジュールにつきましては、現時点では実施計画でお示ししている段階でございますが、具体的にいつの時期に何をというところで、個別といいますか、ハード面での実施計画については今後の策定予定としております。土地の取得についても、年次はまだ定められておりませんので、今年度の予定といたしましては、これまで同様、ソフト面については産業振興課が担当しておりますが、ハード面につきましては都市整備課に移管することといたしました。今年度、基本設計ということで考えておりましたけれども、設計前

の基本計画的なものからつくり直さなくてはならないというふうに考えておりますので、今年度中に可能かとは思いますが、道の駅整備するための必要なスケジュールの中で、用地取得についてもいつの年次になるかというところを位置づけてまいりたいという段階でありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） ご理解をとということですが、ちょっと理解できなかったんです。町民の皆さんの意見としましては、やはり何を売ってという具体的な営業、運営内容を示されないままに、先に物件等に対して着手するというのは普通あり得ないんじゃないのかということの考えがありますので、その部分について明確にお示しいただきたいと思ひます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えいたします。

多少誤解されるような説明申し上げましたけれども、部署は別になりましたけれども、当然、ソフト、ハード、すり合わせをしながらスケジュール的なものは決めてまいりたいというふうに考えしております。

なお、ハードの面でも、候補地につきまして、候補地周辺の地権者の方には説明会、開催いたしましたけれども、現時点ではここというところで土地を指定できている状況ではありませんので、用地買収についてはまだ先の話というふうに考えしております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 確認となりますが、いわゆるハード、ソフトといった場合には、ソフトの具体的な説明がハードよりも優先されるものとの認識でよろしいかどうかお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員のご質問にお答えさせていただきます。

道の駅について、今、ハード、ソフト、どちらが先になるんだと、なおかつソフト面について前面に出しながら、矢吹町の売りについて決めてから事業にかかる、土地の取得に入るのが正しいやり方ではないかということですが、道の駅の建設についての基本的な考え方については、青山議員も既にご案内のとおりだと思います。矢吹町の魅力を町内外に発信しながら、町の持つとるそうした魅力ある資源を利用して町の活性化、そして地域の人々を含めて多くの内外の人たちの交流促進を図って、さらに矢吹町に定住していただくというような、そういう大きな目標のもとに道の駅をつくっていきたくと、そういう基本的な考え方がございます。

それに当たっては、ハード、ソフトというようなどちらが先かというよりも、これは先ほどから課長職が答弁しているように、並行して進めていきたいというふうを考えております。ただ、町の魅力を前面に出せるようなソフト面、矢吹町の売りになるものを出さないでスタートするということはあり得ないというふうに思っておりますので、それらについては十分に検討し、矢吹町の道の駅がオープンする際には、十分に町の魅力をPRできる、そうしたラインナップをそろえた中でスタートしてまいりたいと考えておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思います。同時並行的に、なおかつ青山議員からのご指摘を受け取ることのないような、そんな形でのオープンを目指して頑張っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、私からの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 同時並行ということで、先行はないというふうに承ったところでございますが、次に、この商社に関しまして、町及び地域の主要な公益的な団体等による発起人設立方式を採用し、経営が軌道に乗った数年後、株主を広く公募するというふうにございます。この経営が軌道に乗った数年後ということで、乗らなかった場合というのはどうなるのかお示しいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、7番、青山議員の再質問にお答えいたします。

答弁にもございましたとおり、道の駅やぶきの場合の収支計画につきましては、前面の道路の交通量等から試算しまして、低目に見積もっても利益が出るというふうなことでありますので、当然、内容の充実も図りまして、赤字になる、経営がうまくいかないようなことはないように努めてまいりたいと、ぜひそのようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 前提が赤字にならないという答弁だったと思いますが、その信憑性を保証する、担保するものが交通量というものだけだと思います。道の駅等におきましては、はやっているところもあればやっていないところもある。そういう中であって、道の駅に寄ったけれども、いわゆる消費するかしないかというものはまた別なところでございまして、大方、岩手県などではもう道の駅はつくらないというふうになりました。時代的におくれであるということと、やはり採算性においてその利益を担保するものがないというようなことでございます。はっきり言って町民の方からも、利益前提ということには疑問がつくんですけれども、それでも絶対利益が出るというふうに町のほうとしては踏んでいるのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、7番、青山議員の再質問にお答えいたします。

今の収支の内容でございますが、矢吹町の地理的、位置的な問題、条件、そちらにつきましても、非常に有利な国道4号線沿いの上下170キロ間道の駅がない、道の駅というような看板が非常に大きな効果があるというふうなこと、それに先ほどの道路通行量並びに近年オープンいたしました国見、それにりょうぜん等の状況を踏まえまして、当然、黒字というふうなことで見込んでおります。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） この分野に関しましては恐らく平行線だろうというふうに思いますので。町民としては、いまだにクエスチョンマークが消えない状態であると、採算性に関しては。それを申し添えて道の駅について質問は終了させていただきたいと思います。

そして、すみません、1点だけ道の駅について。採算に乗らなかった場合、第三セクター等による商社ですが、赤字が出た場合、当然町からも出資、第三セクターであるかと思うんですが、赤字になった場合の補填というのは、町はするのかしないのかをお聞かせください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

採算性について青山議員のほうから心配をいただきまして、本当にありがとうございます。真剣に考えていただいていることが質問の端々から受けとめさせていただきました。そうしたことにおいて、赤字にならないよう最善の努力をするということについては、これはひとしく誰もが願っていることでございますので、青山議員にもそうしたことで、さまざまな時点においてこの後もアドバイスをいただければ大変ありがたいというふうに思っています。

特に矢吹町の地の利を考えれば、これは赤字にならないだろうということで、先ほど佐久間課長の答弁にもあるわけですが、これは交通量というのは絶対的な条件だと思います。撤退するというようなことも含めて、そうした地区においては、やはりそういった環境的なものが、今後はつくらないというような、そんな判断に至っているのかなというふうに思っております。矢吹町のこの地の利、そして矢吹町の将来を考えるのであれば、矢吹町のこの魅力を絶好の機会ということで捉えて、その拠点となるのが道の駅ということで、再度、町民の皆様に理解を得ていただけるような、そんなシンポジウムも含めて発信してまいりたいというふうに考えております。こういう時期だからこそ道の駅というふうに私自身は考えておりますし、また、そうしたことで町民の皆様に理解を求めていきたいというふうに思っております。

万が一、赤字になったときという質問で、第三セクターの立場でございますが、これについては、青山議員、既にご承知のとおり、総務省のほうから第三セクターの経営健全化に関する指針で、市町村、出資

はするといえども、赤字については安易に補填してはならないというような通達も来てございます。したがって、そうした基本的な事項は守りながらも、ただ、にっちもさっちもいかないということについては、そうしたことも想定をしながら、他の自治体の事例もございまして、そうした事例も踏まえて、今後、町としてどういう対応をとるかということについては、その時点で考えさせていただきたいと思っておりますし、その方針については、町のほうでも今から協議も深めていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、青山議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 第三セクターということですから、当然、財政健全化法上の網にかかりまして、町の財政上、あらゆる部分でもって数値、指標にもその影響が出てくるということですから、その辺は慎重にお考えいただきたいなと思っております。

次に、国保についてお尋ねをしたいと思います。

国保に関しまして、説明でもございましたが、国保料は下がりますが、下がった上で、説明にございましたが、納付金の確保に大幅な不足額が生じるとあります。これはなぜでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 7番、青山議員のご質問にお答えをいたします。

今回の試算によりますと、調定額で八千何百万という金額が不足するというふうに見込まれております。これにつきましては、今回、4方式から3方式ということで、大きな要因としましては資産割が廃止になったことが原因だと考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 本当にその4方式から3方式になるということが原因なのでしょうか。結局、総額でいけば1万3,000円ぐらいですか、下がっているわけですね。下げることができているということは、その納付金に関して減額するということには結びつかないのではないのでしょうか。

私が考えるには、平成30年度におきまして、一般会計からの繰り入れが減っているかと思うんですね。いわゆる国保財政としまして、一般会計からの繰り入れが減っているがために資金が細くなってということではないのかというふうに考えるんですけども、そこはどうなんでしょうか。国保の歳入面の繰入金におきまして、平成29年実績が1億3,700万で、2,000万ぐらい減っているかと思うんですね。ですから、保険料が安くなりつつ、また、一般会計からのお金の繰り入れも減らしているということで、納める金額が少なくなるということは、結局その財源が減っちゃったから納めるお金が少なくなったんじゃないんでしょうか。だから、その原因というのは、繰入金を減らしたからではないのかと。過去においても7,000万の一般会計からの国保への繰

り入れをしていましたが、それをなくしたわけですね。ですから、そのような状況ですから、安定繰入金が減っているということは、一般会計からの国保へのお金の繰入れを減らしたから、その分、国保料をもっと下げられるのに、その程度で終わってしまっているということじゃないんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 7番、青山議員のご質問にお答えをいたします。

まず、今回の納付金の算定につきましては、県全体の給付費等を出します。その金額をもとに、市町村の被保険者数あるいは矢吹町の給付費、それから所得関係をもとに矢吹町の負担金が案分されて出た額が納付金だというふうに考えております。それを納めるに当たって、今度は標準保険料率というものを出すようになります。標準保険料率の算定に当たっては、県が出した納付金の算定から、さらに市町村が直接受ける補助金、それから市町村が独自に行う事業等の歳入歳出分を差し引いて標準保険料率を出すような形になっております。

青山議員がおっしゃいました一般会計からの繰入金が影響しているのではないかというふうなことだと思うんですけども、そちらの影響はほとんどないものというふうに理解はしております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 県のほうからの示された保険料に関しては、平成28年度をもとにしているかと思えます。29年度をもとにして各市町村で保険料率を算定したかと思えますが、隣の中島村さんにおきましては、県から示された数値をそのまま使用しているかと思えます。矢吹町はそこからちょっと見直しをかけたということでございますが、県内に5つある類似団体の中でも、矢吹町はこれでもまだ高いんですね。そしてまた、近隣の市町村におきましても、過年度を見ますと、やはり高い位置で推移をしてきたと。資産割がなくなって1万3,000円とはいえ安くはなりましたが、もっと安くできるんじゃないのかというふうに思うんですけども、そこはいかがなのか。また、そこにおいては一般会計からの繰入れも影響すると思えますが、減らさずにその分で可能なのではないのかと、もう少し安くできたんじゃないかということに関してお答えをいただきたいと思えます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

町のほうで今回、県の標準保険料率を使わないで、保険料についてはもっと安くできたんじゃないかと、なおかつ安くするためには、一般会計からの繰入金をもっと出していいんじゃないかというような、そういうおただしでございますが、そうしたことについては、今、保険課長から話があったように、その一般会計の繰入れ云々については影響がないんじゃないかというような答弁でございました。

なお、矢吹町の保険料が高いか低いかという青山議員の質問でございましたが、それは青山議員の言葉を少

し修正させていただければ、標準保険料率についてももう少し矢吹町の保険料率を近づけることができたんじゃないかというのが正式な質問だというふうに私は理解させていただいております。保険料そのものは、まだ他の市町村が議会のほうを通過しておりませんので、確定したことは言えませんが、町のほうで聞き取りをしたところによれば、矢吹町の保険料が近隣の町村では一番低い数字になっております、保険料では。標準保険料率を使わなくても、今回、町が試算したデータに基づいて計算しても、矢吹町の保険料率がほとんどの市町村より低くなっているということで答弁とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 以上で、7番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

再開は11時10分です。

(午前11時02分)

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午前11時10分)

◎総括質疑

○議長（大木義正君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

2番。

○2番（三村正一君） 6月の補正予算についてお尋ねを申し上げます。

6月の補正予算の中で600万のまちづくり矢吹事業というような補正が含まれておりますが、このまちづくり事業の概要とこの予算の使い道、事業の内容と予算の使い道についてお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 三村議員、それ、予算特別委員会で審議される内容だと思うんですけども。

○2番（三村正一君） そうなんですか。

○議長（大木義正君） 総括質疑なので。

○2番（三村正一君） いや、中身がわからないから聞いたんですけども。それならいいです。じゃ、失礼しました。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認めます。

これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・請願の付託

○議長（大木義正君） 日程第3、これより議案・請願の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第36号については、7名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第37

号については、6名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

〔名簿配付〕

○議長（大木義正君） ただいま配付しました第408回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第32号、第33号、第34号及び第35号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり委員会に付託することに決しました。

次に、5月30日までに受理した請願は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（大木義正君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

（午前11時15分）

平成30年6月18日（月曜日）

（第 4 号）

平成30年第408回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成30年6月18日(月曜日)午後1時開議

日程第 1 議案第32号・第33号・第35号

請願第1号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 2 議案第34号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 3 議案第36号

審査結果報告 第一予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 4 議案第37号

審査結果報告 第二予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第 5 同意第 1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第 6 同意第 2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 7 議案第38号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 発議第 2号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を
求める意見書(案)

日程第 9 閉会中の継続調査の申出について

日程第10 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富	永	創	造	君	2番	三	村	正	一	君
3番	安	井	敬	博	君	4番	加	藤	宏	樹	君
5番	薄	葉	好	弘	君	6番	鈴	木	一	夫	君
7番	青	山	英	樹	君	8番	鈴	木	隆	司	君
9番	栗	崎	千	代	松	君	10番	熊	田	宏	君
11番	吉	田		伸	君	12番	藤	井	精	七	君
13番	角	田	秀	明	君	14番	大	木	義	正	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	藤田忠晴君
教育長	栗林正樹君	企画総務課長	阿部正人君
まちづくり 推進課長	氏家康孝君	税務課長	三瓶貴雄君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君	都市整備課長	福田和也君
教育次長兼 教育振興課長	佐藤豊君	子育て支援 課長	山野辺幸徳君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅原喜美	副局長	加藤晋一
--------	------	-----	------

◎開議の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（大木義正君） 日程に入る前に、けさの近畿地方での地震により犠牲になった方々にお悔やみを申し上げます。また、被災された全ての方々にお見舞い申し上げますとともに、復旧作業に従事されている皆様のご安心を心よりお祈り申し上げます。

それでは、去る6月12日の本会議において、各常任委員会、第一及び第二予算特別委員会に付託しました案件を議題とします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第32号、第33号、第35号、請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第1、これより議案第32号、第33号、第35号及び請願第1号を一括議題とします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴席においでの皆様、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、総務教育常任委員会の審査結果を報告いたします。

総務教育常任委員会審査結果報告書。

第408回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7の審査結果。

当委員会に付託されました議案第32号、第33号、第35号及び請願第1号の審査結果は次のとおりであります。

議案第32号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難指示区域等に住所を有していた世帯に対する国民健康保険税の減免措置を平成30年度も引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第33号 矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律の施行により、平成30年度から都道府県が国民健康保険制度の財政運営の責任主体となったことに伴い、市町村が賦課徴収した国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金として都道府県に納められるよう、地方税法の関係する規定が改められたことから所要の改正を行うとともに、納付金を確保するため、国民健康保険税の税率等を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書であります。

本件は、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学を保障するため、平成31年度以降も全額国費で支援する被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援に必要な予算措置について、意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結します。

これより議案第32号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第33号 矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第35号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を採決します。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第34号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第2、これより議案第34号を議題とします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 皆さん、こんにちは。傍聴の皆さん、ご苦労さまでございます。

産業民生常任委員会審査結果報告書。

第408回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛をさせていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第34号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第34号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部規定を整理するため、矢吹町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結します。

これより議案第34号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第36号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第3、これより議案第36号を議題とします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、ご苦労さまでございます。

それでは、第一予算特別委員会審査結果報告書。

第408回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

第一予算特別委員会審査結果報告書。

1番から6番までは省略させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第36号の審査結果は次のとおりでございます。

議案第36号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,076万6,000円を追加し、総額を86億8,676万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税173万1,000円、国庫支出金300万円、県支出金が581万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が地方創生推進交付金事業により600万円、民生費が介護保険特別会計の繰出金

等により313万4,000円、教育費が公民館施設管理運営事業等により222万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

以上です。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結します。

これより議案第36号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第37号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第4、これより議案第37号を議題とします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、10番、熊田宏君。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、ようこそご来場くださいました。ありがとうございます。

報告書の9ページをごらんください。

第二予算特別委員会審査結果報告書。

第408回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、ご一読をお願いし、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第37号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第37号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ251万7,000円を追加し、総額を13億8,806万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金98万円、繰入金153万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費251万7,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告させていただきます。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結します。

これより議案第37号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了しましたが、ここで会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議等がありましたので、提出議案等概要説明の全員協議会を、そして引き続きその取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議します。

（午後 1時20分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 1時54分）

◎日程の追加

○議長（大木義正君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） どうも皆さん、こんにちは。

議会運営委員会より報告をさせていただきます。

閉会中に町長より提出がありました同意2件、議案1件及び議員発議1件の追加議案が提出をされました。また、総務常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より提出がありました閉会中の継続調査の申出及び議員の派遣についての取り扱いにつきまして、企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、協議をしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体協議をすることに協議が成立をいたしました。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（大木義正君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程についてはお手元の配付資料のとおりであります。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（大木義正君） 日程第5、これより同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案については除斥の対象ではございませんが、出席されておる教育長の人事案件でありますので、教育長、栗林正樹君には一時退席をしていただきます。

〔教育長 栗林正樹君退席〕

○議長（大木義正君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴者の皆様には大変ご苦勞さまでございます。

さて、私からもけさ方の大阪地方の地震によりお亡くなりになりました方々へ哀悼の意をあらわすとともに、けがをされた方の一日も早い回復と被災された全ての方々に対しお見舞い申し上げるとともに、一日も早くもとの生活に戻られることをお祈り申し上げます。

それでは説明をさせていただきます。

同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてであります。本案は平成30年7月14日をもって矢吹町教育委員会教育長の任期が満了となります。矢吹町一本木45番地3、栗林正樹氏を再度任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

栗林氏は、長年の教職経験を踏まえ、平成19年7月から現在まで3期11年間、教育委員会教育長を務められており、この間、学校における体験活動の充実、教員の資質向上に取り組むとともに、学校施設の安全安心な環境整備はもとより、生涯学習、文化、スポーツ、さらに子ども・子育ての支援においても数々の指導力を発揮され、教育行政の振興発展に尽力いただいております。このようなことから、引き続き豊富な識見と卓越した手腕にて町教育行政の進展に寄与していただきたいと考え、本提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

この採決は起立により行います。

同意第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大木義正君） 起立全員であります。

よって、同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

ここで、ただいま同意されました栗林正樹様を紹介するため、暫時休議します。

（午後 2時00分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 2時01分）

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（大木義正君） 日程第6、これより同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は町の固定資産評価審査委員会委員として卓越した識見と誠実さをもって職務に尽力され、この6月30日をもって任期が満了となります岡崎邦夫氏が退任されることとなったことから、矢吹町西長峰505番地、鈴木浩一氏を同委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

鈴木氏は、長年農業に従事されており、現在は矢吹町認定農業者連絡協議会副会長としてご活躍され、豊富な識見を持つ誠実な人格者であります。また、矢吹町交通安全協会矢吹支部副支部長を務められており、地区住民からの信望も厚く、固定資産評価審査委員会の職務にご尽力いただきたく、ここに提案をいたします。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

この採決は起立により行います。

同意第2号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大木義正君） 起立全員であります。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

ここで、ただいま同意されました鈴木浩一様を紹介するため、暫時休議します。

(午後 2時04分)

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午後 2時06分)

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第7、これより議案第38号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の説明を求めます。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

議案第38号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は平成12年度から平成21年度までの間に公共下水道受益者負担金賦課徴収業務において、負担金の賦課漏れという大変不適切な事務処理があり、5年の時効により徴収が不能となり、損害を発生させ、町民の皆様にご迷惑をおかけすることとなったため、組織の長の責務として、私と副町長の現在の給料月額10分の1を、私は三月、副町長は一月減額するものであります。

今回の不適切な事務処理を受け、再発防止に向けて組織一丸となり、なお一層の綱紀粛正を図ってまいりますので、今後ともご指導、ご協力をお願いいたします。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは、議案第38号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。

本案については、ご説明がありましたとおり、公共下水道事業受益者負担金の賦課漏れが発生したということで、その損害額については、先週の火曜日の全員協議会の中でもご説明がありましたとおり、賦課漏れが357万9,100円、そのうち協力金として81万6,000円を支払っていただいたということで、損害金は276万3,100円ということでありました。それに対して、今回町長と副町長の給与の減額があるわけですが、町長については3カ月、そして副町長については1カ月、それぞれ10分の1を減額するというので、その町長の減額の総額、そして副町長の給与の減額の総額をお示しいただきたいと思っております。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員のご質問にお答えいたします。

町長分は24万8,700円、副町長分は6万4,100円、合わせまして31万2,800円になります。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ただいまのお答えによりますと約31万円余りとなりますけれども、損害額については276万3,100円となりますが、これ責任、自戒の意味を持って減額をするということであると思われませんが、そのほかについては、損害額に満たない部分についてはどういう扱いになるのかをお示しいただきたいと思えます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員のご質問にお答えいたします。

今回の町長、副町長の給与の減額につきましては、あくまでも損害額に対してという考えではございません。あくまでも職員に対する管理監督が不足していたという面からでの町長、副町長の減額になっております。損害額につきまして、これに何らかの対応をするということは考えておりません。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかにございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 先週火曜日の全員協議会でもご説明がありましたが、そもそものこの案件がわかった経緯といたしましては、平成29年7月に下水道接続変更申請の際に賦課漏れが確認できたということでありました。その後、9月からことしの3月までかけて全受益地について調査をしたところ、19件の賦課漏れがあったということでしたが、これだけの期間がかかってしまったことの原因、それから7月に賦課漏れが、1件目が確認できた時点で、なぜ議会と、また町民等に対して報告がなかったのか、その理由をお尋ねしたいと思えます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員のご質問にお答えいたします。

まず、昨年7月に発覚した段階で議会への報告はというところではありますが、それが、説明がその時期に行わなかったことにつきましては、やはり全受益地に対する調査が必要だろうということで、前回ご説明申し上げました5,793筆、これらの全ての調査を終えたのが3月ということで、その全容がわかった段階でご説明申し上げたということが理由でございます。

以上でよろしかったでしょうか。

○議長（大木義正君） すみません、ちょっと暫時休議します。

(午後 2時15分)

○議長（大木義正君） 再開します。

(午後 2時15分)

○議長（大木義正君） 3番の安井議員の質疑は終了します。

ほかに質疑ございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは、議案第38号について質疑をいたします。

こちら5,793件中の19件ということで、ほかはほとんどがちゃんと賦課している状況において、なぜこの19件だけが漏れたのか、根本的な原因は何かをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、加藤議員の質問にお答えいたします。

今回の不適切事務の根本的な原因ということでございますが、これは幾つかございます。こちらは全協で説明したとおりでございますが、下水道関連の条例であったり法令等、特に猶予制度に対する理解不足、これは職員の理解不足でございます。あわせて担当者の確認不足、あわせて下水道の接続の際の受付業務、そういった部分での係間の連携不足、または担当者からの年度がわりの引き継ぎ不足ということで、これらの原因がそれぞれの案件によってでございますが、合わせたような形でのこういった不適切な事務に至った原因かなというふうには考えております。

以上であります。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） これは先ほどの答弁は、この全協の資料にも書いてありますので、大体わかるんですが、ほとんどが人的要因ということで、実際には19件だけ、なぜその19件だけが安易に起こったのかと。ほかはちゃんと確認してやっているわけですよね、きちんと。それだけが漏れるということは、ちょっと職務上、怠慢としか言いようがないんですよ。要は安易なミスというふうに見ざるを得ないんですが、その辺は実際どうだったのかを再度お聞きします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、加藤議員の再質問にお答えいたします。

今回の不適切事務の原因につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますが、やはり個人のミスを組織としてきちっと確認できなかった、そういった部分が大きな原因でありますし、今後はそういった対応

をしっかりとっていききたいというふうに考えております。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） それでは、全協の説明のときには職員等の処分等も含めて考えているようなお話があったかと思うんですが、今回はどのような対応をなされたのかをお伺いします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 加藤議員のご質問にお答えします。

議会全員協議会でも説明させていただきましたが、その時点でも検討中でありまして、最終的な詰めを今行っておりまして、本日のこの議案の可否の結果に基づきまして、来週早々に職員の該当する処分を行う予定であります。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） それでは、質疑のほうを行いたいと思います。

関連する議案第38号についてお尋ねをいたします。

平成12年から21年までにこのような事件が起きてしまったと、平成22年以降はないということをございまして、これはやはり人為的なミスがあったのかなというふうに判断をします。特に水道事業関係、下水道に関係しまして、2年前にもあったりとか、同様の賦課漏れ等いろいろあるかと思いますが、いわゆるちょっと数も多かたりして行政監察とか、そういった方法によって、やはり明確に改善すべきところをあぶり出して直そうというような、そのような手法でもって解決に至るような方策をとらなかったのかどうか、お伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘の内容としましては、第三者機関にといった意味合いかと思われまますけれども、そこまでの手だてはとってございません。あくまでも外部の方と相談してきたというところについては、顧問弁護士の方と相談しながらやってきたというところでもあります。ただし、こういった不適切な事務処理、近年、年に1回から数回起こっております。これについては大変遺憾なことでありますので、いま一度事務処理のやり方については、そのやり方とチェック体制というものの再確立が必要だというふうに考えております。

昨年ですけれども、内部統制ということで基本方針を策定いたしまして、ことしに入りまして実施方針を策定いたしました。全ての事務についてその手順とチェック体制について、再度確立するようなことで進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかに再質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 要するに、入ってくるべきお金が入ってこなかったという意味におきましては、町民への損失というふうな捉え方になるかと思えます。町民の立場からしますと、そのような捉え方のもとに、この損失をどのように埋めていくかということに関して、過去にもさまざまな事例があったときには、やはり担当された職員さんの自主返納とか、あるいは過去にもあった町長、副町長の減額、減給等による本来支払われるべきお金を相殺という形でもって、いわゆる町民への損失に対して相殺される等のことがあったかと思えます。それで事足りたのか、足りなかったのは結果的には知らされてはいないんですが、今回のことを事例としまして、結果として減給が成立したとした場合には、245万300円のいわゆる町民への損失というものが残ってくるのかなというふうに判断した場合、これらをどのように対処していくのか。いわゆる不納欠損として計上されるのか、その部分についての責はどのように捉えられるのかを、解決を含めてお答えいただきたいと思えます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えいたします。

過去に弁済があったということにつきましては、あくまでも自主的な弁済でございます。本人に気持ちを直接伺ったわけではありませんけれども、やはり私どもの判断といたしましても、重大な過失、あるいは故意があったというふうに考えております。そのことについて、本人が自覚して自主返納ということになったというふうに認識しております。

今回のものにつきましては、件数は19件であります。かかわった職員につきましてかなりの人数がおります。なおかつ、既に1人を除いては係長以上であった職にいた者がいないというところがあります。そういったことで、今回の損害額につながった者については、事務的なミス、組織的な確認不足でありまして、それについて重大な過失というまでの認識はない。これにつきましては弁護士の先生と相談させていただきまして、まして退職した職員にも弁済を求めるようなことはできないということで判断をいただいておりますので、今回の損失につきましては特段の手当てはできない、あくまでも町民の皆さんにおわびを申し上げていくしかないというふうに考えております。

以上です。

不納欠損につきましては、これは財務的な処理はまだ賦課までしておりませんので、収入として計上しているものではございません。ですから、財政的な処理というものは全く発生いたしません。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 立ち位置の問題かと思うんですけども、やはり行政に携わる方々の意見といたしますか、判断というのは今ご答弁いただいたような内容かと思うんですが、あくまでも財政、あるいは町民の財産というような観点からいきますと、やはり町民への損失という部分は、これは否定できないものかと思えます。これらに関して、いわゆる故意による重大な意図的による、そういう欠損とかということでもなく、やはり町

民の立場からいきますと損失は損失であろうと。そこに関してはミスがあったのであれば、そこは補填されるなりというのは当たり前ではないのかというように思う考えがございます。

解決策等を含めて、これらをやはり行政監察等に委ねて、理由から何から原因から全てを総じて、対策までを含めて結論を出すべきではないかと私は思うんですけれども、そこに至らない、あるいはそこに関してはできないというような理由があるのか、ないのか、お尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の損失は何らかの形で補填すべきだろうというお考えにつきましては、繰り返しになりますけれども、今回につきましては重大な過失あるいは故意等によって発生したものではないということで、携わった職員に対する損失の補填等については、全く現時点では考えておりません。このような不適切な事務処理が続いている中で、行政監察等について検討して対応したほうがよろしいのではないかとということにつきましては、これも繰り返しになりますが、あくまでも現時点で取り組んでおります内部統制によりまして、今の事務手続、あるいはチェック体制について再度構築していくということで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 3点ほど質問させていただきます。

1点目が協力金の81万6,000円ということで、4件の方々から協力金をいただいたということなんですが、時効が成立して請求できない段階で、協力をいただいてお金をもらったということでございますので、私の考えは、これは返すべきお金じゃないのかなと、時効成立後にお金をもらった、納めていただいた、協力金をいただいたというものは、これはやはり返すべきものじゃないのかなということが1点でございます。

一問一答ですか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、三村議員の質問にお答えいたします。

今回は協力金という形で、一部の方から負担金という形でいただいております。まずは今回、戸別訪問するに当たって説明させていただいたのは、まず不適切事務の謝罪と本来受益者負担金というものは事業に伴う、まさに受益者の負担ということでございます。そういった部分で、そういった趣旨を説明した上で、時効はもう成立をしています。納める義務はございません。そういう中で、この下水道受益者負担金という制度を理解していただければということでの、まさに協力金ということでございまして、その協議の中で今回4名の方につきましては、協力金という形で納入をいただいた経過でございます。

協力金を返すべきだということですが、納めていただいた趣旨を理解していただいて、納入していただいた協力金につきましては返還の予定はございません。

以上であります。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 時効が完成して、公債権については援用なしに時効が成立して請求ができないというような、そういった中でご理解を求めるとするのは性急ではないのかなというふうに私は思っただけで質問をしたわけですので、その辺をご理解いただきたいと思います。

この問題で長くやっている質問できなくなりますので、次の質問にいきます。

内部統制についてお尋ねをいたします。

内部統制ということで、今後この再発防止のために内部統制をやっていくよと、きっちりやっていくよというようなご説明がございましたが、今まで内部統制やっていなかったのか、それならばということをお尋ねをしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員のご質問にお答えいたします。

内部統制ということに取り組んだのは平成29年度からでございます。ただし、内部統制という言葉について、地方公共団体で取り組んでいる中では矢吹町は早い、時期的に早いというふうに考えております。国のほうで定められた法律の中でも、内部統制については義務づけられるのが政令市以上のところでは内部統制の基本方針、実施方針等を定めて取り組みなさいということでありまして、町村のほうでは義務ではございませんが、やはり何かしらこの不適切な事務処理というものを全くなくすということを目指すためには、やはり全体的な取り組みが必要だということで考えさせていただきまして、本町では内部統制の取り組みを進めているところであります。ただし、平成29年度から内部統制に取り組んだというふうに申しておりますが、それに取りかかるまでに何もなかったということではございません。さまざまな規定を整備しながら、職員の不適切な事務が発生しないようなことで取り組んでまいりましたことについては、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 内部統制、29年からというような話だったんですが、実際は、本来はやるべき仕事にはマニュアルがあって、その手順なんていうのはできていて、それをいかにチェックするかというのが1つの統制事項になるのかなというふうに考えております。

そういった意味で、私がことしの3月の議会に役場の中に、行政の中に監査室が必要じゃないか、それから常任監査役というものの設置が必要じゃないかというようなことでご提案いたしておりましたけれども、採用にはなりませんけれども、やはり今こういうようなことが起きてくると、その時点でも大体わかっていたんで

すね。これ経過を見ますと、去年の7月からこういうようなことがあって、徴収漏れがあって、時効が成立したような損害のものが出ているというようなことがわかっていて、それでいて自分たちで本当に執務を実行する側の立場の人がチェック機能まで本当に果たせるのかと、やはり同じ組織の中にも監査室なり、そういった形の監査機能を持ったところの組織が1つ必要になっているんじゃないかというようなことで、これは言いましたけれども、この点について再度、この内部統制の中には監査が必ず必要です。なかなか総務課の中でいろんなことをやったやつをチェックする人が誰もいないということでも困りますから、ぜひともそういったことについての町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えさせていただきます。

話は承りました。したがって、この後、組織として何ができるかということにつきまして、協議を深めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） それでは、議案第38号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をさせていただきます。

ただいまの質疑、またこれまでの全員協議会等でも明らかになりましたように、今回の発生した事案から報告での間がかなりの時間を要しているわけですが、出てきた報告書と申しますのは、A4の用紙1枚の両面に及ぶものでありまして、概要はわかるんですけども、本当にこれからこの原因をきちんと分析をして、その中身をチェックしていく、また、先ほど同僚議員からもお話がありましたが、マニュアル等を整備していく、そういったものがない。また、ないまま先に町長の減額の条例だけが先行していく。そして来週にならないと関係する職員3名についての処分も決定していない。こういった状況で町長の処分、処分ではありませんが、失礼いたしました。町長が不適切な事務処理に関してのおわびを申し上げるということで、この減額をすることではありますが、それは今の段階では議員としても判断いたしかねますし、また、町民に対してもその内容、経過等が十分説明できない状況であるということから判断ができかねるということで、まだ時期尚早であるということで、本案に反対をするものであります。

同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

5番。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 私は、議案第38号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。

この案件につきましては、全員協議会でも説明がありました。公共下水道の受益者負担金の賦課漏れというふうなことで、内容等につきましては、大変町としての業務の中では遺憾な業務だなというふうに思っておりますが、その後の経過等の説明の中で対象の調査、その中で19名の方が賦課漏れがあったということで、その中で弁護士等のお話を聞きながら、19名に適切な説明をして、4名の方が協力金を出していただいたということです。

ただ、それにつけても15件で損害額は276万3,100円というふうなことでございますが、今後のこれについて不適切な原因を調査した中で、再発防止策も掲げているというふうなことでございますので、町長につきましては、組織の長というふうな立場の中で今回判断されたというふうなことでございますから、私はこの第38号に対して賛成いたしたいと思います。

同僚議員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

6番。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 議案第38号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど同僚議員から多くの質問が出ました。しかし、この本条例はまず損害額に対して弁済をする条例ではないということ。確かに、町民に多くの損失額が出たのは確かでございます。それについて行政監察云々のいろいろなご意見が出ましたが、今の現時点におきまして、先週の全員協議会で執行部から説明がありましたように、まずその原因、あるいは戸別訪問の結果、再発防止策が我々全員の議員に表示をされております。さらに、今後内部統制を当然図るべきでしょう。そこら辺のことはもちろん期待をいたしますが、まず現時点におきまして、議案第38号の内容については、先ほど申し上げましたように、損害額に対しての弁済ではないということ、あくまでも管理監督者としての責任をとるという内容でございますので、その内容を鑑み、私は賛成をするものであります。

同僚議員の賛同をよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 議案第38号に関しまして、反対の立場で討論をいたします。

まず、町長の減額ですが、3カ月ということです。過去におきましては2カ月とかがございましたが、今回3カ月ということで、その程度がどれぐらいなのかはちょっとわかりませんが、とりあえず重大な案件として、

立ち位置としては町民の立場として見たときに、やはり町民への損失というものが大きな1つの視点になるかと思っております。そこにおきまして、やはり町長の給与の減額が3カ月とかという数字の根拠とか、よくわかりませんし、やはり対応策があるのであれば対応策を明確に示し、そして町民への損失というものに関しましても明確に位置づけた上で、最後に町長みずからご判断のもとに減給なり、そういった施策が出てくるものではないかというふうに考えまして、やはり司法としては、もう少し説明を町民に対しても十分にした上でやるべきものではないかという観点から、この議案に関しましては反対をいたします。

以上でございます。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

10番。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 私は、議案第38号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど質疑の中でさまざまな質疑がありました。足りないとか、返せとか、いろんな意見があると思います。現時点では、長はどういう責任をとるかという判断が今なされるべき判断だと思います。この後はどういう再発防止策を講じていくか、これが一番大事だというふうに思います。しかして説明の中でもありましたが、他の自治体の同様の件の対応を見ても、そんなに差異のある内容ではないというふうに私は判断いたします。

よって、本案に賛成するものであります。しかし、議案の説明の中であります。いろいろ説明ありましたが、連絡不足、そこに尽きると私は思います。それができていないというのは重大な過失ではないかというふうに言いたいところではありますが、その辺の判断はじっくりしていただいて、本来どこの民間企業でも行政でも、そういう業務引き継ぎはやっているはずで、そこが今後漏れないように、しっかり再発防止策を立てていただいて、今後絶対こういうことが起こらないように、皆さんそのつもりでされていると思います。そのつもりで私たちもこれからしっかり監視をしていきたいと思っておりますし、皆さんもそのつもりで町民のために仕事をしていただければというふうに思います。

ちょっと辛口になってしまいましたが、賛成の討論とさせていただきます。

議員皆様のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（大木義正君） ほかに討論はございませんか。

11番。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 議場の皆さん、私も38号に賛成の立場で討論いたします。

よく考えていただきたいと思っております。この問題に関した、要するに決裁をする課長の皆さんは今いないんです。よく考えてください。ですから、福田課長は先ほどの説明で、その人たちをこの議会に集めて処置をするんですか。ですから、町長みずから責任をとるということで、町長も10年間の過去のあれですから、ですから、そこで処断をして自分の報酬並びに副町長並べて減額するということになっております。やはり先ほど熊田議員の言ったとおりで、同僚議員が言っていましたけれども、早く解決をして、そして担当課にこういう事務引き継ぎのミスをしないうように、その方法を早くやっていただくことが大切だと思います。この議会で決めない

でいつやるんですか。町民の皆さんについて、退職した職員の皆さんを呼ばって、ここで課長の判断を説明させるんですか。私はそういう意味をもって、早く処断するというので、38号に賛成いたします。

議員同僚の皆さんのご同意をよろしく願います。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第38号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大木義正君） 起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第8、これより発議第2号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

2番、三村正一君。

暫時休議します。

（午後 2時49分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 3時08分）

○議長（大木義正君） 2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） それでは朗読させていただきます。

発議第2号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）について説明いたします。

東日本大震災を受け創設された被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金は、被災児童生徒就学支援等事業交付金となり4年目を迎え、被災した子供たちにとり、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。しかし、今後本事業が終了、もしくは規模が縮小することになれば自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。このような理由から、平成31年度以降も全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と、十分な就学支援に必要な予算の確保を行うことの実現について、地方

自治法第99条に基づき意見書を提出しようとするものであります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

○議長（大木義正君） これより発議第2号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認めます。

お諮りします。発議第2号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号の意見書は提出することに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（大木義正君） 日程第9、これより閉会中の継続調査の申出を議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、総務教育常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員の派遣について

○議長（大木義正君） 日程第10、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます

よって、別紙のとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（大木義正君） これにて本日の議案審議は全部終了いたしました。

第408回矢吹町議会定例会を閉会といたします。
ご協力まことにありがとうございました。

(午後 3時13分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 9月 5日

議 長 大木 義正

署 名 議 員 安井 敬博

署 名 議 員 加藤 宏樹